

平成29年度業務実績等報告書

独立行政法人日本学生支援機構

平成 29 年度業務実績等報告書 目次

■年度評価 項目別評定一覧表.....	1	④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用.....	48
■各項目の業務実績及び自己評価		<21> 減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況.....	48
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	4	⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入.....	53
1 共通的事項.....	4	<22> 所得連動返還型奨学金制度の実施状況.....	53
(1) 透明性及び公平性の確保.....	4	(5) 情報提供等の充実.....	55
<1> 運営評議会の実施状況.....	4	<23> 情報提供等の実施状況.....	55
<2> 外部評価の実施状況.....	5	(6) 学校との連携強化.....	61
(2) 広報・広聴の充実.....	6	<24> 学校との連携の実施状況.....	61
<3> 広報活動の実施状況.....	6	3 留学生支援事業.....	66
<4> 広聴活動の実施状況.....	7	(1) 日本への留学前の学生に対する支援.....	66
(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施.....	9	① 日本留学に関する情報提供等の充実.....	66
<5> 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況.....	9	<25> 日本留学に関する情報提供の実施状況.....	66
(4) 情報セキュリティ対策の実施.....	12	② 日本留学試験の適切な実施.....	72
<6> 情報セキュリティ対策の実施状況.....	12	<26> 日本留学試験の実施状況.....	72
2 奨学金事業.....	15	<27> 年間応募者数.....	74
(1) 奨学金貸与の的確な実施.....	15	<28> 収支改善に係る検討状況.....	75
<7> 奨学金貸与の的確な実施状況.....	15	③ 日本語教育センターにおける教育の実施.....	76
(2) 給付型奨学金事業の実施.....	19	<29> 質の高い教育の実践状況.....	77
<7-2> 給付型奨学金事業の実施状況.....	19	<30> 留学生受入れに係る取組状況.....	80
(3) 適格認定の実施.....	23	<31> 卒業予定者の満足度.....	82
<8> 適格認定の実施状況.....	23	(2) 外国人留学生に対する在学中の支援.....	84
(4) 返還金の回収促進.....	26	① 外国人留学生に対する学資金の支給.....	84
① 返還金回収状況の把握と分析.....	27	<32> 外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況.....	84
<9> 回収状況の把握・分析等の実施状況.....	27	② 外国人留学生に対する宿舍の支援等.....	88
② 回収の取組.....	31	<33> 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況.....	89
<10> 当年度分回収率.....	31	<34> 東京国際交流会館における収支の改善状況.....	90
<11> 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率.....	31	<35> 兵庫国際交流会館における収支の改善状況.....	92
<12> 総回収率.....	34	<36> 東京国際交流会館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況.....	93
<13> リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況.....	35	<37> 留学生借り上げ宿舍支援事業の実施状況.....	99
<14> 初期延滞における督促の実施状況.....	36	③ 外国人留学生等の交流推進.....	101
<15> 中長期延滞における督促の実施状況.....	37	<38> 国際交流事業の実施状況.....	101
<16> 法的処理の実施状況.....	39	(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援.....	103
<17> 延滞者の実態調査の実施状況.....	40	① 外国人留学生に対する就職支援.....	103
<18> 住所調査の実施状況.....	41	<39> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況.....	103
<19> 個人信用情報機関の活用状況.....	42	② 外国人留学生に対するフォローアップ.....	105
③ 機関保証制度の運用.....	43	<40> 外国人留学生に対するフォローアップの実施状況.....	105
<20> 機関保証制度の運用状況.....	43	(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実.....	107
		<41> 海外留学に関する情報提供の実施状況.....	107

(5) 日本人留学生に対する学資金の支給.....	110	<59> 内部監査の実施状況.....	159
<42> 日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況.....	110	(3) コンプライアンスの推進.....	162
(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援.....	120	<60> コンプライアンス職員研修の実施状況.....	162
<43> 日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況.....	120	<61> 個人情報保護の徹底に係る実施状況.....	163
4 学生生活支援事業.....	123	<62> 情報公開の実施状況.....	165
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実.....	123	Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画.....	166
<44> 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況.....	123	(1) 収入の確保等.....	166
(2) 障害のある学生等に対する支援の充実.....	125	<63> 収入の確保等の状況.....	166
<45> 障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況.....	125	(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施.....	169
<46> 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況.....	127	<64> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況.....	169
(3) キャリア・就職支援の実施.....	131	(3) 予算.....	170
<47> キャリア・就職支援の実施状況.....	131	<65> 予算の執行状況.....	170
5 その他附帯業務.....	135	(4) 収支計画.....	180
(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力.....	135	<66> 計画と実績の対比.....	180
<48> 高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況.....	135	(5) 資金計画.....	188
(2) 寄附金事業の実施.....	136	<67> 計画と実績の対比.....	188
<49> 寄附金事業の実施状況.....	136	Ⅳ 短期借入金限度額.....	198
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	138	<68> 短期借入金の調達状況.....	198
1 業務の効率化.....	138	Ⅴ 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画.....	199
(1) 一般管理費等の削減.....	138	<69> 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況.....	199
<50> 一般管理費(人件費、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況.....	139	Ⅵ 独立行政法人通則法第三十条第二項第六号で定める重要な財産の処分等に関する計画.....	200
<51> 業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)削減の進捗状況.....	140	<70> 職員宿舎の処分に係る実施状況.....	200
<52> 奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況.....	141	Ⅶ 剰余金の使途.....	201
<53> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況.....	141	<71> 剰余金の活用状況.....	201
(2) 外部委託等の推進.....	143	Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項.....	202
<54> 外部委託の実施状況.....	143	1 施設及び設備に関する計画.....	202
(3) 契約の適正化.....	146	<72> 施設及び設備の整備に係る実施状況.....	202
<55> 契約の適正化に係る実施状況.....	146	2 人事に関する計画.....	203
(4) 情報システムの活用.....	152	<73> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況.....	203
<56> 業務効率化に資する情報システムの運用状況.....	152	<74> 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況.....	204
2 組織の効果的な機能発揮.....	154	3 中期目標の期間を超える債務負担 ※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。	206
<57> 組織改善の状況.....	154	4 積立金の使途.....	206
3 内部統制・ガバナンスの強化.....	155	<75> 積立金の利用状況.....	206
(1) 事業の確実な実施.....	155		
<58> ガバナンス確保の状況.....	155		
(2) 監査の実施.....	159		

年度評価 項目別評定一覧表

中期計画・評価指標	年度評価				
	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 共通的事項					
(1) 透明性及び公平性の確保					
運営評議会の実施状況	B	B	B	B	
外部評価の実施状況	B	B	B	B	
(2) 広報・広聴の充実					
広報活動の実施状況	B	B	B	B	
広聴活動の実施状況	B	B	B	B	
(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施					
学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B	B	B	B	
(4) 情報セキュリティ対策の実施					
情報セキュリティ対策の実施状況	B	B	B	B	
2 奨学金貸与事業					
(1) 奨学金貸与の的確な実施					
奨学金貸与の的確な実施状況	B	B	A	B	
(2) 給付型奨学金事業の実施					
給付型奨学金事業の実施状況				B	
(3) 適格認定の実施					
適格認定の実施状況	B	B	B	B	
(4) 返還金の回収促進					
① 返還金回収状況の把握と分析					
回収状況の把握・分析等の実施状況	B	B	B	B	
② 回収の取組					
当年度分回収率	A	A	A	A	
要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	C	B	C	C	
総回収率	A	A	A	A	
リレー口座加入徹底及び返還相談に係る取組状況	B	B	B	B	
初期延滞における督促の実施状況	B	B	B	B	

中期計画・評価指標	年度評価				
	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
中長期延滞における督促の実施状況					
	B	B	B	B	
法的処理の実施状況					
	B	B	B	B	
延滞者の実態調査の実施状況					
	B	B	B	B	
住所調査の実施状況					
	B	B	B	B	
個人信用情報機関の活用状況					
	B	C	B	B	
③ 機関保証制度の運用					
機関保証制度の運用状況	B	B	B	B	
④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用					
減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	B	B	B	B	
⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入					
所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況	B	B	B	B	
(5) 情報提供等の充実					
情報提供等の実施状況	B	B	B	B	
(6) 学校との連携強化					
学校との連携の実施状況	B	B	B	B	
3 留学生支援事業					
(1) 日本への留学前の学生に対する支援					
① 日本留学に関する情報提供等の充実					
日本留学に関する情報提供の実施状況	B	B	B	B	
② 日本留学試験の適切な実施					
日本留学試験の実施状況	B	B	B	B	
年間応募者数	B	B	B	A	
収支改善に係る検討状況	B	B	B	B	
③ 日本語教育センターにおける教育の実施					
質の高い教育の実践状況	B	B	B	B	
留学生受入れに係る取組状況	B	B	B	B	
卒業予定者の満足度	A	B	B	A	

中期計画・評価指標	年度評価				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
(2)外国人留学生に対する在学中の支援					
①外国人留学生に対する学資金の支給					
外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B	B	
②外国人留学生に対する宿舎の支援等					
札幌、金沢、福岡の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	B	B	B	B	
東京国際交流館における収支の改善状況	B	C	B	B	
兵庫国際交流会館における収支の改善状況	C	B	B	A	
東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況	B	B	B	B	
留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況	B	B	B	B	
③外国人留学生等の交流推進					
国際交流事業の実施状況	B	B	B	B	
(3)外国人留学生に対する卒業・修了後の支援					
①外国人留学生に対する就職支援					
外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B	B	B	B	
②外国人留学生に対するフォローアップ					
外国人留学生に対するフォローアップの実施状況	B	B	B	B	
(4)日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実					
海外留学に関する情報提供の実施状況	B	B	B	B	
(5)日本人留学生に対する学資金の支給					
日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B	B	
(6)日本人留学生に対する留学前後の支援					
日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	B	B	B	B	
4 学生生活支援事業					
(1)学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実					
学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	B	B	B	B	
(2)障害のある学生等に対する支援の充実					
障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	B	B	B	B	

中期計画・評価指標	年度評価				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	B	B	B	B	
(3)キャリア・就職支援の実施					
キャリア・就職支援の実施状況	B	B	B	B	
5 その他附帯業務					
(1)高校生等に対する学資金貸与事業への協力					
高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	B	B	B	B	
(2)寄附金事業の実施					
寄附金事業の実施状況	B	B	B	A	
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置					
1 業務の効率化					
(1)一般管理費等の削減					
一般管理費(人件費、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況	A	A	A	B	
業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)削減の進捗状況	A	A	A	A	
奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B	B	B	B	
政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B	B	B	B	
(2)外部委託等の推進					
外部委託の実施状況	B	B	B	B	
(3)契約の適正化					
契約の適正化に係る実施状況	B	B	B	B	
(4)情報システムの活用					
業務効率化に資する情報システムの運用状況	B	B	B	B	
2 組織の効果的な機能発揮					
組織改善の状況	B	B	B	B	
3 内部統制・ガバナンスの強化					
(1)事業の確実な実施					
ガバナンス確保の状況	B	B	B	B	

中期計画・評価指標		年度評価				
		26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
(2) 監査の実施	内部監査の実施状況	B	B	B	B	
	(3) コンプライアンスの推進					
	コンプライアンス職員研修の実施状況	B	B	B	B	
	個人情報保護の徹底に係る実施状況	C	B	C	B	
	情報公開の実施状況	B	B	B	B	
III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画						
(1) 収入の確保等	収入の確保等の状況	B	B	B	B	
	(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施					
	適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B	B	B	B	
(3) 予算	予算の執行状況	B	B	B	B	
	(4) 収支計画					
	計画と実績の対比	B	B	B	B	
(5) 資金計画	計画と実績の対比	B	B	B	B	
	IV 短期借入金の限度額					
	短期借入金の調達状況	B	B	B	B	
V 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画						
	国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	B	B	B	B	
VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第六号で定める重要な財産の処分等に関する計画						
	職員宿舎の処分に係る実施状況	—	—	B	B	
VII 剰余金の使途						
	剰余金の活用状況	—	—	—	—	

中期計画・評価指標		年度評価				
		26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備に係る実施状況	B	B	B	B	
	2 人事に関する計画					
(1) 方針	人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B	B	B	B	
	(2) 人事に係る指標					
	業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B	B	B	B	
3 中期目標の期間を超える債務負担						
	※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。	/	/	/	/	/
4 積立金の使途						
	積立金の利用状況	—	—	—	—	

各項目の評定基準は、「文部科学省所管の独立行政法人の評定に関する基準」(平成27年6月30日 文部科学大臣決定)を踏まえ、以下のとおりとする。

S：中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A：中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする)。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満)。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	57,765	58,200	59,130	57,264	
従事人員数(人)	8	8	8	8	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。</p>	<p>① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得る。</p>	<p>① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得ることを通じて業務の適切性を確保する。</p>	<p><1> 運営評議会の実施状況</p>	<p>○運営評議会の開催 外部有識者により組織される運営評議会を 2 回開催し、新規事業等の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行い、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。</p> <p>(1)第 1 回 ①日程:平成 29 年 10 月 19 日 ②議題:・奨学金事業における新制度の状況について ・国際交流拠点事業について ・障害学生支援を取り巻く状況と JASSO 及び大学等の取組について ・平成 30 年度概算要求について ③主な審議内容:奨学金の新制度の更なる充実に向けた助言</p> <p>(2)第 2 回 ①日程:平成 30 年 1 月 31 日 ②議題:・奨学金事業における新制度等の進捗状況について ・海外留学支援制度について ・キャリア・就職支援について ・広報活動の推進について ・寄附の促進・活用について ・平成 30 年度予算案について ③主な審議内容:留学生施策の拡大とキャリア教育の充実に向けた助言</p>	<p><評定> B <評定根拠> ・外部有識者からなる運営評議会を開催し機構の新規事業や次年度予算の状況等について助言を得たことは評価できる。 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。</p>

			<p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会(外部有識者 1名を含む 20名の委員で構成。平成 29 年 6 月 6 日開催)において「平成 29 年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修等を実施した。</p>	
<p>② 外部評価の実施 外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。</p>	<p>② 外部有識者の活用による自己評価の実施 外部有識者による評価委員会を開催し、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。</p>	<p><2> 外部評価の実施状況</p>	<p>○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施 (1)平成 28 年度の業務実績に関する評価の実施 平成 28 年度の業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案をとりまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(第 1 回)(平成 29 年 6 月 16 日)を開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、平成 28 年度業務実績等報告書としてとりまとめ、平成 29 年 6 月 21 日付で文部科学大臣に提出するとともに、評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。</p> <p>(2)平成 29 年度業務実績及び第 3 期中期目標期間見込業務実績に係る評価指標の決定 平成 29 年度業務実績及び第 3 期中期目標期間見込業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準(S、A、B、C、Dの基準)の案を策定し、平成 29 年度独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(第 2 回)(平成 30 年 3 月 16 日～3 月 30 日(書面審議))を開催し、意見を聴取した上で決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用 平成 28 年度の業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、平成 29 年 10 月～11 月にかけて、評価結果や評価における指摘事項等がどのように業務に反映されているかにも留意しつつ、ヒアリング等を通じて業務の進捗状況等を確認し、計画の達成に課題があると認められた事項については改善を促し、当該改善状況に係るフォローアップを行った。 なお、進捗状況やフォローアップの結果については、経営管理会議にて報告した。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 ・平成 28 年度の評価結果に留意して平成 29 年度の業務の進捗状況や課題を確認し、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善という点において評価できる。</p>

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 共通的事項

(2) 広報・広聴の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	56,923	91,589	57,590	58,209	
従事人員数(人)	5	6	5	5	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点で、広報・広聴の充実を図る。	① 各年度策定する広報計画の下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	① 広報計画を策定し、その下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	<3> 広報活動の実施状況	<p>○広報活動基本計画の策定 計画期間を平成 29 年度及び 30 年度の 2 か年とし、広報活動の強化に組織全体で取り組むための基本方針や主な取組を定めた「広報活動基本計画」を策定のため、事業と広報の一体的な推進に取り組んだ。</p> <p>○組織全体に関する広報 広報活動基本計画に基づき、組織全体に関わる以下の広報活動を行った。</p> <p>(1)適切な報道と正しい理解を促進するための取組 ・奨学金事業に関心を持つ方を対象に、平成 29 年度版「奨学金事業への理解を深めていただくために」[報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集]をホームページに掲載した。また、ナレーションを入れた動画版を YouTube で公開した。 ・奨学金事業への正しい理解を促進するため平成 28 年度に制作した動画「そうだったのか！奨学金」を平成 29 年 4 月に YouTube で公開した。</p> <p>(2)JASSO 公式 Twitter の開設・運営 学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、平成 30 年 2 月より、Twitter“JASSO 総合チャンネル”を開設し、平成 30 年 3 月末までに、32 件のツイートを行った。</p> <p>(3)報道対応 ・誤解等を招きかねない報道については、ホームページの「JASSO の事業に関する</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・広報基本計画に基づいて、機構全体で事業と広報の一体的な推進に取り組み、国内外の学生や関係機関等に対して分かりやすい情報を迅速に提供するべく、従来からのホームページでの情報提供だけでなく SNS への活用等、多様な広報活動に取り組んだことは評価できる。 ・奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組として、データ・ファクト集及び動画「そうだったのか！奨学金」を公開したことは評価できる。 ・ホームページにおける利用者の利便性向上等のために様々な改善を行ったことは評価できる。</p>

				<p>る報道等について」において、迅速に正しい説明を行い、事業に対する理解の促進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に対し、各種制度の募集情報や、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用について等、以下のとおりプレスリリースを 50 件行い、迅速に情報を提供することに努めた。 <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急採用奨学金・減額返還・返還期限猶予や JASSO 支援金の受付 ・各種制度の募集開始・選考結果 ・各種調査の結果報告 ・イベント等の開催情報 <p>(4)ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付奨学金やスカラシップ・アドバイザー派遣事業などの新制度の導入を踏まえ、情報提供の強化を図るための改修を行った。 ・ホームページの一部コンテンツが暗号化(SSL 化)されていないため、悪意のある者にコンテンツが改竄される恐れがあることからセキュリティの強化を図るための改修を行った。 <p>(5)メールマガジンを学校の教職員等を対象に月1回(毎月15日)、合計12回配信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。</p> <p><ホームページ年間アクセス件数></p> <table border="1" data-bbox="835 852 1523 940"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71,865,142件</td> <td>67,869,296件</td> <td>5.89%増</td> </tr> </tbody> </table> <p><メールマガジン配信件数> ※年度末配信件数</p> <table border="1" data-bbox="828 1005 1516 1093"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,433件</td> <td>5,563件</td> <td>2.3%減</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比	71,865,142件	67,869,296件	5.89%増	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比	5,433件	5,563件	2.3%減	
平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比															
71,865,142件	67,869,296件	5.89%増															
平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比															
5,433件	5,563件	2.3%減															
<p>② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の</p>	<p>② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、平成28年度に実施した広聴モニター等</p>	<p><4> 広聴活動の実施状況</p>	<p>○広聴調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に実施した広聴調査の結果について、5 月に機構ホームページにて公表をした。また、調査結果の分析から、適切な媒体の活用や情報を必要とする対象に向けた広報活動の展開により、事業の正しい理解の拡大及び効果的な情報提供を目指すこととし、JASSO 公式 Twitter を開設するなど、広報媒体の拡充を行った。 <p>[(参考)平成 28 年度広聴調査概要]</p> <p>①趣旨及び目的:今後の広報活動に活かすため、高等教育への進学時の状</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広聴調査結果の分析から今後の広報活動指針を設定し、その指針に基づき広報活動を実施したことは評価できる。 ・意見投稿フォームに寄せられた意見等を具体的な業務改 													

	<p>充実を図る。</p>	<p>の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。</p>	<p>況、留学予定及び機構に関する認知度等について調査</p> <p>②調査対象:全国の大学生と、大学生の親(親子関係ではない)の男女</p> <p>③調査方法:インターネットモニター調査により、大学1・2年生400名、大学1・2年生の子どもをもつ親400名を確保する方法で実施</p> <p>④調査時期:平成29年1月12日から1月16日</p> <p>⑤有効回答数:800名</p> <p>○意見投稿フォームの運用及び業務改善への活用 ホームページ上で運用している意見投稿フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議で報告するとともに、奨学金貸与・返還シミュレーションの利便性向上への対応など業務改善の参考とした。</p>	<p>善の参考としたことは評価できる。</p>
--	---------------	--	--	-------------------------

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 共通的事項

(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	81,438	76,928	87,602	78,436	
従事人員数(人)	9	9	8	8	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。</p>	<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査・分析・研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。</p>	<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査・分析・研究に取り組む。</p>	<p><5> 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況</p>	<p>○学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>(1)学生生活調査 学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成 29 年度は、平成 28 年 11 月に実施した調査について、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、外部有識者による専門研究領域に係る知見や、これまでの本調査への協力の経験を活かした執筆を行った。 また、これまでは集計結果のみを掲載した冊子を作成し公表していたが、平成 28 年度調査では集計結果に加えて結果概要及び外部有識者の分析による執筆も併せて 1 つの冊子とし、調査結果の全体像が把握しやすいように公表資料を改善した。 公表資料については、平成 30 年 3 月までに確定し、機構のホームページにて公表した(平成 30 年 4 月 3 日公表)。</p> <p>(2)奨学事業に関する実態調査等</p> <p>①平成 28 年度奨学事業に関する実態調査 国内の奨学金事業の実施状況を把握するため、3 年に 1 度調査を実施している。平成 29 年度は調査実施年に当たるため、文部科学省と協議して取りまとめた実施案に基づき、全国の学校、地方公共団体、奨学金事業実施団体等が平成 28 年度に実施した奨学金事業の状況、規模について調査を実施した。(平成 29 年 8 月 24 日～12 月 20 日)</p> <p>②大学・地方公共団体等が行う奨学金制度に関する情報提供 大学等に進学を志す学生等への情報提供を目的として、大学、地方公共団</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生生活調査、奨学金事業の実態を把握するための調査、外国人留学生在籍調査を計画的にかつ確実に実施したことは評価できる。特に、学生生活調査については、継続調査として調査結果のとりまとめまで着実に実施しつつ、調査の全体像が把握しやすいように公表資料を改善したことは評価できる。 ・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所付属社会調査・データアーカイブ研究センター(SSJDA)へ寄託したことは、調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究等の発展に資するものであり、機構や国の施策等に反映させることができるため、評価

				<p>体、奨学金事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を行ない、機構ホームページにて情報提供を行っており、平成 29 年度は平成 30 年度進学者等の利用に資するため、最新の情報に更新を行った。(平成 30 年 1 月)</p> <p>(3)留学生に関する調査 留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。</p> <p>[外国人留学生在籍状況等に関する調査]</p> <p>①外国人留学生在籍状況調査 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生在籍状況(5 月 1 日現在)を把握するため実施し、調査結果についてプレスリリースを行うとともに、機構のホームページで公表した(平成 29 年 12 月)。 また、同調査実施に併せ、以下の 2 つの調査を実施し、①と併せて公表した。</p> <p>②外国人留学生年間受入れ状況調査 ③短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査</p> <p>[その他調査] 留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施し、調査結果を機構のホームページで公表した。</p> <p>①協定等に基づく日本人学生留学状況調査(平成 29 年 12 月公表) ②外国人留学生進路状況調査(平成 30 年 2 月公表) ③外国人留学生学位授与状況調査(平成 30 年 2 月公表) ④私費外国人留学生生活実態調査(平成 29 年度に調査を実施し、平成 30 年 9 月に調査結果を公表予定)</p> <p>○調査分析機能の充実に向けた取組</p> <p>(1)調査分析室定例会議 調査分析室が事務局となり、各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行う場として、各部の調査分析室担当を中心とする「調査分析室定例会議」を開催し、各調査に係る進捗報告や改善点等について議論した。(平成 29 年度は 3 回開催)</p> <p>(2)機構の情報資産の寄託 機構が保有する調査データの幅広い活用を目的として、平成 28 年度より東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター(以下「SSJDA」という。)へ原則として調査ローデータを寄託することとしており、平成</p>	<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の用途及び有用性の実態分析について、有識者による講演会を開催したことは、機構職員が奨学金事業の効果や課題等について理解を深めることにつながるため、評価できる。 ・調査データの集約管理の実施は、調査データの散逸防止という点において、評価できる。 ・JASSO リサーチの創設は、学生支援に関する調査・研究の拡充という観点から評価できる。
--	--	--	--	---	---

				<p>29年度は10件の調査ローデータをSSJDAへ寄託した。</p> <p>(3)機構の事業に係る調査分析の実施 機構役職員が奨学金事業の効果や課題等について理解を深めることを目的として、「学生生活調査」の結果を活用した奨学金の使途及び有用性に関する調査分析(平成28年度中に外部有識者に依頼。平成29年8月完了)が完了した。これを受けて、役職員向け講演会を開催し、有識者より取りまとめられた調査分析結果等についての報告を行った(平成30年3月5日)。</p> <p>(4)調査データの集約管理 過去に機構で実施した調査のローデータ散逸防止のため、調査データの複製を集積し、引き続き適切に保管した。</p> <p>(5)学生支援の推進に資する調査研究(JASSOリサーチ)の創設 調査研究への活用を希望して行われた寄附をもとに、学生支援の推進に資する調査研究事業(JASSOリサーチ)を創設した。 平成29年度は、平成30年度JASSOリサーチの公募を行った(平成30年2月1日～2月28日)。応募のあった25件については、外部有識者を含むJASSOリサーチ推進委員会(第1回)にて採択に係る審議が行われた(平成30年3月27日)。</p>	
--	--	--	--	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 共通的事項

(4) 情報セキュリティ対策の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	98,756	115,820	114,798	118,244	
従事人員数(人)	9	9	9	10	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
<p>業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、「サイバーセキュリティ戦略について」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p>	<p>大量の個人情報を取扱う組織であるという特殊性を踏まえ、最新の動向及び「サイバーセキュリティ戦略について」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)等、政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、攻撃を前提とした情報システムの防御力の強化・多層的な対策等、</p>	<p>情報セキュリティに関する最新動向及び「サイバーセキュリティ戦略について」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)等、政府の方針を踏まえ、攻撃を前提とした情報システムの防御力の強化・多層的な対策等、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図</p>	<p><6> 情報セキュリティ対策の実施状況</p>	<p>情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するために情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図るため、以下の対応を行った。</p> <p>○情報セキュリティポリシーの改定 機構内の情報セキュリティ委員会の審議を経て、情報セキュリティポリシーを改定し、紙媒体の情報の取扱いについて規定した。(平成 30 年 3 月 30 日)</p> <p>○リスクアセスメントの実施(セキュリティアセスメント) 機構にとってリスクが高いと想定され外部と接続する「奨学金業務システム」、「機構ホームページ」、「日本留学ポータル」、「海外留学支援ポータル」にターゲットを絞り、リスクアセスメントを実施した。(平成 29 年 10 月～30 年 3 月)</p> <p>○情報セキュリティ対策の強化 (1)リスクアセスメント等を踏まえたセキュリティ対策の強化 リスクアセスメントの評価結果及び情報セキュリティポリシー等を踏まえた対策、併せて、高度化したサイバー攻撃への対策として、入口での防御だけでなく、侵入されたことを想定し、機密情報等の流出を防ぐための内部・出口対策という多層防御の観点から、以下の対策を新たに実施した。 ①ファイアウォールの機能強化 不正通信の防御装置(ファイアウォール)について、契約期間の満了に伴</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、情報セキュリティに関するリスクアセスメントにおける指摘事項等を踏まえ、様々なセキュリティ対策を講じ、ネットワークのセキュリティの強化やインシデント発生時の被害拡大防止等を目的とした機構内ネットワークの再構築及び体制整備を行ったことは、情報システム環境を整備し、セキュリティ対策を推進したという観点から評価できる。 ・標的型メール攻撃に対する訓練、研修及び全職員を対象とした自己点検の実施により役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは、大量の個人情報を扱う組織と</p>	

	適切なセキュリティ対策を推進する。	る。	<p>い、正常な通信に紛れた悪意ある通信に対しても防御可能となる機能を有した装置に変更した。(平成 29 年 7 月)</p> <p>②機構内ネットワークの再構築 奨学金業務を行う(個人情報を取り扱う)端末とインターネットに接続する端末を、これまでの端末の設定による分離方式ではなく、ネットワークレベルで論理分離する機構内ネットワークの再構築を行った。これにより、セキュリティの一層の強化が図られるとともに、主要なネットワーク機器や回線の冗長化により障害発生時の対策も強化された。(平成 30 年 1 月)</p> <p>③セキュリティインシデントの監視・対応の強化 遠隔操作ウィルス等への感染による不正通信が発生し、悪意あるサイトとの通信や情報漏えいが起きていないかを、24 時間 365 日体制で監視し、有事の際には専門的なサポートを受けることが可能な、セキュリティインシデントの監視に関する業務を委託した。(平成 30 年 3 月)</p> <p>(2)情報セキュリティ緊急時対応体制(CSIRT)の構築 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 28 年度版、平成 28 年 8 月 31 日決定)を踏まえ、情報セキュリティインシデント発生時に当該インシデントに対処する体制(CSIRT)を構築した。(平成 30 年 3 月)</p> <p>(3)その他のセキュリティ対策</p> <p>①脆弱性診断と診断結果に対する対策 Web アプリケーションプログラムやミドルウェア等について脆弱性診断を実施し、診断結果に応じた対策を実施した。</p> <p>②ウィルス対策 コンピュータウィルス対策として、毎日最新のウィルス情報を取得して、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウィルスチェックを実施するとともに、毎週 1 回全ファイルのウィルスチェックを実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組</p> <p>(1)標的型メール訓練、情報セキュリティ研修の一体的実施 役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練を実施している。平成 29 年度は、前年度に引き続き、標的型メール訓練と情報セキュリティ研修を一体的に実施し、標的型メール訓練の結果(メールの開封率等)に基づいて、想定される被害や対策等について学ぶ実践的な内容の研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型メール訓練:2 回(全役職員対象) ・情報セキュリティ研修:4 回、出席者 137 人(対象:主に係員層、情報セキュリティポリシー自己点検において誤答率の高かった者、特定個人情報を取 	しての責任体制を強化するという観点から評価できる。
--	-------------------	----	---	---------------------------

				<p>り扱う者等)</p> <p>(2)職員研修等の実施 情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。 ①コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修:出席者52人(対象: 各日本語教育センターの教職員) ②新入職員等(非常勤職員・派遣職員を含む)研修(随時実施)</p> <p>(3)情報セキュリティポリシー自己点検 情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、全職員を対象とした 情報セキュリティ自己点検を実施した。(平成30年3月)</p>	
--	--	--	--	--	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 奨学金事業

(1) 奨学金貸与の的確な実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	875,122	1,139,587	854,755	1,939,686	
従事人員数(人)	31	28	30	37	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。	18 歳人口が減少していく一方で、18 歳人口の約 8 割が高等教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国における今後の貸与基準等の検討に	平成 28 年度に引き続き、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、収入基準の見直しに取り組む。	<7> 奨学金貸与の的確な実施状況	<p>○収入基準の見直し 最新のデータ(平成26年度家計調査年報、平成26年度子供の学習費調査、平成24年度学生生活調査)に基づき、ひとり親世帯や多子世帯が安心して子育てができるよう配慮しつつ、財源を有効活用するために、以下のとおり収入基準額を見直した。(平成29年度採用者から適用) ・給与所得控除額の引き下げ ・特別控除(母子・父子世帯控除額、多子世帯にかかる控除額)の引き上げ</p> <p>○第一種奨学金の希望者全員に対する貸与の実施 貸与基準を満たすものの予算の制約から貸与できない「残存適格者」を解消するとともに、経済的な不安により進学を断念せざるを得ないような低所得世帯の生徒について、大学等への進学の後押しを目的として、第一種奨学金の学力(成績)基準を実質的に撤廃した。(平成29年度採用者から適用)</p> <p>○健康に関する基準の撤廃の検討 大学等に入学していることを持って修学に耐えうるとみなされること、文部科学省の定める「大学入学者選抜実施要項」において、「入学志願者の健康状況については原則として入学者選抜の判定資料としない」とあること等を踏まえ、健康に関する基準を撤廃する準備を行った。(平成30年度在学採用及び平成31年度に入学する予約採用の選考から適用予定)</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・家計調査年報等のデータに基づき家計や生活の実態等に配慮して収入基準の見直しを行うとともに、第一種奨学金について、平成 29 年度入学者より、残存適格者の解消や 低所得世帯の生徒に係る成績基準を実質的に撤廃する等、「真に支援を必要とする者への貸与」を推進したことは評価できる。 ・真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与月額について見直しを行ったことは評価できる。 ・意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、東日本大震災復興枠の採用</p>	

資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行うことにより収入基準の見直しを図る。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うよう取り組む。

○貸与月額の見直し

真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、以下のとおり貸与月額を見直した。

(1)第一種奨学金

第一種奨学金の貸与月額を新設するとともに、家計支持者の年収が一定額を超える場合の貸与月額に制限を設けるための準備を行った。
(平成 30 年度入学者から適用予定。)

[見直し内容]

①貸与月額の 신설

それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選択できる貸与月額を増やした(下表*部分)。

②貸与月額の制限

家計支持者の年収が一定額以上の者は、各区分の最も高い月額以外から選択するようにした(下表太枠部分)。

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円
	30,000 円	*40,000 円	*40,000 円	*50,000 円
	*20,000 円	30,000 円	30,000 円	*40,000 円
	-	*20,000 円	*20,000 円	30,000 円
	-	-	-	*20,000 円
短期大学、高等専門学校(4.5 年生)、専修学校(専門課程)	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
	30,000 円	*40,000 円	*40,000 円	*50,000 円
	*20,000 円	30,000 円	30,000 円	*40,000 円
	-	*20,000 円	*20,000 円	30,000 円
	-	-	-	*20,000 円

(2)第二種奨学金

2 万円から 12 万円まで 1 万円単位で選択できるよう貸与月額を増やした(下表*部分)。
(平成 30 年度以降、第二種奨学金の希望者(貸与中の者を含む)に適用予定。)

を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。

進学先	国公立／自宅・自宅外通学共通
大学、短期大学、高等専門学校 (4,5年生)、専修学校(専門課程)	*20,000円、30,000円、*40,000円、 50,000円、*60,000円、*70,000円、 80,000円、*90,000円、100,000円、 *110,000円、120,000円

○奨学生に対する貸与の適格性確保について

- ・借り過ぎ防止策として、通算貸与総額の制限及び奨学生の年齢制限について、「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について(審議まとめ)」(平成28年9月21日文科科学省所得連動返還型奨学金制度有識者会議)において、これらの制限を行わない旨が提言されていること等を踏まえつつ、文科科学省と引き続き検討を行った。
- ・平成31年度予約採用の申込みから申請手続きの事務負担軽減及びより公正・厳格な審査の実現を図るため、マイナンバーを活用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報を収集することについて各高等学校等あてに周知した。(平成30年3月)

○奨学生採用状況

奨学生の新規採用及び平成30年度大学等進学予定者の採用候補者決定を以下のとおり行った。

(1)平成29年度奨学生新規採用状況

①全体の採用状況

平成29年度採用者数は430,831人であり、うち予約採用は299,513人であった。

また、家計状況が厳しい世帯(年収300万円以下)の学生等が安心して教育を受けられるよう設けられた猶予年限特例(※)(第一種奨学金)について46,313人を採用した。

(※)猶予年限特例(平成24年度から平成28年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」とは、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

<平成29年度奨学生新規採用状況>

(単位:人)

区分	採用者数		
		(うち予約採用)	(うち猶予年限特例)
総数	430,831	299,513	46,313
第一種計	178,360	119,694	46,313

大学・短期大学	117,440	84,417	32,319
大学院	25,265	9,010	—
高等専門学校	834	295	236
専修学校(専門課程)	34,797	25,969	13,755
海外留学奨学金	24	3	3
第二種 計	252,471	179,819	—
大学・短期大学	181,135	129,287	—
大学院	3,394	1,262	—
高等専門学校	200	—	—
専修学校(専門課程)	66,962	48,685	—
海外留学奨学金	780	585	—

②東日本大震災復興枠の採用状況

東日本大震災の被災世帯の学生等が進学・修学の機会を失わないよう、定期採用において「第一種奨学生(震災復興枠)」を設け、学校に推薦基準を満たす該当者全員を推薦するよう依頼し、推薦された全員を採用した。また、平成29年度大学等奨学生採用候補者のうち東日本大震災の被災世帯の学生等については「第一種奨学生(震災復興枠)」として採用した。

<平成29年度東日本大震災復興枠(無利子)採用者数>

第一種採用者	(うち震災復興枠採用数)
178,360人	956人

(2)平成30年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

平成30年度大学等進学予定者に係る採用候補者は370,689人であり、うち猶予年限特例の該当者は45,819人であった。

<平成30年度大学等進学予定者に係る採用候補者決定状況>

区分	採用候補者決定数	(うち猶予年限特例)
第一種奨学金	165,023人	45,819人
第二種奨学金	205,666人	—
計	370,689人	45,819人

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 奨学金事業

(2) 給付型奨学金事業の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)				I-2-(1)、I-2-(3)に含む。	
従事人員数(人)				I-2-(1)、I-2-(3)に含む。	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
意欲と能力がありながら、経済的理由により進学等を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成 29 年度から給付型奨学金事業を開始し、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等に係る体制を構築し、事業を適切かつ確実に実施する。	意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、平成 29 年度から開始した給付型奨学金事業について、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行うと	意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、平成 29 年度から開始した給付型奨学金事業について、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行うと	<7-2> 給付型奨学金事業の実施状況	<p>○給付型奨学金事業の導入</p> <p>「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)や「未来への投資を実現する経済対策」(平成 28 年 8 月 2 日閣議決定)を踏まえて、文部科学省(給付型奨学金制度検討チーム)より「給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>」(平成 28 年 12 月 19 日)がとりまとめられ、経済的に極めて困難な状況にある低所得世帯の生徒に対して大学等への進学を後押しすることを目的として、給付型奨学金を創設し、平成 30 年度以降進学者を対象とした本格導入に先立ち、平成 29 年度進学者を対象として一部先行実施(私立大学等の自宅外生及び社会的養護を必要とする者(児童養護施設退所者等)を対象)した。</p> <p>【給付型奨学金制度の概要】</p> <p>①給付対象:大学(短期大学を含む。)*高等専門学校(4・5 年生)*専修学校専門課程の学生等</p> <p>※募集対象は、大学*専修学校専門課程に進学予定の高校 3 年生等又は高等専門学校 4 年生に進級予定の高等専門学校 3 年生。ただし、平成 29 年度進学者*進級者は進学*進級後の募集。</p> <p>②給付金額:月額 2 万円、3 万円又は 4 万円(設置者(国公立)別や通学形態別による)</p> <p>③推薦基準:機構が示すガイドラインに記載の要件を踏まえ、各高等学校等において策定</p> <p>※以下は、家計及び学力*資質に係る要件。ただし、平成 29 年度進学者にお</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的に極めて困難な状況にある生徒等への支援として給付型奨学金制度を導入し適切に運用したことは評価できる。 ・平成 29 年度先行実施分について、ホームページ、奨学生用説明資料及び学校宛通知等を通じて学生等及び学校担当者への情報提供を行った上で募集*選考を行い、給付奨学生の採用、在籍報告及び適格認定を確実に実施したことは評価できる。また、実施初年度であることから申込機会を十分確保するため推薦期間の延長等の対応を行ったことは評価できる。 ・平成 30 年度本格実施分につ

<p>また、制度を安定的に運用し、学生等への支援を確実に実施するため、学資支給基金を造成するとともに区分経理を行い、適切に管理する。</p>	<p>もに、貸与型奨学金事業と同様、高等学校等及び大学等との連携を図ることにより、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等を確実に行う。</p> <p>また、機構内に学資支給基金を設け、当該業務に充てる費用等について区分経理を行い適切に管理する。</p>	<p>もに、貸与型奨学金事業と同様、高等学校等及び大学等との連携を図ることにより、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等を確実に行う。</p> <p>また、機構内に学資支給基金を設け、当該業務に充てる費用等について区分経理を行い適切に管理する。</p>		<p>いては、学力・資質要件のイを除き、これらを進学(進級)先学校における推薦基準とする。</p> <p>(家計要件) 家計支持者(父母)が住民税非課税である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者</p> <p>(学力・資質要件) 以下のいずれかを満たす者</p> <p>ア 教科の学習で各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めていること</p> <p>イ 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めていること</p> <p>ウ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者</p> <p>○平成 29 年度先行実施分の実施</p> <p>(1)奨学生の推薦 大学等に「推薦事務のてびき」「給付奨学金案内」その他関係書類を送付し、適格者の推薦を依頼した(平成 29 年 4 月)。大学等からの推薦期限については、実施初年度であること及び申込み機会を十分確保する必要があることから、当初の平成 29 年 5 月 25 日から平成 29 年 8 月 4 日に延期した。また、プレスリリース及びホームページにより周知を図る(平成 29 年 6 月)とともに、電話相談窓口の対応についても延長(平成 29 年 5 月 1 日～8 月 4 日)して行った。</p> <p>(2)奨学生の決定及び奨学金の支給 2,503 人の給付奨学生を採用し、給付奨学金を支給した。また、採用者には「給付奨学生のしおり」を配付して、在籍報告、適格認定及び異動に関する手続きの周知を行った。</p> <p>(3)在籍報告及び適格認定 ・大学等に対して、貸与奨学金と異なる給付奨学生の適格基準及び処置の内容を予め周知のうえ、適格認定を適切に実施するよう依頼した。(平成 29 年 8 月) ・平成 29 年 10 月実施の在籍報告について事務処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、在籍報告を適切に実施するよう依頼した(平成 29 年 9 月)。平成 29 年 9 月までの採用者のうち退学等を除く 2,453 人に</p>	<p>いて、ホームページ及び学校宛通知等を通じて生徒等及び学校担当者への情報提供を行った上で募集・選考を行い、採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。また、制度を適切に運用するために策定したガイドラインと併せて Q&A 及び推薦基準の例を全ての高等学校等あてに周知するとともに各高等学校等において策定した推薦基準がガイドラインを十分に踏まえた内容となっているか等の審査を行ったことは評価できる。</p> <p>・学資支給基金を造成し、学資支給業務に係る費用等を、学資支給業務勘定として区分経理し、適切に管理したことは評価できる。</p>
--	---	---	--	---	---

対して在籍報告を実施し、全ての対象校からの報告を確認した。(平成 29 年 10 月)
 ・平成 29 年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な適格認定の実施について依頼した。(平成 29 年 11 月)

(4)大学等事務担当者に対する研修会

大学等の奨学金事務担当者を対象とした適格認定・返還指導研修会において、給付奨学金の適格認定、在籍報告及び異動に係る事務について説明した。(平成 29 年 10 月、8 地区 9 回)

○平成 30 年度本格実施分

(1)奨学生採用候補者の推薦

・「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針(ガイドライン)」を策定し、推薦依頼に先立ち、「Q&A」及び「推薦基準の例」と併せて高等学校等に周知した。(平成 29 年 4 月)
 ・各高等学校等の給付奨学生採用候補者推薦枠を配分のうえ、「推薦事務のてびき」「給付奨学金案内」その他関係書類を送付するとともに、推薦基準の策定と併せて採用候補者の推薦を依頼した。(平成 30 年 4 月)
 また、各高等学校等からの採用候補者の推薦については、実施初年度であること及び申込み機会を十分確保する必要があることから、追加推薦枠を配分した。(平成 29 年 11 月)

(2)奨学生採用候補者の決定

平成 30 年度進学予定者について、21,139 人の採用候補者を決定した。(平成 29 年 10 月 19,715 人及び平成 30 年 2 月 1,424 人)

(3)推薦基準の策定

各高等学校等が定めた給付奨学生採用候補者推薦基準の提出を依頼し(平成 29 年 7 月)、未提出の高等学校等に対しては、電話や通知により提出の督促を行った。(平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月)
 提出済の高等学校等については、都道府県別に推薦基準策定校として機構ホームページに学校名等の一覧を掲載した。(平成 30 年 3 月)
 学校から提出された推薦基準については機構において審査を行い(平成 29 年 8 月～平成 30 年 3 月)、推薦基準等がガイドラインに基づいていないと思われる高等学校等 1,856 校(平成 30 年 3 月現在)に対して、推薦基準等の見直しを依頼した。(平成 30 年 2 月～3 月)

<推薦基準の策定状況(平成30年3月30日現在)>

合計	提出済	未提出	提出不要 (廃校等)
5,832 校 (100.0%)	5,711 校 (97.9%)	86 校 (1.5%)	35 校 (0.6%)

(4)高等学校等及び大学等事務担当者に対する説明

- ・各都道府県教育委員会が主催する高等学校奨学金事務担当者等の会議において、給付奨学金の取扱い等について説明や資料配付を行った。(説明 21 府県(22 回)、資料配付のみ 26 都道府県)
- ・大学等の奨学金事務担当者を対象とした採用・返還誓約書業務等研修会において、平成30年度給付奨学生採用候補者の進学後の手続きに係る事務について説明した。(平成30年3月、8地区10回)
- ・貸与奨学金と同様、平成31年度予約採用の申込みから申請手続きの負担軽減及びより公正・厳格な審査の実現を図るため、マイナンバーを活用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報を収集することについて各高等学校等あてに周知した。(平成30年3月)

○学資支給基金の造成と適切な管理

- ・学資支給基金は、平成29年6月5日に国から措置された学資支給基金補助金70億円の受領をもって造成された。
- ・学資支給基金に係る業務に充てる費用等は、法令等に基づき、学資支給業務勘定として区分経理を行い、適切に管理した。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 奨学金事業

(3) 適格認定の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	146,800	145,312	147,548	151,678	
従事人員数(人)	18	18	18	19	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価												
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価						
大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。	<8> 適格認定の実施状況	<p>○貸与奨学金における適格認定の実施状況</p> <p>(1)適切な貸与月額指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 10 月に開催した学校担当者向け研修会で、奨学生に、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額を選択させることについて指導するよう周知を図った。 大学等に対して、奨学金の貸与月額が奨学生の経済状況からみて適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額についての指導を促すため、平成 28 年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果をとりまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した。(平成 30 年 3 月) 必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、無作為に抽出した学校(34 校)に対し、「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め(平成 29 年 9 月)、個別の内容について点検を行った。 <p>(2)適格認定による奨学生処置状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度実績 (913,944 件中)</th> <th>平成28年度実績 (925,733 件中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金廃止(学業成績不振者等)</td> <td style="text-align: center;">8,984 (1.0%)</td> <td style="text-align: center;">10,499 (1.1%)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	平成29年度実績 (913,944 件中)	平成28年度実績 (925,733 件中)	奨学金廃止(学業成績不振者等)	8,984 (1.0%)	10,499 (1.1%)	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 真に支援を必要とする者に貸与・給付を行うという目的を達成し、かつ適格認定を厳格かつ迅速に行うため、奨学生に対する適格認定に係る基準について大学等に一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるために、大学等が奨学生に指導する仕組みを導入し、大学等に周知を図ったことは評価できる。 平成 28 年度適格認定におけ
区分	平成29年度実績 (913,944 件中)	平成28年度実績 (925,733 件中)										
奨学金廃止(学業成績不振者等)	8,984 (1.0%)	10,499 (1.1%)										

<p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p>	<p>基準の細目」を明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p>	<p>また、不適切な認定を防止するための方策を講ずるとともに、適格認定に係る調査を引き続き実施する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>奨学金停止(学業成績不振者等)</td> <td>9,458 (1.0%)</td> <td>9,846 (1.1%)</td> </tr> <tr> <td>警告(学修評価が著しく劣る者等)</td> <td>17,077 (1.9%)</td> <td>17,997 (1.9%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35,519 (3.9%)</td> <td>38,342 (4.1%)</td> </tr> </table>	奨学金停止(学業成績不振者等)	9,458 (1.0%)	9,846 (1.1%)	警告(学修評価が著しく劣る者等)	17,077 (1.9%)	17,997 (1.9%)	合計	35,519 (3.9%)	38,342 (4.1%)	<p>○適格認定実態調査</p> <p>(1)平成 28 年度適格認定に係る実態調査の実施 平成 28 年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した。(平成 29 年 6 月) また、調査結果をとりまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した。(平成 30 年 4 月) [調査内容] 「警告」と認定した全件(17,934 件 971 校)の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査し、その結果 7 件 5 校の不適切な認定事例を確認した。</p> <p>(2)調査結果に基づく対応</p> <p>①改善計画書による確認 不適切な認定のあった学校 5 校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」若しくは「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。</p> <p>②不適切な認定の是正 不適切な認定が確認された 7 件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。</p> <p>(3)不適切な認定の防止 不適切な認定事例の発生を防止するため、平成 29 年度適格認定において、適格認定期間に卒業予定期が確定しない者に係る認定処理方法等をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。</p> <p>○不適切な認定への対応 「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」(是正改善要求)(平成 26 年 10 月 30 日会計検査院)における指摘事項 平成 26 年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場</p>	<p>る「警告」の認定者全員について実態調査を行い、不適切な認定のあった学校への適切な対応や防止策の周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。</p> <p>・給付奨学金の平成 29 年度先行実施分について、奨学生用説明資料及び学校宛通知等を通じて学生等及び学校担当者への情報提供を行い、給付奨学生の適格認定を実施したことは評価できる。</p>
奨学金停止(学業成績不振者等)	9,458 (1.0%)	9,846 (1.1%)													
警告(学修評価が著しく劣る者等)	17,077 (1.9%)	17,997 (1.9%)													
合計	35,519 (3.9%)	38,342 (4.1%)													

合には、遑って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、平成 29 年 10 月及び平成 30 年 3 月に開催した学校担当者向け研修会や平成 30 年 2 月に開催した奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。さらに、平成 29 年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。

○給付奨学金における適格認定の実施状況

- ・大学等に対して、貸与奨学金と異なる給付奨学生の適格基準及び処置の内容を予め周知のうえ、適格認定を適切に実施するよう依頼した。(平成 29 年 8 月)【再掲】
- ・平成 29 年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な適格認定の実施について、学校に通知した。(平成 29 年 11 月)【再掲】

〈給付奨学生に係る適格認定処置状況〉 (単位:件)

区分	平成29年度実績 (2,470 件中)
給付奨学金廃止(学業成績不振者等) 【返還が必要】	8 (0.3%)
給付奨学金廃止(学業成績不振者等) 【返還不要】	6 (0.2%)
給付奨学金停止(学業成績不振者等)	26 (1.1%)
警告(学修評価が劣る者)	84 (3.4%)
合計	124 (5.0%)

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 奨学金事業

(4) 返還金の回収促進

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	5,462,466	6,013,156	7,635,706	8,188,466	
従事人員数(人)	193	187	204	204	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)当年度分回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 96%とする。	—	95.82%以上	95.88%以上	95.93%以上	95.97%以上	
(実績値)	—	95.75%	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%	
(達成度) ※基準値と年度計画値の差を100%とする。	—	—	928.6%	730.8%	583.3%	568.2%	
(2)要返還債権数に 占める当該年度に 新たに3ヶ月以上延滞 債権となった債権 数の割合の削減率 (年度計画値)	平成 25 年度実績に 対して中期目標期 間中に 20%以上削 減する。	—	6.02%以上	10.40%以上	14.28%以上	17.19%以上	
(実績値)	—	0.921%	0.876% ※対 25 年度削減率 4.89%	0.808% ※対 25 年度削減率 12.27%	0.848% ※対 25 年度削減率 7.93%	0.879% ※対 25 年度削減率 4.56%	
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	81.2%	118.0%	55.5%	26.5%	
(3)総回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 83%以上とする。	—	82.75%以上	82.87%以上	82.93%以上	82.97%以上	

(実績値)	—	82.56%	84.8%	85.9%	86.9%	87.7%	
(達成度) ※基準値と年度計画値の差を100%とする。	—	—	1,178.9%	1,077.4%	1,173.0%	1,253.7%	

① 返還金回収状況の把握と分析

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適な返還金の回収促進を図る。	毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。	外部有識者で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果を検証する。 また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。	<9> 回収状況の把握・分析等の実施状況	<p>○平成 29 年度債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証 債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を平成 29 年度に 3 回開催した。 本委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果、返還者に関する情報の調査結果等について、外部シンクタンクの定量的な分析結果等を参考に審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。</p> <p>○平成 29 年度債権管理・回収等検証委員会報告書からの提言 機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善している。 今後の回収促進策を考える上で、これまでの取組を継続していくことは重要であるが、更なる回収促進を図るべく、以下の各種施策を行うことが必要である。 (1)新たに3ヶ月以上延滞となる債権の抑制にかかる施策について ①支払方法の改善 口座未加入者の主な支払方法である払込票による金融機関窓口での払込みでは入金把握に時間がかかる場合があることから、入金情報の早期把握が出来ず、延滞解消の対策が後手に回り、延滞の解消が遅延している可能性がある。このため、口座未加入者や初期延滞者に対して、適時に入金の把握が可能となる支払方法を導入し、支払方法の改善を図る必要がある。翌営業日に入金把握が出来る支払方法として「コンビニ払」があるが、機構の属性調査でも、延滞を早く解消できたと思われる方法として「コンビニ払」と回答した者は 50%以上となっている。また、「コンビニ払」はスマートフォンのアプリなどの利用により紙媒体をほとんど使用しないことも可能となるため、日本学生支援機構や返還者双方の事務負担の軽減にもつながるこ</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。 ・同委員会において、今後の更なる回収促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。 ・平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施したことは評価できる。</p>	

とが期待できる。
以上のことから、口座未加入者や延滞者の払込方法の柱として、一部実施しているところであるが、コンビニ払を全面的に導入すべきであると提言する。ただ、導入に際しては、払込票作成のための設備投資、事務処理の整備、利用者への事前通知等が必要となるため、導入までに約 3 年が必要と考えられるが、今後、金融機関の統合やコンビニ決済へのシフトが進んでいくことを踏まえると、時間をかけても仕組みの構築のための準備は進めていくべきである。

②インターネット環境での情報発信機能の充実

機構からの送付文書を見る割合が、延滞者で低下傾向にある。一方で、機構のホームページを年数回以上確認している延滞者はまだ 10%前後の状況である。(返還者への属性調査より)このように、文書での情報発信・通知では、特に若年層で確認していない可能性があるが、来訪型のホームページは適時の案内に不向きである。特に、大学等を卒業して間もない若年層に向け、インターネット環境での情報発信の仕組みを充実させ、適切な情報発信を行う必要がある。

プッシュ型の情報発信として、SMS・電子メール・SNS メッセージ等での情報発信が考えられるが、まずは既に利用が開始された SMS での案内の拡充を行うべきであると提言する。具体的には SMS からの情報発信について、引き続き、大学等を卒業して間もない若年層に対して、口座加入の案内および返還期限猶予制度・減額返還制度・所得連動返還方式の案内も併せて行う等、頻度・内容の充実を図ることや、ショートメッセージ、機構のサイト、スカラシップ・パーソナルの内容・表示の改善、モバイルサイトの拡充により、より利用が進むものと考えられる。なお、ショートメッセージについては、より多くの情報を送るべきとの考え方もあるが、一方で、文章が長いと読まれないこともあるので、現在、行われている短い文字数でも URL のアドレスでの説明に誘導することは引き続き、有用であると考ええる。

③適切な貸与額・返還額の周知及び徹底

延滞者の 60%近くが「返還が負担になっている」(機構の属性調査)と思っており、また、実際に、割賦金額・貸与総額が大きくなるほど延滞率が高くなる傾向がある。これらの属性調査結果により、適切な貸与額・返還額の周知および設定を促進することが必要であると言える。

このため、平成 29 年度より開始されたスカラシップ・アドバイザー派遣事業において、現行の派遣対象の高等学校等(進学の後押しを目的)に加え、予備校(適切な貸与額・返還額の周知を目的)を派遣対象とすることやスカラシップ・アドバイザーによる所得連動返還方式や減額返還制度等の説明に加え、必要最小限の貸与月額とすることを案内することを提言する。更に、スカラシップ・アドバイザーが資金計画の説明の中で学生生活に必要なお金や最終的に残る自由に使えるお金をリアルにイメージさせることなどの

取組は有用である。
 また、低額で返還が可能な制度の拡充・周知のため、減額返還制度・所得連動返還方式について、高校・大学等での案内を充実させることや貸与中でも所得連動返還方式への変更が可能なことを、貸与中の学生にも案内する(特に、就職が決まり将来の所得が具体的にイメージできるようになる最終学年の冬季に案内する)ことを提言する。
 更に、全国の高等学校等の教員に配布して、機構の奨学金を含む進学費用の準備のための資金計画の生徒・保護者に対する説明に役立てるため、「進学マネー・ハンドブック」(平成 30 年度版)を新たに作成する取組については評価できる。今後とも、その利活用に向けた周知を図るとともに、平成 31 年度以降についても、継続して行うことが望ましい。

(2)その他の施策について

人的保証より新規 3 ヶ月以上延滞率の水準が高い機関保証の割合が増加しているため、保証種別別に改善率が目標達成しても、全体として目標を達成していない。機関保証には、連帯保証人がおらず親族の関与が少ないことが、新規 3 ヶ月以上延滞率が高い原因となっている。このため、機関保証においても親族の関与を大きくするために、機関保証債務者の親族への返還状況に関する情報の提供を可能とする仕組みを構築する必要がある。現状は、機構のコールセンターへ親族から機関保証債務者の返還状況に関する問い合わせがきたとしても、個人情報保護の観点から回答ができない状況である。

このため、機関保証債務者の親族への返還状況に関する情報の提供を可能とするための仕組みの検討について提言する。具体的には、機関保証債務者の返還状況を親族等へ開示するために、開示可能な開示先や情報の範囲およびそのために必要な手続きについて、個人情報保護法等との法的な整理を踏まえて検討する。(例えば、貸与申請時や返還終了時等適切な時期に債務者から「個人情報開示等に関する委任状」(仮)を取得する等。)この整理をもとに、委任状を取得した機関保証債務者に対する親族からの照会への回答を可能とする仕組みを構築することや委任状を取得した機関保証債務者の親族に対して、返還状況を定期的に通知する仕組み、延滞時にその状況を通知する仕組みを構築する。また、人的保証における連帯保証人以外の親族(父親が連帯保証人の場合の母親等)についても、法的な整理を経て、同様の仕組みの導入を検討することが考えられる。

ただ、検討に当たっては、親族の支援を借りず本人の責任で返還する機関保証制度の趣旨を踏まえることや、機関保証制度に対して人的保証より厳しい貸与条件を付すると借りる意欲の低下につながらないようにする配慮が必要であると考えられる。

				<p>(参考)平成 29 年度債権管理・回収等検証委員会審議経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 平成 29 年 11 月 16 日 ・第 2 回 平成 30 年 2 月 2 日 ・第 3 回 平成 30 年 3 月 7 日 <p>○平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 29 年度取組</p> <p>(1)携帯電話番号宛ショートメッセージサービス(SMS)を用いた働きかけ SMS を用いて、以下①～④の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①口座未加入者及び減額返還・返還期限猶予の適用期間が満了する返還者を対象とした口座加入督促及び返還期限猶予制度等の案内 ②機関保証で振替不能 3 回目の督促架電が不通話であった返還者に対する口座入金の督促 ③平成 29 年 10 月の新規返還開始者のうち、口座振替において「残高不足」以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対する口座手続きの督促 ④平成 29 年 3 月に学校を退学もしくは奨学金が廃止になった者を対象に、初回振替日前の返還開始(振替日)の案内【平成 29 年度新規取組事項】 <p>(2)学校と連携した卒業生に対する働きかけ 学校長から卒業生への働きかけを依頼する取組を平成 26 年度より実施しており、平成 29 年度は以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施時期:各学校にて適当と思われる時期 ②実施方法:文書送付及びメール送信に加えて、ホームページ・SNS・同窓会誌等への掲載など 	
--	--	--	--	--	--

② 回収の取組

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																							
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績			自己評価																																
返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする。	返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする。	返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とすることを目指す。	<p><10> 当年度分回収率 S:回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A:96.01%以上 B:95.97%以上 96.01%未満 C:95.93%以上 95.97%未満 D:95.93%未満</p>	<p>○当年度分回収率</p> <p><当年度分回収率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>615,539百万円</td> <td>579,290百万円</td> <td>36,249百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>596,891百万円</td> <td>560,984百万円</td> <td>35,907百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.0%</td> <td>96.8%</td> <td>0.2ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考:新規返還者の回収率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>24,529百万円</td> <td>24,610百万円</td> <td>81百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>23,882百万円</td> <td>23,948百万円</td> <td>66百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.4%</td> <td>97.3%</td> <td>0.1ポイント増</td> </tr> </tbody> </table>			区分	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比	要回収額	615,539百万円	579,290百万円	36,249百万円増	回収額	596,891百万円	560,984百万円	35,907百万円増	回収率	97.0%	96.8%	0.2ポイント増	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比	要回収額	24,529百万円	24,610百万円	81百万円減	回収額	23,882百万円	23,948百万円	66百万円減	回収率	97.4%	97.3%	0.1ポイント増	<p><評定> A</p> <p><評定根拠> 貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び返還が困難な者に対する委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率が97.0%に達し、年度計画値95.97%を大きく上回ったことは評価できる。</p>
区分	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比																																				
要回収額	615,539百万円	579,290百万円	36,249百万円増																																				
回収額	596,891百万円	560,984百万円	35,907百万円増																																				
回収率	97.0%	96.8%	0.2ポイント増																																				
区分	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比																																				
要回収額	24,529百万円	24,610百万円	81百万円減																																				
回収額	23,882百万円	23,948百万円	66百万円減																																				
回収率	97.4%	97.3%	0.1ポイント増																																				
また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中	要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に2	要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に2	<p><11> 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の削減率 S:改善率がA評定と同等以上で、かつ質的に</p>	<p>○要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の状況 新たな3ヶ月以上の延滞を抑制するためには、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。</p> <p>(1)奨学金申込前及び貸与中の奨学生への指導等 ①借り過ぎ防止策の実施 貸与額が高額となることが返還に与える影響等を勧告し、奨学金の借り過ぎ防止策として、「第二種奨学金における貸与期間の制限」、「併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等」、「申込時における過去の奨学生番号の届出」を平成28年度採用者より着実に実施している。 ②貸与月額の見直し(再掲) 真に必要な月額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、以下のと</p>			<p><評定> C</p> <p><評定根拠> 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の平成25年度同割合に対する削減率は4.56%に留まり、計画値17.19%を下回ったが、延滞抑制のための取組としては、在学中、卒業後を通じ、取組を一層強化している。在学中は、借り過ぎ防止策の実施等により貸与額の適正化と返還意識の涵</p>																																

<p>に20%以上改善する。</p>	<p>0%以上改善する。</p>	<p>0%以上改善することを目指す。</p>	<p>顕著な成果が得られている A: 20.63%以上 B: 17.19%以上 20.63%未満 C: 13.75%以上 17.19%未満 D: 13.75%未満</p>	<p>おり貸与月額を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種奨学金の貸与月額を新設するとともに、家計支持者の年収が一定額を超える場合の貸与月額に制限を設けるための準備を行った。(平成30年度大学等奨学生採用候補者(平成30年度入学の予約採用者)から適用予定。) ・第二種奨学金は、2万円から12万円まで1万円単位で選択できるよう貸与月額を増やした。(平成30年度以降、第二種奨学金の希望者(貸与中の者を含む)に適用予定。) <p>③大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組(再掲) 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付するなどの取組を実施した。</p> <p>④スカラシップ・アドバイザー派遣事業 スカラシップ・アドバイザー派遣事業とは、高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用していただくため、必要な知見を提供し理解を深めていただくことを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高校等に派遣する事業であり、平成29年度から開始した。</p> <p>(2)返還者への指導等</p> <p>①初期延滞債権に係る督促</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替不能1~3回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った。(振替不能2回目は連帯保証人、振替不能3回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて実施。) ・延滞3ヶ月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願出に係る指導、個人信用情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った。 <p>②学校と連携した卒業生に対する働きかけ(再掲) 学校長から卒業生への働きかけを依頼する取組を平成26年度より実施しており、平成29年度は以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期:各学校にて適当と思われる時期 ・実施方法:文書送付及びメール送信に加えて、ホームページ・SNS・同窓会誌等への掲載など <p>③返還期限猶予制度の周知(再掲) 返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ(動画)【返還DVD】」を機構ホーム</p>	<p>養を図り、返還開始後は、初期延滞者への督促、学校と連携した働きかけ、救済制度の周知等、早期における延滞解消を目的とし、対象を拡大しつつ実施している。このほか、奨学金事業について正しい理解を促進するための広報活動も強化している。</p> <p>一方で、新たに延滞3ヶ月以上となった債権の要返還債権全体に占める構成比は0.8~0.9%と小さく、機構の施策の効果が実績として現れにくいという点を考慮する必要がある。また、要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権全体(新規以外を含む)の割合は、平成25年度と比較して、30.64%の改善となり、一貫して改善方向に向かっていることから、返還金の回収状況は、全体として健全な方向に推移していると言える。</p> <p>これらのことを踏まえてC評定とする。</p>
--------------------	------------------	------------------------	---	--	--

ページに掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いを解りやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、減額返還制度について割賦金を3分の1に減額して返還する制度の新設に合わせ内容を更新した。

④携帯電話番号宛ショートメッセージサービス(SMS)を用いた働きかけ(再掲)SMSを用いて、以下の取組を実施した。

- ・口座未加入者及び減額返還・返還期限猶予の適用期間が満了する返還者を対象とした口座加入督促及び返還期限猶予制度等の案内
- ・機関保証で振替不能3回目の督促架電が不通話であった返還者に対する口座入金の督促
- ・平成29年10月の新規返還開始者のうち、口座振替において「残高不足」以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対する口座手続きの督促
- ・平成29年3月に学校を退学もしくは奨学金が廃止になった者を対象に、初回振替日前の返還開始(振替日)の案内【平成29年度新規取組事項】

平成29年度末段階で、当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の要返還債権数に占める割合は0.879%であり、平成25年度末の同割合0.921%に対して4.56%削減された。

<要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数>

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	【基準】 平成25年度
要返還債権数(A)	4,525,691件	4,359,961件	3,788,801件
新たに3か月以上延滞債権となった債権数(B)	39,775件	36,956件	34,890件
割合 (B÷A)	0.879%	0.848%	0.921%
対平成25年度削減率	4.56%	7.93%	—

<参考:要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権となった債権数>

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	【基準】 平成25年度
要返還債権数(A)	4,525,691件	4,359,961件	3,788,801件
3か月以上延滞債権数(B)	166,577件	171,014件	201,064件

割合 (B÷A)	3.681%	3.922%	5.307%
対平成25年度削減率	30.64%	26.10%	—

総回収率
(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。

総回収率
(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。

総回収率
(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にすることを旨とする。

<12> 総回収率
S:総回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A:83.05%以上
B:82.97%以上
83.05%未満
C:82.89%以上
82.97%未満
D:82.89%未満

○総回収率

<総回収率>

区分	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比
要回収額	696,507百万円	661,277百万円	35,229百万円増
回収額	611,092百万円	574,655百万円	36,437百万円増
回収率	87.7%	86.9%	0.8ポイント増

<参考1:繰上返還額を考慮した場合の回収率>

前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	平成29年度	(参考)平成28年度
繰上額	1,228億円	1,109億円
回収率	89.6%	88.8%

<参考2:割賦の区分別回収実績>

割賦の区分 (期首)	要回収額 (千円)	回収額 (千円)	回収率(%)	
			平成29年度	(参考)平成28年度
8年以上延滞	18,696,364	1,689,391	9.0	9.6
1年以上8年未満	46,327,965	4,960,862	10.7	11.1
7年以上8年未満	4,332,369	441,792	10.2	10.3
6年以上7年未満	5,011,587	503,677	10.1	10.1
5年以上6年未満	6,001,092	616,359	10.3	10.5
4年以上5年未満	6,788,424	695,258	10.2	10.6
3年以上4年未満	7,165,106	733,620	10.2	10.6
2年以上3年未満	7,958,135	861,752	10.8	11.5
1年以上2年未満	9,071,252	1,108,402	12.2	12.6
1年未満	15,942,946	7,551,058	47.4	42.3

<評定> A

<評定根拠>

貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、総回収率が87.7%に達し、年度計画値82.97%を大きく上回ったことは評価できる。

3月以上1年未満	8,471,974	2,281,505	26.9	24.2
3月未満	7,470,971	5,269,553	70.5	65.5
○延滞分計	80,967,275	14,201,310	17.5	16.7
○当年度分	615,539,254	596,890,623	97.0	96.8
総回収実績	696,506,529	611,091,933	87.7	86.9

(注)総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

				<p>○リレー口座(口座振替)加入徹底の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に対して、採用時説明会や返還説明会を実施し、リレー口座加入の手続きを徹底するよう協力を求めるとともに、加入率の低い学校には機構職員を派遣して指導の充実等を要請した。 ・口座未加入者に対して、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス(SMS)による加入督促を行った。 <p>(1)新規返還開始者に係るリレー口座(口座振替)加入率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>99.8%</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>99.7%</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)返還者全体に係るリレー口座(口座振替)加入率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>97.8%</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>97.5%</td> <td>97.3%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>97.9%</td> <td>97.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○コールセンターによる返還相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金返還相談センター受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新し、コールセンターによる返還相談の充実を図った。 ・返還者への文書発送時等、相談業務の繁忙期にはオペレータを増員する等、適時適正な人員を確保するよう努めた。 ・コールセンターに寄せられた返還者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明をより分かりやすい内容に改める等、改善を図った。 	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	総合	99.8%	99.7%	無利子	99.8%	99.8%	有利子	99.7%	99.7%	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	総合	97.8%	97.6%	無利子	97.5%	97.3%	有利子	97.9%	97.8%	
区分	平成29年度	(参考)平成28年度																											
総合	99.8%	99.7%																											
無利子	99.8%	99.8%																											
有利子	99.7%	99.7%																											
区分	平成29年度	(参考)平成28年度																											
総合	97.8%	97.6%																											
無利子	97.5%	97.3%																											
有利子	97.9%	97.8%																											
<p>回収の取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>ア. リレー口座(口座振替)の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p>	<p>回収の取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>ア. 口座振替による返還を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p>	<p><13> リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況</p>		<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入率の低い学校には機構職員を派遣して指導の要請をする等の施策により、既に高い水準にある新規返還開始者のリレー口座(口座振替)加入率を前年度実績と同水準に保つとともに、口座未加入者に対して、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス(SMS)による加入督促を行うことにより全体のリレー口座(口座振替)加入率も向上していることは、評価できる。 ・受託業者と連携して、適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し返還及び貸与の相談を実施したことは、評価できる。 																									

イ. 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。

イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービスに委託する(期間は約5ヶ月間)。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。

<14> 初期延滞における督促の実施状況

○初期延滞債権の回収委託実施状況

- (1)振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電
振替不能 1 回目の者が 2 回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人、連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。
- ・振替不能 1 回目…本人への通知及び架電
 - ・振替不能 2 回目…本人及び連帯保証人(人的保証)への通知及び架電
 - ・振替不能 3 回目…本人、連帯保証人及び保証人(人的保証)への通知及び架電

<督促架電の状況>

区分	平成29年度	(参考)平成28年度
架電件数	1,818,337件	1,735,792件

- (2)延滞3ヶ月以上の者に係る回収委託

早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3ヶ月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービスに委託した。サービスにおいて、返還期限猶予の願出に係る指導を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。

- ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施
- ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した(10,529件)。

<初期延滞債権の回収委託実績>

	回収	猶予
件数	38,494 件	7,781件
回収金額	2,687,992 千円	—

〔 委託開始当初の委託件数 88,196 件
" 請求金額 5,167,746 千円 〕

- (注1)「件数」は債権数である。
(注2)「回収金額」とは委託期間中にサービスに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
(注3)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。
(注4)「猶予」とは、サービスから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

<評定> B

<評定根拠>

初期延滞債権について、督促架電及び回収業務をサービスに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

	<p>ウ. 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。</p>	<p>ウ. 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービスに委託するほか、計画的に法的処理を行う。</p>	<p><15> 中長期延滞における督促の実施状況</p>	<p>○中長期延滞債権の回収委託実施状況 中長期延滞債権については、延滞2年半以上8年未満(平成29年度契約分については延滞2年半以上9年未満)かつ6月以上入金なしである債権の回収業務を計画的にサービスへ委託した。 また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した。</p> <p><平成29年4月～平成30年3月回収委託実績></p> <p>①平成27年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上8年未満)</p> <table border="1" data-bbox="846 437 1496 549"> <thead> <tr> <th></th> <th>回収</th> <th>猶予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,010 件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>177,070 千円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔平成29年度当初の委託件数 4,209 件 " 請求金額 3,462,541 千円〕</p> <p>②平成28年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上8年未満)</p> <table border="1" data-bbox="846 715 1496 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>回収</th> <th>猶予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>4,061 件</td> <td>176件</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>794,539 千円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔平成29年度当初の委託件数 7,545 件 " 請求金額 6,290,382 千円〕</p> <p>③平成29年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上9年未満)</p> <table border="1" data-bbox="846 992 1496 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>回収</th> <th>猶予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,750 件</td> <td>79件</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>455,976 千円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔委託開始当初の委託件数 5,084 件 " 請求金額 3,856,065 千円〕</p> <p>④委託継続分</p> <table border="1" data-bbox="846 1295 1496 1407"> <thead> <tr> <th></th> <th>回収</th> <th>猶予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>15,461 件</td> <td>96件</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>2,045,529 千円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		回収	猶予	件数	2,010 件	9件	回収金額	177,070 千円	—		回収	猶予	件数	4,061 件	176件	回収金額	794,539 千円	—		回収	猶予	件数	2,750 件	79件	回収金額	455,976 千円	—		回収	猶予	件数	15,461 件	96件	回収金額	2,045,529 千円	—	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中長期延滞債権について、回収業務をサービスに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。</p>
	回収	猶予																																							
件数	2,010 件	9件																																							
回収金額	177,070 千円	—																																							
	回収	猶予																																							
件数	4,061 件	176件																																							
回収金額	794,539 千円	—																																							
	回収	猶予																																							
件数	2,750 件	79件																																							
回収金額	455,976 千円	—																																							
	回収	猶予																																							
件数	15,461 件	96件																																							
回収金額	2,045,529 千円	—																																							

平成 29 年度当初の委託件数 20,133 件
 " 請求金額 18,305,938 千円

- (注 1)「件数」は、債権数である。
- (注 2)「回収金額」とは、委託期間中にサービスに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
- (注 3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。
- (注 4)上記②及び③の回収委託については、一部入金があるものの延滞解消の見込がない債権も含まれる。
- (注 5)「猶予」とは、サービスから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

<東日本大震災への対応>

東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、沿岸部の居住者に対し、当初委託期間中(平成 27 年 9 月～平成 29 年 3 月)に一部入金があるがなお延滞解消に至らない者に対して、平成 29 年 4 月以降委託の継続を実施した。
 (原発被災地域については、引き続き督促の対象から除外。)
 内陸部の居住者については、当初委託期間中(平成 26 年 4 月～平成 27 年 10 月)に一部入金があるがなお延滞解消に至らない者に対して、平成 29 年 10 月まで委託の継続を実施した。

⑤委託継続分 東日本大震災に係る災害救助法適用地域(沿岸部)

	回収	猶予
件数	100 件	1 件
回収金額	14,942 千円	—

平成 29 年度当初の委託件数 123 件
 " 請求金額 88,402 千円

⑥委託継続分 東日本大震災に係る災害救助法適用地域(内陸部)

	回収	猶予
件数	415 件	10 件
回収金額	42,197 千円	—

平成 29 年度当初の委託件数 641 件
 " 請求金額 536,469 千円

				<p>(注1)「件数」は、債権数である。</p> <p>(注2)「回収金額」とは、委託期間中にサービスーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。</p> <p>(注3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。</p> <p>(注4)「猶予」とは、サービスーから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。</p>																					
			<p><16> 法的処理の実施状況</p>	<p>○法的処理実施状況</p> <p>法的処理の対象を定めた「平成29年度法的処理実施計画」において、平成26年度財政融資資金本省資金融通先等実地監査における指摘事項への対応方針を踏まえ、平成28年度に引き続き返還誓約書未提出者に対する優先的な法的処理の実施を含め、計画的に法的処理を実施した。</p> <p>返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人または保証人に対して法的処理を実施した。</p> <p>(1)初期延滞債権に係る法的処理 延滞3ヶ月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則として入金がなく延滞9ヶ月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」以降の法的処理を実施した。</p> <p>(2)中長期延滞債権に係る法的処理</p> <p>①返還誓約書未提出者 平成28年度末時点で延滞1年以上であり、1年以上入金のない者(過去に一度も入金がない者を含む)を対象に、優先して法的処理を実施した。</p> <p>②返還誓約書提出者 平成28年度末時点で延滞1年以上であり、1年以上入金のない者(過去に一度も入金のない者を含む)を対象に、法的処理を実施した。 また、時効中断を目的として、平成28年度末時点で延滞7年以上であり7年以上入金のない者を対象に、法的処理を実施した。</p> <p><法的処理実施状況> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考) 平成28年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払督促申立予告</td> <td>17,621</td> <td>17,862</td> <td>1.4%減</td> </tr> <tr> <td>支払督促申立</td> <td>8,659</td> <td>9,106</td> <td>4.9%減</td> </tr> <tr> <td>仮執行宣言付支払督促申立</td> <td>2,042</td> <td>2,383</td> <td>14.3%減</td> </tr> <tr> <td>強制執行予告</td> <td>3,998</td> <td>3,446</td> <td>16.0%増</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	前年度比	支払督促申立予告	17,621	17,862	1.4%減	支払督促申立	8,659	9,106	4.9%減	仮執行宣言付支払督促申立	2,042	2,383	14.3%減	強制執行予告	3,998	3,446	16.0%増	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 法的処理の対象を定めた「法的処理実施計画」を策定し、これに基づいて適切に処理を行ったことは評価できる。</p>
区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	前年度比																						
支払督促申立予告	17,621	17,862	1.4%減																						
支払督促申立	8,659	9,106	4.9%減																						
仮執行宣言付支払督促申立	2,042	2,383	14.3%減																						
強制執行予告	3,998	3,446	16.0%増																						

強制執行申立	489	590	17.1%減
強制執行	344	387	11.1%減
和解	4,776	4,816	0.8%減

(注)件数は、債権数である。

〈平成29年度支払督促申立予告処理の実施結果〉 (単位:件)

区分	件数	割合
応答があったもの(入金・猶予等)	7,538	42.8%
対応中(支払督促申立準備中等)	4,989	28.3%
支払督促申立実施	5,094	28.9%
実施総数	17,621	100.0%

(注1)支払督促申立予告については、平成29年度(平成29年4月～30年4月)毎月発送した。

(注2)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。

エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。

〈17〉 延滞者の実態調査の実施状況

○延滞者の実態調査(奨学金の返還者に関する属性調査)の実施

(1)平成28年度実施調査の結果公表

平成28年度に実施した調査については、集計・分析結果をホームページに公表した。(平成30年3月公表)

(2)平成29年度調査の実施

延滞者の実態を把握するため、平成28年度に引き続き、延滞者及び無延滞者から対象を抽出して「奨学金の返還者に関する属性調査」を実施した(平成30年1月)。回答者の利便性を考慮し、回答方法については、平成28年度に引き続き、WEBと郵送を併用し、期日までに回答のない者へは督促を行った。

〈回答率(延滞者分)〉

区分	平成29年度	(参考)平成28年度
対象者	19,628件	19,623件
回答者	3,329件	2,838件
回答率	17.0%	14.5%

○回収促進策への反映

調査の結果より、返還中の者の中には、返還期限猶予制度を知らないと回答した者が一定数いたことから、返還開始前の周知を図るため、平成28年度に引き続

〈評定〉B

〈評定根拠〉

- ・平成28年度に実施した調査の集計・分析結果を公表したことは評価できる。
- ・延滞者の実態把握のため、回答の督促も含めて着実に実施したことは評価できる。

				<p>き、各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供をし、在学猶予手続きの周知の徹底及び在学猶予期間が終了する奨学生に対する返還指導の徹底を依頼した。(平成 29 年 9 月)</p> <p>また、各学校における返還指導に資するため、奨学業務連絡協議会において、返還説明会の確実な実施、返還方法等の説明、延滞した場合の督促に関する周知等を行った。(平成 30 年 2 月)</p>	
	<p>才. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p>	<p>才. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p>	<p><18> 住所調査の実施状況</p>	<p>○住所調査の実施</p> <p>(1)役場照会等による住所調査 平成29年度も引き続き、役場への住所照会業務等の外部委託を活用して住所調査を実施し(461,178件)、定期会合の場で進捗管理を適切に行った。</p> <p>(2)学校への協力依頼 年度初頭に、各学校へ卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から、年3回、住所調査が必要な卒業生の住所情報の提供を受けた。更に、その情報に基づいて対象の卒業生へ転居届を郵送し、判明した新住所を登録した。</p> <p>(3)その他の調査 役場照会による住所調査の実施結果が「該当者なし」であった者等について、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構に登録されている携帯電話へ SMS(ショートメッセージサービス)を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。これを年5回、22,204件に送信したところ、3,400件の住所が判明した。 ・平成28年度に引き続き、電話番号クリーニング(全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に電話番号を照会)した(14,502件)。その結果が、「移転先電話番号判明」及び「電話番号変更履歴なし」であった者のうち、住所状態が返戻になっている者3,000件について架電したところ、1,263件の住所が判明した。 ・昨年度に引き続き、住所不明者数の減少を図るための対応として、直近の住所情報を対象とした従来の外部委託による照会に加え、住所の変更履歴が複数ある者については、個別の変更履歴を丹念に辿り、過去に判明した住所地の役場に対する照会を525件行い、449件判明した(平成29年度末時点)。 <p>(4)実施結果 (1)~(3)の調査等の結果、平成 29 年度末の住所不明数は以下のとおりとなった。</p> <p><住所不明数></p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 無延滞者を含む住所不明者に対して、SMS(ショートメッセージサービス)の活用や学校との協力、外部委託の活用等による追跡調査により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。</p>

区分	平成29年度末	(参考) 平成28年度末	前年度比
住所不明数	28,055人	26,371人	1,684人増

(注)「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい(正しい)住所が判明・登録されるまでの状態である。

カ. 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。

カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。

<19> 個人信用情報機関の活用状況

○個人信用情報機関の活用

- ・個人信用情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、複数回の文書送付(延べ 995 千通)及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。
- ・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願出を提出するよう促した。
- ・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞3ヶ月以上となった者については、個人信用情報機関へ登録した。

<個人信用情報機関への登録状況>

平成29年度	(参考)平成28年度
25,288件	21,242件

(注)登録件数は債権数であり人員ではない。

○個人信用情報機関への誤登録事案に係る再発防止について

平成27年度に発覚した、システムの不具合による個人信用情報機関への入金情報の誤登録事案については、平成27年12月に策定した再発防止策に基づき、平成29年度においても引き続き以下のとおり再発防止に取り組んだ。

(1)全件精査

個人信用情報機関に登録された個人信用情報データと機構で保持している個人信用情報データの全件精査を行い、登録情報の正確性を確保した。

(2)登録データの事前チェックの強化

個人信用情報機関にデータを登録する前に情報部門において、登録するデータが奨学金業務システムの情報の内容と一致しているか、また、入金区分等に関する判定処理が正しいかを機械的にチェックし、さらに、奨学金返還業務部門においても、再度、登録するデータと奨学金業務システムの情報を照合して、正確性を確保した。

(3)システム開発における品質管理の強化

- ・平成28年4月1日に設置の品質管理室において、システム開発段階からの品質管理を行い、品質管理のプロセス強化を図った。

<評定> B

<評定根拠>

- ・事前に登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。
- ・平成27年度に発生した個人信用情報機関への誤登録に係る対応については、引き続き再発防止策に基づき、システム、データの両面から品質の確保や誤登録の防止に努めていることから評価できる。

				・制度変更等によるシステム改修に当たり、個人情報データ作成プログラムへの影響を調査し、プログラムの改修が必要になった場合には各工程における検証を行い、品質を担保した。
--	--	--	--	---

③ 機関保証制度の運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																													
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績	自己評価																								
<p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で</p>	<p>機関保証制度選択者の返還意識の向上を促すため、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を行い、適切な制度の運用を図る。</p> <p>機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、機関保証制度が円滑に機能するよう、同制度の収</p>	<p>機関保証制度について、大学等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。</p> <p>機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、文部科学省や外部有識者等を含む委員会におい</p>	<p><20> 機関保証制度の運用状況</p>	<p>○機関保証制度(※)の周知及び返還意識の徹底 保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会、以下「協会」という)及び大学等と連携し、以下の取組を行うことで機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①平成 29 年度保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。 ②上記ホームページにおいて、平成 29 年 4 月以降に採用される第一種奨学生の保証料が従前より約 15%引き下げとなった旨を掲載した。 ③機関保証制度を案内する内容のリーフレット及びチラシを奨学金希望者、学校における奨学金事務担当者及び都道府県市区町村の教育委員会等に配付した。 ④「日本学生支援機構奨学金適格認定・返還指導等研修会」において機関保証制度を案内する内容のチラシを配付した。 ⑤平成 30 年度より実施される貸与月額の拡充を踏まえ、機関保証制度を案内する内容のリーフレット及びチラシを改訂した。 <p>(※)機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。</p> <p><機関保証制度の選択状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">選択者数</td> <td>第一種</td> <td>75,602件</td> <td>62,673件</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>118,469件</td> <td>123,176件</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>194,071件</td> <td>185,849件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選択率</td> <td>第一種</td> <td>42.60%</td> <td>38.25%</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>44.97%</td> <td>43.08%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>44.02%</td> <td>41.32%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。</p>		区分	平成29年度	(参考)平成28年度	選択者数	第一種	75,602件	62,673件	第二種	118,469件	123,176件	全体	194,071件	185,849件	選択率	第一種	42.60%	38.25%	第二種	44.97%	43.08%	全体	44.02%	41.32%	<p><評定>B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。 ・延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。 ・文部科学省や外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、所得連動返還方式導入及び保証料率引き下げの影響を踏まえて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、保証料率の合理性について確認したことは評価できる。
	区分	平成29年度	(参考)平成28年度																										
選択者数	第一種	75,602件	62,673件																										
	第二種	118,469件	123,176件																										
	全体	194,071件	185,849件																										
選択率	第一種	42.60%	38.25%																										
	第二種	44.97%	43.08%																										
	全体	44.02%	41.32%																										

合理性を明らかにする。

支の健全性を確保するため、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を毎年度検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。

て、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする。

〈機関保証制度を選択した新規返還者の回収率〉

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	前年度比
要回収額	11,531百万円	11,615百万円	83百万円減
回収金	11,120百万円	11,199百万円	79百万円減
回収率	96.4%	96.4%	増減なし

(注)百万円未満四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。

〈機関保証制度選択者における要返還債権数に対する無延滞債権数の占める割合〉

区分	平成29年度	(参考)平成28年度
割合	90.2%	89.5%

○代位弁済請求の実施

代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託、催告書(期限の利益剥奪予告)の送付、訪問督促・居住確認及び期限の利益剥奪通知書の送付を通じて、きめ細やかな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にも関わらず延滞状況が改善しなかったものについては、確実に代位弁済請求を実施した。

〈代位弁済履行状況〉

区分	平成29年度	(参考)平成28年度
件数	9,889件	7,910件
金額	212.5億円	171.7億円

(注)金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

○機関保証制度の「妥当性」の検証

「「勤告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析の結果等について審議を行い、以下のとおり報告書を取りまとめた。

(1)長期財政収支シミュレーション結果の審議

平成29年度より実施された所得連動返還方式の導入及び保証料率引き下げの影響等を考慮した長期財政収支シミュレーションにより、向こう25年間(平成54年度まで)、財政面の支障は特段生じないことを確認した。

そして、所得連動返還方式の選択率及び返還状況並びに代位弁済後回収率等の実績を注視しつつ、保証料率の引き下げ余地も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である旨が示された。

(2)保証料率水準の検証

保証料率の合理性を明らかにするため、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を昨年度に引き続き行った。調査の結果、機構の奨学金の保証料率は、調査対象とした他の金融機関の教育ローンの保証料率と比較しても、低廉であると言えることを確認した。

<参考 1>平成 29 年度機関保証制度検証委員会報告書(概要)

(1)機構における機関保証債権の回収状況及び協会における代位弁済後回収状況について

- ・平成 28 年度の機構における機関保証債権の回収率(96.77%)は、平成 27 年度に比べて 0.13 ポイント低下したものの、統計的に有意な変動ではなかった。
- ・平成 21 年度から平成 28 年度までに代位弁済された債権について、協会における経過年数別の累積回収率は、直近 3 年において概ね同水準で推移していることを確認した。

(2)所得連動返還方式の導入及び保証料率の引き下げについて

- ・協会の事業計画及び当該計画等を踏まえた長期財政収支シミュレーションについて、所得連動返還方式の導入及び保証料率引き下げの影響を考慮することとした。
- ・所得連動返還方式については、平成 29 年 9 月時点の選択率が 15.7%であったこと及び平成 30 年度の見込みが 18.5%であることを確認した。
- ・保証料率の引き下げについては、平成 29 年度以降に採用される第一種奨学金の保証料率を年 0.589%(従来の年 0.693%より 15%引き下げ)としたことを踏まえて長期財政収支シミュレーションを行った。

(3)協会の事業計画について

- ・協会の事業計画については、所得連動返還方式の選択率が昨年度の想定値(50%)より下振れたこと及び平成 29 年度における代位弁済の見込みが破産等を理由として前年度比で増加したことを踏まえ、保証料収入及び今後の代位弁済支出等を見直した。

(4)長期財政収支シミュレーションについて

- ・平成 29 年度においては、機構及び協会における直近の実績等に基づくシ

ミュレーション(中立シナリオ)を行ったほか、新たに景気循環を踏まえたストレスを想定してシミュレーションを行うこととした(ストレスシナリオ1及びストレスシナリオ2)。また、平成28年度に引き続き、急激な景気悪化等を想定して適状代位弁済率の悪化がシミュレーション期間(25年間)全般に渡って継続するというストレスを掛けるシミュレーション(エクストリームシナリオ)も実施した。

シナリオ	内容	結果概要
中立シナリオ	平成30年1月30日までに得られた機構及び協会における直近の実績等に基づく推計	協会の保証金残高は後年度まで漸増するとの推計結果
ストレスシナリオ1	中立シナリオに対して、経済危機が10年おきに発生して適状代位弁済率及び代位弁済後回収率が悪化した後、これらが10年かけて回復するというストレスを考慮	経済危機の発生時に協会の単年度収支が支出超過となり保証金残高が減少する時期があるものの、経済危機からの回復に伴い単年度収支は収入超過になるとの推計結果
ストレスシナリオ2	中立シナリオに対して、経済危機が10年おきに発生して適状代位弁済率及び代位弁済後回収率が悪化した後、3年間は危機の影響が続き、その後3年かけて回復し、回復から4年後に次の経済危機が発生するというストレスを考慮	
エクストリームシナリオ	中立シナリオに対して、急激な景気悪化等を想定し、適状代位弁済率及び代位弁済後回収率の悪化がシミュレーション期間(25年間)全般に渡って継続するというストレスを考慮	平成30年度から平成43年度までは協会の単年度収支が支出超過となって保証金残高が減少するものの、平成44年度以降は、所得連動返還方式に係る選択率の増加及び適状代位弁済率の抑制効果と相まって、保証金残高はほぼ横ばいで推移するとの推計結果

(5)他の保証機関との保証料率の比較について

・保証料率の合理性を明らかにするため、単純な比較はできないことを前提

				<p>に、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を平成 28 年度に引き続き行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、機構の奨学金の保証料率は、他の保証機関の保証料率に比べ低廉であることが確認された。 <p>(6)今後の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得連動返還方式の選択率及び返還状況並びに代位弁済後回収率等の実績を注視しつつ、保証料率の引き下げ余地も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である。 ・貸与奨学金制度を健全かつ持続的に運営していく上で、今後も機関保証制度の重要性が益々高まるとともに機関保証の債権数や債権残高の増加が想定される。 ・かかる状況を踏まえ、外部委託をより一層活用する等、より少ない負担で効率よく機関保証制度を運営する方法を模索するとともに、機構と協会が協力して円滑な事業モデルの構築を引き続き目指すことが重要である。 <p><参考 2>平成 29 年度機関保証制度検証委員会審議経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 平成 29 年 10 月 31 日 ・第 2 回 平成 30 年 2 月 9 日～平成 30 年 2 月 20 日(書面審議) ・第 3 回 平成 30 年 2 月 28 日 ・第 4 回 平成 30 年 3 月 19 日 <p>○代位弁済請求基準の見直しについて</p> <p>「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知)における指摘事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮に係る代位弁済請求基準の見直しに関する協議を毎月実施した。代位弁済基準見直しの具体案を保証機関に提示し、保証機関において審議され、その後も協議を継続した。
--	--	--	--	--

④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																	
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価											
<p>奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。</p>	<p>返還が困難な者に対しては、基準に従い、減額返還制度や返還期限猶予制度の適切な運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p>	<p>返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還期限猶予制度を適切に運用する。</p> <p>また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p>	<p><21> 減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況</p>	<p>○減額返還制度の運用</p> <p>減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間1回当たりの当初割賦金額を減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である。平成29年度は、減額返還制度を以下のとおり拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初割賦金額を2分の1に減額して返還する方法に加え、3分の1に減額して返還する方法を追加 ・減額返還の適用期間上限を120か月から180か月に変更 <p>(1)減額返還の承認</p> <p>減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。</p> <p><減額返還の承認件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2返還</td> <td>16,448件</td> <td>21,013件</td> </tr> <tr> <td>1/3返還</td> <td>11,604件</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,052件</td> <td>21,013件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3分の1の減額返還については、平成29年度より新設</p> <p>(2)減額返還制度の周知</p> <p>①ホームページにおける周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額返還制度の拡充を周知するため、拡充内容についてホームページに説明を掲載した。(平成29年4月) ・減額返還制度の拡充に伴い、「返還を始める皆さんへ(動画)【奨学金返還DVD】」を刷新しホームページに掲載した。(平成29年10月) <p>②卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 ・平成28年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由として返還期限猶予制度の適用を受け、平成29年度も引き続き返還期限猶予制度の適用を受ける返還者に対しても、減額返還制度の利用を促すチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	1/2返還	16,448件	21,013件	1/3返還	11,604件	-件	合計	28,052件	21,013件	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、迅速に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。 ・平成29年度には、減額返還制度を拡充し、当初割賦金を2分の1に減額して返還する方法に加え、3分の1に減額して返還する方法を新設するとともに、減額返還の適用期間上限を120ヶ月から180ヶ月に延長したことは評価できる。 ・死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に制度を運用したことは評価できる。また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用するとともに、特に優れた業績により返還免除を受けた者の現況等調査の結果を機構ホームページで公表したことは評価できる。
区分	平成29年度	(参考)平成28年度															
1/2返還	16,448件	21,013件															
1/3返還	11,604件	-件															
合計	28,052件	21,013件															

③新たに返還を開始する者への周知

新たに返還を開始する者に対して送付する「返還開始のお知らせ」に、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や、両制度の違いを説明するリーフレットを同封した。

④減額返還又は返還期限猶予の適用期間終了時の周知

減額返還または返還期限猶予の適用後の延滞を抑制するため、各制度の適用を受けている返還者に対し、適用期間終了前に送付する通知（「減額返還期間終了のお知らせ」または「奨学金返還期限猶予期間の終了と返還開始のお知らせ」）に、減額返還制度の拡充を案内するチラシを同封した。また、この発送のタイミングに併せて、「JASSO モバイルサイトメールマガジン」及び「JASSO メールマガジン」に、減額返還制度の拡充を紹介する記事を掲載した。

○返還期限猶予制度の運用

返還期限猶予制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間返還を猶予する制度である。

(1)返還期限猶予の承認

返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

<返還期限猶予の承認件数>

(単位:件)

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度
在学猶予	136,476	141,778
一般猶予	155,477	154,249
病氣中	9,557	9,229
災害	242	678
入学準備	311	422
生活保護	4,522	4,218
生活困窮	132,366	133,379
育児休暇等	5,087	4,032
猶予年限特例(※)	3,392	2,291
合計	291,953	296,027

※卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。平成 24 年度から平成 28 年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」。

(2)返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての

解説が入ったガイダンス DVD を機構ホームページに掲載した。
また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いを解りやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、減額返還制度について割賦金を3分の1に減額して返還する制度の新設に合わせ内容を更新した。

(3)返還期限猶予の申請・承認の迅速化

返還期限猶予の申請事由として最も多い「生活困窮」について、引き続きホームページにおいて、添付すべき証明書類等に関する留意点を集約して説明し、申請者の理解を促すなど、不備返送件数の抑制を図るとともに、受付件数の増加にも適切に対応し、審査等業務の円滑かつ迅速な処理に努めた。

<返還期限猶予願の受付・不備返送状況>

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	前年度比
受付件数	140,762件	140,262件	500件増
不備返送件数	25,765件	24,718件	1,047件増
不備返送率	18.3%	17.6%	0.7ポイント増

(注) 毎月の猶予願出者数を集計したもの。上記(1)の返還期限猶予の承認件数と対応しない。

申請者の利便性の向上等に資するため、平成 29 年度の返還期限猶予の審査から、一部マイナンバーの利用を開始した。

○返還免除制度の運用

(1)死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度の運用

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。

<死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況>

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度
第一種奨学金	744件	866件
第二種奨学金	1,017件	1,176件

(2)特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度の適切な運用

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の認定に基づき、以下のとおり適切に運用した。

①返還免除制度に係る認定委員会の開催等

- ・平成 29 年 5 月 30 日：第 1 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催
- ・平成 29 年 6 月 9 日：平成 28 年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知

- ・平成 29 年 11 月 29 日：第 2 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催
- ・平成 29 年 12 月 6 日：平成 29 年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知

②候補者推薦に係る大学への働きかけ

- ・貸与終了者が 1 名の大学においても推薦の機会を与えるため推薦枠を提示するとともに、奨学生でない学生も含めた中で奨学生の業績を評価するよう、平成 28 年度同様に各大学へ指導した(平成 29 年度推薦依頼通知文への記載及び平成 29 年度奨学業務連絡協議会において説明)。
- ・大学が推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を得られやすくするために、情報の提供を平成 28 年度同様に 5 回行った。

<平成 28 年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況>

課程	貸与終了者数 (人)	推薦者数 (人)	免除者数(人)		
			全額免除	半額免除	
修士	22,847	6,873	6,854	2,285	4,569
専門職	1,238	369	369	123	246
博士	2,902	903	873	291	582
計	26,987	8,145	8,096	2,699	5,397

※海外留学生における業績免除

平成 28 年度貸与終了者は 6 人、免除者は 2 人(全額免除:1 人、半額免除:1 人)

(3)特に優れた業績により返還免除を受けた者の進路等調査

①特に優れた業績により返還免除を受けた者の社会での活躍状況及び本制度の効果を検証することを目的として、平成 23 年度に返還免除を受けた者のうち、半数の者を対象に現況等の追跡調査を以下のとおり実施した。(調

査結果は、平成30年5月開催の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会にて報告予定)

- ・調査実施時期:平成30年2月5日~2月28日
- ・調査対象者数:4,935人
- ・回答数:2,446人(回答率49.6%)

②調査結果をホームページに公表(平成30年6月予定)

③調査結果の寄託

個票データの散逸防止、学術目的での二次的な利用のため、個票データを関係資料とともに東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターに寄託した。(平成30年3月6日)

(4)博士課程進学時に特に優れた業績による返還免除者を内定できる制度の周知等

大学院博士課程において第一種奨学金の貸与を受ける者を対象として、奨学生推薦時(予約採用においては採用候補者推薦時)に返還免除候補者の推薦を依頼した。

- ①平成29年度大学院博士課程奨学生在学採用時における返還免除候補者の推薦を対象となる大学へ依頼した。(平成29年4月)
- ②平成30年度大学院博士課程進学時における予約時返還免除候補者の推薦を対象となる大学へ依頼した。(平成29年7月)

<博士課程進学時に特に優れた業績による返還免除者を内定できる制度実施状況>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
内定者数	1大学2人	2大学3人	1大学3人

(5)海外留学支援制度(長期派遣/大学院学位取得型)の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を受ける者を対象とする特に優れた業績による返還免除制度の周知・実施等

【平成28年度貸与終了者分】

平成28年度貸与終了者における認定結果を通知した(半額免除1人、全額免除1人)。(平成29年6月9日)

【平成29年度貸与終了者分】

第一種奨学金の貸与を受けている奨学生のうち、平成29年度貸与終了予定者となる奨学生14人に対し、返還免除の申請依頼に関する通知を行うとともに、機構ホームページに掲載した(平成29年4月28日)。その結果、8人より申請があった(修士:2人、博士:6人)。

⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価												
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価						
所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。	所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」を円滑に導入し、適切に実施する。	奨学金の返還月額が所得に連動する所得連動返還方式について、生徒・学生、保護者、学校関係者等へ周知し、制度の運用に当たり必要な個人番号の収集等を適切に実施するなど、制度を円滑に導入する。	<22> 所得連動返還型奨学金制度の実施状況	<p>○所得連動返還方式の適切な実施</p> <p>(1)返還方式選択の開始 平成29年度第一種奨学金採用者より、返還方式の選択を開始した。これまでの定額返還方式に加え、毎年の課税対象所得に応じて割賦額を設定する所得連動返還方式の選択を開始した。</p> <p><所得連動返還方式選択者の割合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得連動返還方式の選択者</td> <td>27,838件</td> </tr> <tr> <td>選択率</td> <td>15.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)マイナンバーの収集 平成29年4月より、所得連動返還方式選択者についてマイナンバーの収集を開始した。 マイナンバーの収集・審査に当たっては業者委託を活用した。委託業者に対しては「特定個人情報の適正な取扱いに係るガイドライン(個人情報保護委員会)」に沿ってマイナンバーの取扱いが行われているかを確認するため、定期的なミーティングのほか、委託開始前及び委託期間中において実地検査を実施した(平成29年5月、平成29年9月)。</p> <p>○所得連動返還方式及びマイナンバーの利用開始に係る周知 制度の一層の周知及び制度の適切な実施を目的として、回数、媒体等を工夫し以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 制度周知のための各種媒体の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得連動返還方式の概要を紹介するリーフレットを作成し、採用時説明会等での配付を学校に依頼するとともに、機構ホームページにも公開し、制度周知に努めた(平成29年5月)。 ・平成30年度予約採用候補者に向けて、所得連動返還方式についてのリーフレットを作成、発送した(平成29年9月、平成30年2月)。 ・奨学金ガイダンス動画「(予約採用)奨学金を希望する皆さんへ/採用候補者の皆さんへ」、「(在学採用)奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」で所得連動返還方式の紹介を盛り込み、学生への制度周知に努めた。 ・奨学金返還の重要性や救済制度、各種手続等について解説する「返還を始 		区分	平成29年度	所得連動返還方式の選択者	27,838件	選択率	15.7%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月より第一種奨学金において所得連動返還方式を導入したことは評価できる。 ・制度の運用に当たり必要なマイナンバーの収集を適切に実施したことは評価できる。 ・各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。
区分	平成29年度											
所得連動返還方式の選択者	27,838件											
選択率	15.7%											

				<p>める皆さんへ(動画)【返還 DVD】」に所得連動返還方式に関する内容を追加し、返還が始まる奨学生への制度周知を図った。</p> <p>(2)FAQ の更新 所得連動返還方式の制度開始に伴う具体的な質問に対応するため、一般、学校担当者向けホームページ各々において FAQ を更新した。</p> <p>(3)学校担当者への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校担当者向け研修会や奨学業務連絡協議会での資料及び説明内容に所得連動返還方式及びマイナンバーの利用に関する情報を盛り込む等、制度の円滑な導入に向けて、関係者への情報の提供に努めた。 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ、マイナンバーの利用に関する記事を掲載した(平成 30 年 3 月)。 	
--	--	--	--	--	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 奨学金事業

(5) 情報提供等の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	
従事人員数(人)	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価										
奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。	奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関する情報提供にあたっては、ホームページ等を活用するなど、積極的かつわかりやすく行う。	奨学金制度や手続等の情報提供にあたっては、ホームページや印刷物等の文章やレイアウト等を奨学生や返還者等にわかりやすいものとする等、適切かつ迅速に伝わるよう充実を図る。 所得連動返還方式等の新たな奨学金制度等について、	<23> 情報提供等の実施状況	<p>○ホームページの運営</p> <p>ホームページの運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、ホームページ利用者を目的の情報の掲載ページに誘導した。</p> <p>このような取組の結果、平成 29 年度は平成 26 年度と比較してアクセスが 95.7% 増となった。</p> <p><奨学金事業ホームページアクセス件数> (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>27,789,186</td> <td>37,235,685</td> <td>51,230,225</td> <td>54,379,654</td> </tr> </tbody> </table> <p>○奨学金事業に関する情報提供</p> <p>(1) 奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組【再掲】</p> <p>機構の奨学金事業について、延滞者が急増しているかのような報道等、誤解の多い報道を目にした生徒・学生が奨学金貸与の申請を敬遠し、進学を諦めてしまうことがないように、奨学金事業の負のイメージを払拭するとともに、奨学金事業の正しい理解を促進し、教育の機会均等という事業の目的の達成に寄与するために、以下の取組を行った。</p> <p>・奨学金事業に関心を持つ方を対象に、平成 29 年度版「奨学金事業への理解</p>		区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	アクセス件数	27,789,186	37,235,685	51,230,225	54,379,654	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる奨学金情報の提供について、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載するなど、ホームページ利用者にとって迅速な情報提供に努めたことは評価できる。 ・奨学金事業に関する情報提供について、奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組として、データ・ファクト集及び動画「そうだったのか！奨学金」を公開したこと、給付奨学金等の新制度について着実に周知を行ったことは評価でき
区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度												
アクセス件数	27,789,186	37,235,685	51,230,225	54,379,654												

		<p>地方公共団体、学校関係団体、PTA等と連携しつつ、様々な機会を通じて、生徒・学生、保護者、教員等に対する周知・広報を実施する。</p> <p>また、新制度の周知に加え、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒、保護者等の理解を促進するため、高等学校等へスカラシップ・アドバイザーを派遣する等の方策を講じる。</p>	<p>を深めていただくために[報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集]をホームページに掲載した。また、ナレーションを入れた動画をYouTubeで公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金事業への正しい理解を促進するため平成28年度に制作した動画「そうだったのか！奨学金」を平成29年4月にYouTubeで公開した。 <p>(2)新制度に関するホームページ等を活用した周知 平成29年度以降の新制度(給付型奨学金、低所得世帯の生徒に係る第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃、所得連動返還方式及び減額返還制度の拡充等)についてホームページに掲載し、新制度に係る周知を図った。</p> <p>○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供</p> <p>(1)スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施 高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用していただくため、必要な知見を提供し理解を深めていただくことを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高校等に派遣する事業を平成29年度から開始した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①養成プログラムの実施 養成プログラム(研修)を実施し、修了者に認定証を交付した。(全国10地区16会場で開催、認定者2,596人)。 ②スカラシップ・アドバイザーの派遣 平成29年10月より申込受付を開始し、平成29年12月より宮城県にて先行派遣、平成30年1月より全国派遣を行った。(平成29年度内派遣件数:181件) ③派遣拡大に向けた取組 ・奨学業務連絡協議会で、大学等に対し、オープンキャンパスや学校説明会等高校生が集まる場所への派遣について、積極的な利用を促した。 ・対象の全高等学校等に向けて、スカラシップ・アドバイザー事業利用にかかるアンケートの送付を行い、事業の再周知と併せて学校側のニーズについて調査した。 <p>(2)奨学金ガイド及び奨学金ガイドブックの作成・配付 奨学金希望者への全般的な概要案内としての「奨学金ガイド」、進学を希望する高校生に奨学金制度を分かりやすく説明することを目的とした「奨学金ガイドブック」を作成・配付するとともに、ホームページに掲載した。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対して、奨学金ガイド及び奨学金ガイドブックの作成・配付、奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進等、奨学金の申込、貸与、支給及び返還について積極的かつわかりやすい情報提供を行うとともに申込前の返還意識涵養に努めたことは評価できる。 ・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続きについて解説した動画の公開等、返還中の手続きや返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページ、メールマガジンを通じ関係機関に周知を図り、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。
--	--	---	---	--

(3) 高校等教員向け冊子の作成

高校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を企画・作成し、全高等学校等に配付した。(平成 30 年 3 月)

(4) 奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

- ・学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用するとともに、全体の機能を見直し、複数学種の貸与等、より実態に近い入力を行いやすいシミュレーションを稼働させた。
- ・第一種奨学金における所得連動返還方式の導入や貸与奨学金における貸与月額の新設等、制度変更に合わせて改修を実施した。

〈奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況〉

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	前年度比
アクセス件数	5,015,821件	4,408,444件	13.8%増

(5) ガイダンス動画の充実

奨学金制度の一層の周知を図るため、ホームページに掲載している奨学金ガイダンス動画をパソコンおよびスマートフォン等で閲覧できるようにしたほか、平成 29 年度においては、近年導入された新制度(給付奨学金、マイナンバー、所得連動返還方式、減額返還制度の拡充等)を反映した奨学金ガイダンス動画「(予約採用)奨学金を希望する皆さんへ/採用候補者の皆さんへ」、「(在学採用)奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」を作製した。

(6) 新たな奨学金制度に係る電話相談の実施

平成 29 年度より開始する給付型奨学金制度等について、電話相談窓口を設け、以下のとおり問合せ・相談への対応を行った。なお、推薦期間の延長に伴い、電話相談期間についても延長して対応した。

[相談期間] 平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 8 月 4 日

[相談件数] 6,286 件

(7) 進学資金シミュレーターの公開

スカラーシップ・アドバイザー派遣事業と併せて、高校生等が進学のための資金計画を立てる際の一助として、WEB 上で必要事項を入力することにより必要な情報を提供するとともに、各種シミュレーションが行えるようシミュレーターの開発を行う事となった。平成 29 年度にシミュレーターの開発を進め、平成 30 年度

にホームページにて公開した。

○奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等

(1)スカラネット・パーソナルによる情報提供等

奨学金貸与中の奨学生や奨学金の返還者が、インターネット上にて、本人の奨学金に関する情報の閲覧や各種申請等を行うことができる情報システムとしてスカラネット・パーソナルを平成22年度より運用している。

平成29年度は昨年度に引き続き貸与奨学金に係る運用を行った。また、給付奨学金の導入に伴い「在籍報告(給付奨学金)」「奨学金継続願」を提出する機能を追加するとともに、給付奨学生のスカラネット・パーソナル登録を促進するためのチラシを作成し、大学等へ配付する等、利用促進に係る周知を行った。

<スカラネット・パーソナル利用状況>

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	前年度比
登録数	2,849,460件	2,380,317件	19.7%増
アクセス件数	153,475,151件	108,131,411件	41.9%増

(2)返還中の手続きや返還困難時のセーフティネットに関する情報提供

・返還を始めるにあたって、返還の重要性や手続きと流れ、返還開始後の手続き、救済制度、延滞した場合の措置などについて解説した動画をホームページに掲載しており、平成29年度においては減額返還制度の拡充に伴い、内容を刷新した。

・新たに返還を開始する者に対して、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを解りやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、減額返還制度について割賦金を3分の1に減額して返還する制度の新設に合わせ内容を更新した。

(3)災害救助法適用に係る情報提供

①奨学金の緊急採用・応急採用に関する情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページ、メールマガジンによる迅速な情報提供、プレスリリース等による関係機関への周知とともに、大学等(約4,000校)に推薦依頼の通知を行った。

<災害救助法適用に係る情報>

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害	7 月 6 日	(株)福岡放送、(株)九州大有社、(株)エフエム福岡、(株)テレビ西日本(株)西日本リビング新聞社(株)ティー・ヴィー・キュー九州放送(株)大分放送、大分朝日放送(株)佐賀関テレビ(株)
平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害	8 月 1 日	秋田県庁記者クラブ県政記者クラブ
平成 29 年台風第 18 号による災害	9 月 20 日	大分県政記者室
平成 29 年台風第 21 号による災害	10 月 27 日	三重県政記者クラブ
平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害	2 月 8 日	福井県政記者クラブ
平成 29 年度豪雪にかかる災害	2 月 15 日	新潟県政記者クラブ

②東日本大震災被災者への情報提供

ホームページ内の東日本大震災特設ページにおいて、被災世帯の学生の採用や、被災したことにより返還困難な状況が継続している場合の減額返還・返還期限猶予等の手続き方法について、引き続き周知を図った。

(4)モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンによる情報提供

- ・奨学金事業についてのモバイルサイトに掲載する情報を整理し、利用者の閲覧利便性に配慮して再編成した。
- ・奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月1回(毎月5日)発信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

〈モバイルサイトアクセス件数〉					(単位: 件)
区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
アクセス件数	290,880	292,495	302,966	298,412	
メールマガジン配信件数	35,201	34,864	34,490	33,954	

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 奨学金事業

(6) 学校との連携強化

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	
従事人員数(人)	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	I-2-(1)、I-2-(3)、I-2-(4)に含む。	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、	<24> 学校との連携の実施状況	<p>○高等学校等(大学等予約採用)における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申込み高校生等に対し、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等の奨学金担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った(職員派遣 21 府県 22 回、資料配付のみ 26 都道府県)。 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ奨学金制度や手続き等に関する記事を連載した(17 回)。 ・全国高等学校 PTA 連合会の全国大会(1 回)及び地区大会(9 地区)において、奨学金制度や手続きに関する資料を配付した。(平成 29 年 6 月～8 月) ・平成 29 年度より、全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。(平成 29 年度内派遣件数:181 件) ・高校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を企画・作成し、全高等学校等に配付した。(平成 30 年 3 月) <p>○大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等が行う採用時説明会の充実を図るため、採用時説明会用のマニユア 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び都道府県等とも連携して、高等学校等における指導の充実を図るとともに、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進を図ったことは評価できる。また、大学等の奨学金担当者を対象とした研修会及び奨学業務連絡協議会の開催、大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・学校担当者用ホームページ等を活用して学校担当者に対して奨学金返還の重要性について周知した。 ・「奨学金の返還延滞の防止に

奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、奨学金事業の健全性確保のための取組の成果と情報公開については、大学等が確実に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

ルを改訂し、学校担当者向けホームページに掲載した。

・以下のいずれかに該当する学校(27校)が実施する採用時説明会に機構職員を派遣し、大学等における奨学生への指導内容や説明会の実施状況を把握するとともに、大学等に対し、説明内容の充実や適切な奨学金事務を行うよう要請・指導した。

①過去3か年の貸与奨学金3月満期者等の「振替口座未加入率」、及び初回返還の「振替不能率」がいずれも平均より高い学校

②平成27年度貸与奨学金採用者について、返還誓約書未提出による廃止者があり、返還誓約書未提出者調書が未提出の学校

③平成29年度給付奨学生の推薦数が多い学校

・大学等が行う返還説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付した。

○大学等の奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施

奨学生に対する指導を大学等と連携して行えるよう、過去の研修会開催時におけるアンケート結果等を踏まえ、平成29年度学校担当者向け研修会に係る年間計画を策定し、以下のとおり研修会を実施した。

(1)日本学生支援機構奨学金学校事務担当者研修会の実施

(研修内容:適格認定、異動、返還指導に関する業務)

開催地	日程	出席校数(校)	出席人数(人)
札幌	10月12日	109	114
仙台	10月10日	149	182
東京	10月23日	190	229
	10月27日	411	453
名古屋	10月18日	211	227
大阪	10月17日	354	391
岡山	10月25日	113	122
福岡	10月26日	241	277
沖縄	10月6日	46	58
計(8地区9回)		1,824	2,053
(参考)平成28年度(8地区9回)		1,763	2,122

(2)日本学生支援機構奨学金採用・返還誓約書業務等研修会の実施

(研修内容:次年度の変更点、採用、返還誓約書に関する業務)

[平成28年度からの変更点]参加規模(回数)を拡大(東京会場を2回から3回

ついて(依頼)」によって、各学校に延滞状況等を把握させたことは、返還金回収方策の広報・周知を図るという観点から、評価できる。

・大学等が確実に効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として、学校等の貸与及び返還に関する情報(貸与者数、返還者数、延滞率等)を公開し、各学校と機構との連携・強化による取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。

へ増加)

開催地	日程	出席校数(校)	出席人数(人)
札幌	3月15日	88	86
仙台	3月22日	121	145
東京	3月12日	312	337
	3月13日	252	301
	3月23日	223	248
名古屋	3月19日	218	247
大阪	3月20日	318	343
岡山	3月 6日	107	120
福岡	3月 7日	192	228
沖縄	3月 9日	41	47
計(8地区10回)		1,872	2,102
(参考)平成28年度 (8地区9回)		1,656	2,018

○延滞率等の状況を踏まえた機構職員の派遣
返還金の回収促進に向けた取組の一環として、学校と連携した奨学生への指導を徹底する観点から、延滞率の悪化状況や奨学業務連絡協議会への出席状況等を基に、特に返還指導が必要と思われる学校 16 校を選定し、機構役職員による学校訪問及び学校関係者との意見交換を行い、奨学生への指導の徹底等を要請した。

○奨学業務連絡協議会の実施状況
・平成 30 年 2 月に、奨学業務連絡協議会を開催し、大学等の奨学金担当者に対して、採用事務におけるマイナンバーの利用等、平成 30 年度における主な取組について説明するとともに、平成 30 年度における事務処理の変更点、貸与・給付の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明し、周知を図った。

<奨学金業務連絡協議会の出席状況>

学校 所在地区	平成 29 年度			(参考) 平成 28 年度
	対象校(校)	出席校(校)	出席率(%)	出席率(%)

北海道	206	147	71.4	78.8
東北	262	185	70.6	73.8
関東・甲信越	1,329	919	69.1	71.6
東海・北陸	551	366	66.6	72.1
近畿	615	464	75.4	74.1
中国・四国	375	233	62.1	63.6
九州・沖縄	508	352	69.3	70.8
合計	3,846	2,666	69.3	71.7

<参考:奨学金業務連絡協議会の出席状況(専修学校を含まない)>

学校 所在地	平成 29 年度			(参考) 平成 28 年度
	対象校(校)	出席校(校)	出席率(%)	出席率(%)
北海道	59	52	88.1	91.2
東北	83	80	96.4	92.7
関東・甲信越	413	373	90.3	91.1
東海・北陸	165	143	86.7	87.6
近畿	215	192	89.3	90.3
中国・四国	115	102	88.7	87.1
九州・沖縄	128	111	86.7	89.1
合計	1,178	1,053	89.4	89.9

○返還金回収方策の広報・周知

- ・学校担当者用ホームページに奨学業務連絡協議会及び研修会等の資料、音声動画並びに卒業後の手続方法を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。
- ・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続き方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した。(平成 29 年 9 月)
- ・「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」の内容については、奨学金制度の

				<p>根幹に関わる重要なものであり、各学校長、学長に延滞状況等を把握してもらうため、内容を確認したかを書面にて理事長宛に回答するよう依頼した。(平成29年9月)</p> <ul style="list-style-type: none">・学生が卒業後に延滞状況に陥ることを防ぐために、平成29年10月から新たに返還開始する者に対して、学校から通知文を送付する等の働きかけを行うよう依頼を行った。(平成29年10月) <p>○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none">・各学校との連携・強化による取組の成果を広く社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報(貸与者数、返還者数、延滞率等)、奨学事務における学校での取組の好事例を機構ホームページで平成29年4月19日に公開した。	
--	--	--	--	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	151,905	144,642	149,462	171,438	
従事人員数(人)	6	7	6	7	

(注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																		
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価												
留学情報の収集・整理を行い、ホームページや海外事務所等を通じて、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を行う。	日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサイトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ	日本留学希望者向けの「日本留学ポータルサイト」と外務省の「日本留学総合情報ガイド」の統合に着手するとともにSNSの活用を進め、日本留学に係る情報提供の充実を図る。また、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や	<25> 日本留学に関する情報提供の実施状況	<p>○ホームページ及び SNS による情報提供の充実</p> <p>(1)「日本留学ポータルサイト」の充実 「日本留学ポータルサイト」と外務省が運営する「日本留学総合情報ガイド」との統合に向け、関係機関と協議を行い、統合のための方針を固めつつ、統合準備を進めた。</p> <p><日本留学情報ホームページアクセス件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,907,940件</td> <td>5,505,104件</td> <td>7.3%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)SNS の利用 Facebook を通じて、頻繁に情報提供を行い、国内外でのイベントに併せてキャンペーンを行うなどファン数の獲得に努めつつ、日本留学に関する情報発信の強化を図った。</p> <p><留学生事業のFacebook ファン数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,227 件</td> <td>6,608件</td> <td>39.6%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。</p>		平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比	5,907,940件	5,505,104件	7.3%増	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比	9,227 件	6,608件	39.6%増	<p><評定>B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本留学ポータルサイト」と「日本留学総合情報ガイド」との統合に向け、関係機関と協議しつつ準備を進めたことは、日本留学希望者のためのワンストップサービスの展開に協力する観点から評価できる。 ・海外事務所において、日本留学情報発信の強化に努め、各国において実施される現地説明会等に参加する等、関係機関とも協力の上、情報提供に努めたことは評価できる。 ・海外事務所や関係機関と連携の上、日本留学フェアを実施し、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学希望者等に対し、正確な情報を
平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比																
5,907,940件	5,505,104件	7.3%増																
平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比																
9,227 件	6,608件	39.6%増																

(一元的窓口)サービスの展開に協力する。

留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開に協力する。

さらに、日本留学情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催するとともに、文部科学省が配置する留学コーディネーターをはじめ、国内外の関係機関等が実施する日本留学説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

○海外事務所における情報発信の取組

インドネシア、韓国、タイ、ベトナム、マレーシアに設置している海外事務所において、各事務所独自のホームページやFacebook等により日本留学に関する情報発信を行うとともに電話、E-mail等による留学相談を行った。さらに各国において行われている現地説明会等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。

〈海外事務所ホームページアクセス件数等〉

区分	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比
ホームページアクセス件数	201,155 件	177,551 件	13.3%増
Facebookファン数	49,162 件	35,047 件	40.3%増
事務所相談件数	9,064 件	8,227 件	10.2%増
現地説明会情報提供件数	21,711 件	17,119 件	26.8%増

(注)Facebookのファン数については、年度末時点の件数を表す。

○出版物の作成・提供

「Student Guide to Japan(日本留学総合案内)」等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、イベント等で配布するとともに、大学、関係機関等にも提供し、日本留学情報の普及に努めた。

〈出版物の作成状況等〉

出版物名	内容		作成部数
Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	9か国語	合計 79,500部
Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易縮小版	10か国語	合計 58,500部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金案内	日本語・英語	合計 9,000部

○日本留学フェア等の実施及び他機関主催イベントへの協力

海外11か国・地域18都市において、日本留学フェアを実施するとともに、他機関の実施するイベントに参加・協力を行った。また、日本国内においては、日本語教育機関等で進学を目的として学ぶ外国人学生等を対象とした進学説明会を実施した。

さらに他機関で実施するイベントにおいて、ブース出展、セミナー等の協力を行っ

提供したことは評価できる。

・留学コーディネーター配置事業との連携により、日本の大学等の海外事務所が実施する説明会へ職員を派遣するなどし、日本留学希望者等に対し、日本留学に関する説明や個別ブースにおいて相談を行う等の協力を行ったことは評価できる。
・留学生交流業務に携わる教職員に対して、専門的知識を修得させ、留学生受入れ体制の整備等の充実のためのプログラムを実施するとともに、ウェブマガジンの発行により留学生交流に関する情報を提供したことは評価できる。

た。

(1)日本留学フェア実施状況

国・地域	都市	日程	参加大学等数				来場者数
			大学・短大	日本語教育機関・専門学校	その他	合計	
北米(米国)	ロサンゼルス	5/30～6/2	51	0	5	56	652
台湾	高雄	7/8	42	105	1	148	1,235
	台北	7/9	63	105	2	170	2,953
中国	香港	8/19	10	8	2	20	350
タイ	チェンマイ	9/2	28	9	2	39	874
	バンコク	9/3	61	19	3	83	2,724
韓国	釜山	9/9	43	29	3	75	2,410
	ソウル	9/10	57	35	3	95	3,950
欧州(スペイン)	セビリヤ	9/13～9/15	21	0	0	21	437
ベトナム	ホーチミン	9/30	58	10	9	77	1,603
	ハノイ	10/1	64	8	8	80	1,664
インドネシア	スラバヤ	10/7	26	18	5	49	1,415
	ジャカルタ	10/8	47	25	7	79	3,536
中国	北京	10/21・22	16	4	1	21	1,869
	上海	10/28・29	11	5	2	18	1,014

ネパール	カトマンズ	11/11	8	0	0	8	557
マレーシア	クアラルンプール	12/2・3	24	13	3	40	3,043
アジア太平洋 (シンガポール)	シンガポール	3/26～ 3/28	14	1	2	17	229

※アジア太平洋」は、大学間交流促進を目的として、APAIE (Asia Pacific Association for International Education) 年次総会に参加する形で、日本留学フェアとして実施した。

(2)外国人学生のための進学説明会実施状況

都市	日程	会場	参加 大学等数	来場者数
東京	7月9日	池袋サンシャインシティ 文化会館展示ホールD	183	2,263
大阪	7月15日	梅田スカイビル アウラホール、ステラホール	130	1,761

(3)他機関が主催するイベント等への参加

海外では、9 개국・地域(中国・韓国・マレーシア・タイ・モンゴル・スリランカ・ベトナム・フィリピン・インドネシア)9 都市において、他機関が主催するイベントに参加・協力し、ブース出展等により日本留学に関する情報提供を行った。また日本国内でも、国際交流基金等の依頼を受け、2 都市 3 か所において、他機関が主催するイベントに参加・協力し、講演等により日本留学に関する情報提供を行った。

○留学コーディネーター配置事業(※)との連携

留学コーディネーター配置事業に採択された東京大学(インド)、岡山大学(ミャンマー)、筑波大学(ブラジル・ペルー)、北海道大学(エチオピア・ルワンダ)の各大学が実施する説明会へ職員を派遣する等により、日本留学に関する説明や個別ブースにおいて相談を行う等の協力を行った。

(※)留学コーディネーター配置事業とは、文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(平成 25 年 12 月 18 日)において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行うもの。

<留学コーディネーター配置事業における説明会への協力>

国・地域	都市	日程
インド ※東京大学への協力	ラクノー	7月28日、31日、 8月1日
	ニューデリー	
ミャンマー ※岡山大学への協力	ヤンゴン	8月26日
エチオピア ※北海道大学への協力	アディスアベバ	9月20日、21日
ブラジル ※筑波大学への協力	サンパウロ	11月16日～18日
ペルー ※筑波大学への協力	リマ	11月21日
ルワンダ ※北海道大学への協力	キガリ	2月15日、16日

(注)ルワンダは、ビデオ会議システムを通して機構職員が説明会に参加した。

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

(1)大学等の留学生交流担当者養成プログラムの実施

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に対して、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識を修得させること等により、留学生受入れ体制の整備・充実及び優秀な留学生の獲得を推進することを目的としたプログラムを実施した。

日程	会場	テーマ	参加者数
3月6日	東京国際交流館 プラザ平成	・海外応募による留学生の 受け入れ ・就職に係る在留関連手 続き	180人
3月16日	兵庫国際交流会 館会議室	留学生就職促進プログラ ムの報告	59人
3月20日	東京国際交流館 プラザ平成		92人

			<p>(2)ウェブマガジンの発行 留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載するウェブマガジン「留学交流」を発行した(毎月10日発行)。</p>	
--	--	--	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

② 日本留学試験の適切な実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	438,717	481,139	540,091	648,418	
従事人員数(人)	8	8	8	8	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)年間応募者数 (年度計画値)	中期目標期間中に 前中期目標期間に おける応募者数の 合計を上回る	—	38,500 人以上	41,600 人以上	44,300 人以上	46,500 人以上	
(実績値)	—	35,930 人	38,601 人	44,163 人	52,858 人	59,563 人	
(達成度) ※各年度計画値を 100%とする。	—	—	100.3%	106.2%	119.3%	128.1%	

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
日本留学 試験実施の 公平性及び 信頼の確保 に努める。 海外の社会 情勢の変化 や、国内外 の災害や大	得点の等 化・標準化、 海外実施に おける複数 問題準備、 試験監督の 厳正化等により、 試験実施の公平性	試験監督 の厳正化等 試験実施の 公平性、信 頼確保に努 めるため、 適正な試験 問題作成及 び点検を行	<26> 日本 留学試験の 実施状況	<p>○適正な試験問題作成及び点検体制の強化 得点の等化・標準化については、試験終了後得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外での試験実施に当たっては、時差を考慮し複数種類の試験問題を作成し使用した。</p> <p>○試験実施体制等の改善・強化 (1)障害のある応募者への合理的配慮の措置 障害のある応募者に対応するため、平成 28 年度に引き続き、国内外の試験にお</p>		<p><評定> B <評定根拠> ・得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、遅刻者対応の明確化等を含むマニュアルの改善による試験監督の厳正化等、適正な試験問題の作成及び試験実施体</p>

<p>規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることをする。</p> <p>また、事</p>	<p>及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。</p> <p>事業の収</p>	<p>うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努める。</p> <p>また、文部科学省が配置する留学コーディネーターと連携するとともに、国内外の教育機関等への広報の充実や渡日前入学受入れを含めた試験の大学等の利用促進方策の実施等により、年間応募者数の拡大を図る。さらに、試験利用者の利便性向上に資する「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」を構築し、運用を開始する。</p> <p>加えて、</p>	<p>ける障害者の受験について造詣の深い有識者2名に調査員を委嘱し、応募者から障害等の理由により合理的配慮の申し出があった場合には、調査員の意見を踏まえて措置を講じた。</p> <p>(2)マニュアル等の改善 試験問題冊子の回収が円滑に行われるよう、監督者等からの意見も踏まえて、監督者及び監督補助の作業や手順が明確になるように文言を追加するとともに作業手順を簡条書きにするなど、試験実施スタッフに理解しやすい記載に努めるなど工夫をし、試験実施マニュアルの改訂を行った。</p> <p>○試験の利用促進のための取組 以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び渡日前入学許可(※)等の取組を促した。 日本留学試験利用校は776校(平成28年度743校)、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は164校(平成28年度143校)であった(平成29年度末現在)。 (※)渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく可否を判定し、入学を許可するものである。</p> <p>(1)「日本留学試験(EJU)利用のご案内」の改訂 「日本留学試験(EJU)利用のご案内」について、大学等における成績照会の利便性を向上させるためのオンライン成績照会導入を踏まえた改訂を行い、周知を図った。</p> <p>(2)大学院入試における利用の促進 大学に対する平成30年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を促すことにより、試験の利用促進を図った。</p> <p>(3)専門学校における利用の促進 平成28年度に引き続き「外国人留学生のための専門学校進学相談会」及び「かながわ留学生支援相談会」に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。加えて、平成29年度の試験実施通知の際に、全国専門学校各種学校総連合会に加盟する外国人留学生を受け入れる専門学校には実施通知を直接送付し、試験の利用促進を図った。</p> <p>○海外における試験実施に係る計画等の策定 (1)新規実施都市の検討</p>	<p>制の改善、強化を行い、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努めたことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を通じて試験の利用と渡日前入学許可の促進を図った結果、利用校と渡日前入学許可実施校数が増加したことは評価できる。 ・海外実施都市の拡充を検討し、その実現に向けて新たにチェンマイにおける試験の実施に向け、実施要項を制定する等の準備を進めたことは評価できる。
--	--	--	---	---

<p>業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析し、収支改善に向けた取組を行うほか、国内外において日本留学試験の利用を促進する。</p>	<p>支改善に向けた分析を行い、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減に向けた取組を行う。</p>	<p>事業の収支改善に向けた分析を進め、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減について検討し、逐次実施する。</p>	<p>新規実施都市検討候補であるカトマンズ(ネパール)、プネー(インド)、チェンマイ(タイ)について、調査の結果を踏まえて、海外での試験実施都市の増設に関する必要条件を比較検討した上で、条件を満たしたチェンマイ(タイ)を新たな実施都市として選定した。</p>	<p>(2) 試行試験実施要項の制定 チェンマイ(タイ)を新たな実施都市として選定したことを受けて、タイ王国元日本留学生協会、在チェンマイ日本国総領事館、日本語教育関係者からの意見聴取等打ち合わせを行った上、平成 29 年度日本留学試験実施委員会承認を得て、チェンマイ(タイ)における試行試験の実施要項を制定した。</p>																																			
<p>また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。</p> <p>さらに、外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。</p>	<p>また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。</p> <p>さらに、外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。</p>	<p>新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制、効果的な広報の時期等を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実</p>	<p><27> 年間応募者数 S: 年間応募者数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 55,800 人以上 B: 46,500 人以上 55,800 人未満 C: 37,200 人以上 46,500 人未満 D: 37,200 人未満</p>	<p>○年間応募者数の拡大のための取組 平成 29 年度日本留学試験においては、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進のための取組を行った。 海外においては、引き続き海外事務所による広報や日本留学フェア等における広報を行った他、ミャンマーにおける留学コーディネーターへの情報提供や意見交換をはじめ、関係機関や留学コーディネーター配置事業と連携した広報に努めた。 また、留学生事業の Facebook で、日本留学試験の最新情報を適時に発信した。 年間応募者数は、以下のとおり平成 29 年度計画値の 46,500 人を大きく上回った。</p> <p><年間応募者数></p> <table border="1" data-bbox="853 922 1615 1270"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2期中期目標期間における合計応募者数</td> <td colspan="2"></td> <td>219,393人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度応募者数</td> <td>18,823人</td> <td>19,778人</td> <td>38,601人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度応募者数</td> <td>22,181人</td> <td>21,982人</td> <td>44,163人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度応募者数</td> <td>26,680人</td> <td>26,178人</td> <td>52,858人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度応募者数</td> <td>30,462人</td> <td>29,101人</td> <td>59,563人</td> </tr> <tr> <td>第3期中期目標期間における合計応募者数(累計)</td> <td colspan="2"></td> <td>195,185人</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考:海外実施の状況></p> <table border="1" data-bbox="853 1334 1536 1465"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考) 平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外実施国・地域数</td> <td>14の国・地域17都市</td> <td>14の国・地域17都市</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1回	第2回	計	第2期中期目標期間における合計応募者数			219,393人	平成26年度応募者数	18,823人	19,778人	38,601人	平成27年度応募者数	22,181人	21,982人	44,163人	平成28年度応募者数	26,680人	26,178人	52,858人	平成29年度応募者数	30,462人	29,101人	59,563人	第3期中期目標期間における合計応募者数(累計)			195,185人	区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	海外実施国・地域数	14の国・地域17都市	14の国・地域17都市	<p><評定> A</p> <p><評定根拠> 留学コーディネーター配置事業とも連携しながら、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施し、年間応募者数が 59,563 人に達し、前年度実績及び平成 29 年度計画値を大きく上回ったことは評価できる。</p>
区分	第1回	第2回	計																																				
第2期中期目標期間における合計応募者数			219,393人																																				
平成26年度応募者数	18,823人	19,778人	38,601人																																				
平成27年度応募者数	22,181人	21,982人	44,163人																																				
平成28年度応募者数	26,680人	26,178人	52,858人																																				
平成29年度応募者数	30,462人	29,101人	59,563人																																				
第3期中期目標期間における合計応募者数(累計)			195,185人																																				
区分	平成29年度	(参考) 平成28年度																																					
海外実施国・地域数	14の国・地域17都市	14の国・地域17都市																																					

		施計画を策定する。		<table border="1" data-bbox="846 145 1536 256"> <tr> <td rowspan="3">海外応募者数</td> <td>第1回</td> <td>5,849人</td> <td>4,994人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>5,616人</td> <td>4,732人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,465人</td> <td>9,726人</td> </tr> </table> <p>○「平成 30 年度日本留学試験利用促進のための取組」の策定 今後の効果的な応募者数増の取組に資するために、国内外の応募者層の属性等の調査を実施し、調査結果を分析した上で、これまでの取組を踏まえて効果のある取組により重点化した「平成 30 年度日本留学試験利用促進のための取組」を策定した(平成 30 年 2 月)。</p> <p>○「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の開発 試験利用者(応募者、受験者、利用校等)の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に、「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の開発を完了したことを受けて、平成 30 年度第 1 回試験に向けた国内における出願(平成 30 年 2 月～3 月)より、オンライン申請による受付を開始した。</p>	海外応募者数	第1回	5,849人	4,994人	第2回	5,616人	4,732人	合計	11,465人	9,726人	
海外応募者数	第1回	5,849人	4,994人												
	第2回	5,616人	4,732人												
	合計	11,465人	9,726人												
		<28> 収支改善に係る検討状況		<p>○収支改善に係る検討 事業の収支改善に向けて、平成 28 年度の収支状況について、収支の項目別、実施国・地域別比較等、分析を行った。 また、受験料収入の増に資するため、平成 29 年度日本留学試験からスリランカにおいて受験料を改定した。さらに、平成 30 年度については、外部有識者から構成される平成 29 年度日本留学試験実施委員会の承認を得て、日本国内、タイ及び香港において受験料を改定することとした。</p> <p><日本留学試験受験料の改定状況></p> <table border="1" data-bbox="846 1038 1731 1334"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>・スリランカ(700→1,000 スリランカルピー)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 30 年度</td> <td>・日本(一科目のみ 6,130(発送料を含む)→7,560 円(発送料を含まない)、二科目以上 12,260(発送料を含む)→14,040 円(発送料を含まない)</td> </tr> <tr> <td>・タイ(300→350 バーツ)</td> </tr> <tr> <td>・香港(一科目のみ 400→450 香港ドル、二科目以上 750→850 香港ドル)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改定内容	平成 29 年度	・スリランカ(700→1,000 スリランカルピー)	平成 30 年度	・日本(一科目のみ 6,130(発送料を含む)→7,560 円(発送料を含まない)、二科目以上 12,260(発送料を含む)→14,040 円(発送料を含まない)	・タイ(300→350 バーツ)	・香港(一科目のみ 400→450 香港ドル、二科目以上 750→850 香港ドル)	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> 収支改善に向けて収支状況の現状分析を行い、また、受験料の改定によって、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。</p>		
区分	改定内容														
平成 29 年度	・スリランカ(700→1,000 スリランカルピー)														
平成 30 年度	・日本(一科目のみ 6,130(発送料を含む)→7,560 円(発送料を含まない)、二科目以上 12,260(発送料を含む)→14,040 円(発送料を含まない)														
	・タイ(300→350 バーツ)														
	・香港(一科目のみ 400→450 香港ドル、二科目以上 750→850 香港ドル)														

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	575,435	522,040	518,060	503,501	
従事人員数(人)	38	33	33	32	

注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)卒業予定者の満足度 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	
東京日本語教育センター (実績値)	—	97.0%	97.5%	97.1%	95.3%	97.9%	
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	121.9%	121.4%	119.1%	122.4%	
大阪日本語教育センター (実績値)	—	98.9%	98.1%	93.0%	98.2%	98.3%	
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	122.6%	116.3%	122.8%	122.9%	

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。 ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。 カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する	<29> 質の高い教育の実践状況	<p>○カリキュラムの改善 東京・大阪両日本語教育センターの教職員が連携してカリキュラムの改善について検討を行い、学習内容及び学習目標の表記をより分かりやすく示した「日本語教育センター(JLEC)日本語スタンダード」(平成27年度作成)の運用を進め、さらなる改善のため改訂に向けて教員を対象にアンケート調査を行った。</p> <p>○教材の開発等 前年度に引き続き、以下の教材開発等に取り組んだ。 (1)日本語教材の開発・改訂 ①非漢字圏の学生に対応した教材 ・試用版『【改訂版】進学する人のための使える日本語中級』(6分冊)(平成28年度作成)の副教材(音声教材、試験等)の整備を進めた。 ・『留学生のための日本語初級』副教材(練習帳、漢字教材、試験等)を改訂した。 ・『留学生のための日本語中上級』及びその副教材(平成28年度作成)の改訂作業を進め、第2版を作成した。 ②アラビア語圏の学生のための教材 ・アラビア語圏の学生を対象とした日本語初級教材の出版に向けて作業を進めた。 ③専修学校進学者のための教材 ・『専門学校に進学する留学生のための日本事情』の改訂を進めるとともに出版に向けて作業を開始した。</p> <p>(2)基礎科目教材の開発・改訂 ①学部進学希望者のための教材 ・数学教材『進学する人のための数学Ⅰ+A』試用版の改訂を進めた。 ・総合科目『重要用語言語別対照表地理篇』の作成を開始した。 ②アラビア語圏の学生のための教材 ・『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理(波動編)』を作成した。</p> <p>(3)進学指導のための教材の開発 ・試用版『進学する留学生のための面接』を作成した。</p> <p>○卒業生の進学率の状況 平成29年度は、日本語学校の進学を希望する留学生が増加し、進学先の入試倍率が上昇したが、きめ細かな個別の進学指導を行った結果、これまでと同様の</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・日本語教材の開発を進めた他に、『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理(波動編)』及び試用版『進学する留学生のための面接』を作成するなど、他の日本語教育及び予備教育機関のモデルとなる取組は評価できる。 ・進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行う研究協議会を開催し、東京・大阪ともに「発達障害」をテーマにとりあげ、他の日本語教育機関のモデルとなる取組となったこと等は評価できる。 ・モンゴル、タイ、中国及びベトナムの外国人現役教員を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大普及につながる取組として評価できる。</p>

研修及び教材の提供等を推進する。
東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。

高い進学率を保つことができた。

(単位:人)

区分	平成29年度			(参考)平成28年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	163	93	256	187	108	295
進学者数(B)	160	92	252	185	106	291
進学率(B/A)	98.1%	98.9%	98.4%	98.9%	98.1%	98.6%

○研究協議会の開催

日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行うことを目的とする研究協議会を、東京・大阪両センターで以下のとおり開催した。

また、成果の普及を図るため、実施概要報告をホームページ上に掲載した。

①研究協議会(大阪)

- ・日程:平成29年7月16日(日)
- ・テーマ:支援を必要とする留学生への対応～発達障害を中心として～
- ・参加者数:96名(35機関)

②研究協議会(東京)

- ・日程:平成29年10月14日(土)
- ・テーマ:日本語教育現場における発達障害・学習障害が疑われる学生への対応
- ・参加者数:136名(50機関)

○外国人の現職日本語教員研修

海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施しており、平成29年度は、東京日本語教育センターではモンゴル、大阪日本語教育センターではタイ・中国・ベトナムの教員を招き、それぞれ研修を実施した。

また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。

○教育実習生の受入れ

2つの大学から教育実習生を受け入れた。

- ・神戸女学院大学:8月3日(木)～8月9日(水) 6名
- ・大阪大学:11月15日(水)～11月21日(火) 2名

- | | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>○日本語教員の海外派遣等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省からの要請により、海外の予備教育機関へ日本語教師 3 名を派遣した。(平成 29 年 3 月～7 月) ・文部科学省より海外の予備教育機関へ派遣される基礎教科教員 8 名の新規派遣教員研修に協力した。(平成 29 年 12 月) <p>○「日本語教育センター紀要」の発行(年刊)</p> <p>日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要 第 13 号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配布した。(平成 29 年 7 月)</p> <p>○他機関主催研究会等での研究発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育振興協会主催「日本語学校教育研究大会」において、パネリストとして参加した。また、ワークショップに参加し、センターでの大学院進学指導について講演を行った。(平成 29 年 8 月) ・日本語教育方法研究会主催「第 49 回日本語教育方法研究会」に参加し、日本語学校における視覚障害学生への支援について発表を行った。(平成 29 年 9 月) <p>○東京・大阪両センターの連携による効果的・効率的な事業の実施</p> <p>効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。</p> <p>(1)学生募集活動及び留学に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アラブ首長国連邦での留学フェアに東京・大阪両センターで出展するとともに、日本語教育センターの PR 資料の更新等を、両センターで連携して行った。 ・日本語教育センターへの学生受入促進のために、留学フェア等での使用を目的としてセンターのプロモーション用動画を制作した。 <p>(2)教職員間の相互交流</p> <p>教職員間で相互交流し、授業見学や意見交換等を継続的に実施することによって、両センターにおける教員の指導力や教育の質の向上に努めた。</p> <p>(3)教材の相互活用</p> <p>東京・大阪両センターにおいて、日本語初級、中級教材及び基礎科目教材を共有し、適宜活用した。</p> | |
|--|--|--|---|--|

				<p>○国際交流活動への参加等 留学生、日本人双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との懸け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。</p> <p>(1)国際交流活動への参加状況 日本語教育センター在校生が、地域の小・中・高校が実施する国際理解教育授業に参加した。また、大学生や社会人と国際交流等の活動を実施した。 ・東京：5校、16回(参加者数：延べ356名) ・大阪：18校、21回(参加者数：延べ175名)</p> <p>(2)地域交流活動等への参加状況 日本語教育センター在校生が地域との交流活動等に参加した。 ・東京：117件(延べ517名) ・大阪：85件(延べ740名)</p> <p>(3)ホームステイ等への参加状況 ホームステイ受入団体等の協力を得て、東京では4件29名が、大阪では5件65名がホームステイやホームビジットに参加し、それぞれ日本人との交流を図った。</p>	
	イ. 私費外国人留学生の受入れを抑制しつつ、国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。	<30> 留学生受入れに係る取組状況		<p>○留学生の受入れに係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、東京・大阪両センターが連携し、大使館を訪問し、センターの受入体制、指導、学習環境などについて説明をすることにより、積極的なアピールを行った。なお、サウジアラビア大使館と、政府派遣留学生の受入れ再開について協議した。 ・平成30年度より国立高等専門学校機構(以下、高専機構)において、タイより理工系トップクラスの中学校卒業レベルの留学生受入れを開始することになった。本受入れに関連して、高専機構より日本語教育センターに対して、一部の受入れ留学生に対する予備教育実施の要請があった。これまで、当センター正規課程への入学資格は高等学校卒業レベル以上であったことから、中学校卒業レベルの留学生受入れに際し、高専機構とカリキュラムについて協議したほか、学則や規程の改定を行い受入れ環境の整備を行った。平成30年度は8名の留学生を受け入れる。当該留学生は当センターにて1年間の予備教育を受けた後、高専の2年次に編入する予定。 ・大阪センターにおいては、公益信託井内奨学金基金の助成を受けたミャンマーからの留学生を受け入れている。同基金と協議の上、平成29年度は前年度より倍となる10名の留学生を受け入れた。また、同基金の助成を利用する留学生の進学先として、推薦入学に関する締結に向けた協議を関係大学と行った。 ・中東諸国からの留学生を獲得するため、東京・大阪両センターで、アラブ首長 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、関係大使館を訪問しセンターの受入体制等のアピールを行ったことは評価できる。 ・新たに、タイからの中学卒業レベルの留学生受入れに際し関係機関とカリキュラムについて協議した他、学則及び規程改訂など受入れ環境の整備を進めたことは評価できる。 ・公益信託井内奨学金留学生への進学のため、推薦入学に関する提携に向け関係大学と協議したことは評価できる。

国連邦アブダビ首長国で開催された「Najah Fair 2017」に参加し、日本留学全般の広報、留学相談及びセンターの広報・学生募集を行った。

- ・一方、質の高い私費外国人留学生を確保するため、同窓会等の関係機関が推薦する優秀な学生を優先的に受け入れた。また、マレーシア・韓国・インドネシアにおいて、関係機関を訪問して入学説明会を開催し、センター及び留学に関する情報提供を行った。
- ・あしなが育英会と協議し、平成 30 年度から、同会が支援するアフリカ人留学生を受入れることとした。

○国費・政府派遣・私費別留学生受入れ数

前年度から国費留学生数が増加し、政府派遣等留学生数はほぼ同数であった。一方、私費留学生は減少し、受入れ数全体に占める私費留学生の割合は低下した。

<留学生受入れ状況>

区分		平成29年度			(参考)平成28年度		
		東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入れ数 (計)	(人)	189	117	306	200	140	340
国費留学生	(人)	67	30	97	62	27	89
	(%)			31.7	—	—	26.2
政府派遣等留 学生	(人)	38	13	51	37	16	53
	(%)			16.7	—	—	15.6
私費留学生	(人)	84	74	158	101	97	198
	(%)			51.6	—	—	58.2

<課程別受入れ状況>

(単位:人)

区分	平成29年度				(参考)平成28年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	189	117	306		200	140	340	—
大学院等進学 希望者	65	32	97	31.7%	62	38	100	29.4%
大学等進学希 望者	124	85	209	68.3%	138	102	240	70.6%
(内数) 準備教育の 対象となる 学生	10	15	25	8.1%	4	12	16	4.7%

(注)「割合」は、「受入れ数」に占める区分ごとの割合である。

〈非漢字圏からの学生数〉 (単位:人)

区分	平成29年度				(参考)平成28年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	189	117	306		200	140	340	-
非漢字圏からの学生	120	54	174	56.9%	138	56	194	57.1%

卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

ウ. 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。

〈31〉卒業予定者の満足度
S: 肯定的評価がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A: 肯定的評価の割合が96%以上
B: 肯定的評価の割合が80%以上96%未満
C: 肯定的評価の割合が64%以上80%未満
D: 肯定的評価の割合が64%未満

○修了予定者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、平成30年3月修了予定者に対するアンケート調査を平成30年2~3月に実施した。

(1)日本語教育センターに対する満足度

「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」の4段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」と回答した者の割合(満足度)は、以下のとおり、平成28年度に実施した修了予定者のアンケート結果を踏まえた改善(後述)を行ったことにより、目標値を大きく上回る結果となった。

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度
東京日本語教育センター	97.9%	95.3%
大阪日本語教育センター	98.3%	98.2%

(アンケート回収率 東京:96.1%、大阪:98.3%)

(2)個別項目に対する満足度調査

- ・日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目についての調査を行った結果、基礎科目を除く全ての満足度は90%以上であった。
- ・東京日本語教育センターにおける「基礎科目」の満足度は、85.0%で、昨年度の79.2%を上回り80%以上となった。
- ・大阪日本語教育センターにおける「基礎科目」の満足度は、81.4%で、80%以上の満足度を保つことができた。

○平成28年度のアンケート結果を踏まえた改善

(1)東京日本語教育センターにおける「基礎科目」満足度改善の取組

基礎科目担当教員とミーティングを行い、学生のニーズの把握、学習状況の共有、指導の改善に努めた。授業評価のアンケートにおいて、特に評価が低い基礎科目担当教員に対し、具体的な助言と指導を行った。また、必要に応じ

〈評定〉A

〈評定根拠〉

- ・終了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに目標値を大きく上回ったことは高く評価できる。
- ・東京日本語教育センターの基礎科目に対する満足度は、平成28年は80%を下回ったが、担当教員との連携を進め教員の指導強化やより適切なクラス編成に努めたことにより、平成29年度は80%を上回ったことは評価できる。
- ・平成28年度に実施した修了予定者のアンケート結果を踏まえて、授業や学習指導、学生生活に係るサポートについて改善したことは多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育の実施という観点から評価できる。

				<p>て学生と面談を行い、学力を把握し、より適切なクラス編成を行った。</p> <p>(2)授業、学生生活に係るサポートの改善</p> <p>①学習についてのサポート 授業内容等の学生からの相談に対して、可能な限り柔軟にきめの細かい対応を行った。なお、学力レベルが十分でない学生に対しては、個別に補習授業等を行い学力アップを図った。</p> <p>②学習環境の改善 ・大阪センターにおいては、黒板をホワイトボードに取替え、電子黒板等ICTに対応する機器の機能をより使いやすいものにした。 ・東京センターにおいては、図書室で自習する学生が多く、机の空きがないことも多いため、間仕切りのある大きいテーブルと椅子を購入し、学習スペースを拡大した。</p> <p>③進路指導 ・進路指導においては、学生の希望や学力に沿って個別に指導を行った。 ・東京センターでは、11大学を招聘し、大学・大学院進学説明会を11回開催した。 ・大阪センターでは、7月11日(火)に関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の4大学説明会、9月11日(金)に全国27大学の合同進学説明会を開催した。</p> <p>④学生生活に係るサポート 生活における学生の悩みには、教職員及びレジデント・アシスタント(留学生の生活サポートを行う日本人学生)、カウンセラーが連携して対応にあたり、病院への付き添い等のきめの細かいサポートを行った。入院した学生には、病院への同行、入退院手続きの代行、服薬や食事の状況確認、授業への個別対応等柔軟なサポートを行った。</p>	
--	--	--	--	--	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

① 外国人留学生に対する学資金の支給

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	7,543,194	7,462,993	7,778,124	7,090,313	
従事人員数(人)	18	19	20	19	

注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価															
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価									
<p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務</p>	<p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務</p>	<p>国費外国人留学生制度、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務</p>	<p><32> 外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況</p>	<p>○国費外国人留学生の給与支給業務 国費外国人留学生に対する給与(奨学金)等の支給業務を行った。</p> <p><国費外国人留学生に対する給与(奨学金)等支給状況></p> <table border="1"> <tr> <td>平成29年度 (平成30年3月分)</td> <td>(参考)平成28年度 (平成29年3月分)</td> </tr> <tr> <td>9,942人</td> <td>9,809人</td> </tr> </table> <p>○国費外国人留学生の選考における審査事務 文部科学省担当官と月例の打ち合わせを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。</p> <p><国費外国人留学生選考委員会の実施状況></p> <table border="1"> <tr> <td>国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等</td> <td>日程</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大学推薦分科会</td> <td>4月28日</td> </tr> <tr> <td>日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会</td> <td>6月6日</td> </tr> </table>	平成29年度 (平成30年3月分)	(参考)平成28年度 (平成29年3月分)	9,942人	9,809人	国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程	研究留学生専門部会大学推薦分科会	4月28日	日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会	6月6日	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国費外国人留学生制度に係る給与(奨学金)支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に
平成29年度 (平成30年3月分)	(参考)平成28年度 (平成29年3月分)														
9,942人	9,809人														
国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程														
研究留学生専門部会大学推薦分科会	4月28日														
日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会	6月6日														

<p>等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。</p>	<p>等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。</p> <p>私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を重点</p>	<p>については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>また、留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。</p> <p>私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点</p>		<table border="1" data-bbox="846 146 1702 606"> <tr> <td>研究留学生専門部会国内採用・延長分科会</td> <td>6月28日～7月4日</td> </tr> <tr> <td>学部留学生専門部会</td> <td>7月21日～7月26日</td> </tr> <tr> <td>学部留学生専門部会</td> <td>10月27日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会(人文・芸術、社会科学)</td> <td>10月27日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会(医学・農学)</td> <td>10月30日</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校・専修学校留学生専門部会</td> <td>11月6日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会(工学・理学)</td> <td>11月6日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会</td> <td>2月14日～2月19日</td> </tr> </table> <p>○留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)の実施 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。</p> <p>(1)支援内容 奨学金月額:大学院・学部レベル 48,000 円 日本語教育機関 30,000 円</p> <p>(2)平成 29 年度採用実績</p> <table border="1" data-bbox="878 1024 1527 1104"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,156人</td> <td>8,639人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)グローバル化のための重点配分 グローバル化を一層推進する観点から、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラム、「留学コーディネーター配置事業」、「スーパーグローバル大学創成支援事業」及び「留学生就職促進プログラム」に採択された大学に対して重点配分を行い、1,082 人を採用した。</p> <p>(4)留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用 平成 26 年度に導入した「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用するため、同基準に定めた不法残留者に関する要件に合致した大学</p>	研究留学生専門部会国内採用・延長分科会	6月28日～7月4日	学部留学生専門部会	7月21日～7月26日	学部留学生専門部会	10月27日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会(人文・芸術、社会科学)	10月27日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会(医学・農学)	10月30日	高等専門学校・専修学校留学生専門部会	11月6日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会(工学・理学)	11月6日	研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会	2月14日～2月19日	平成29年度	(参考)平成28年度	9,156人	8,639人	<p>配分したことは評価できる。</p> <p>・海外留学支援制度(協定受入)において、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。</p> <p>また、予算の範囲内で各プログラムを採択し、奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。</p>
研究留学生専門部会国内採用・延長分科会	6月28日～7月4日																								
学部留学生専門部会	7月21日～7月26日																								
学部留学生専門部会	10月27日																								
研究留学生専門部会大使館推薦分科会(人文・芸術、社会科学)	10月27日																								
研究留学生専門部会大使館推薦分科会(医学・農学)	10月30日																								
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	11月6日																								
研究留学生専門部会大使館推薦分科会(工学・理学)	11月6日																								
研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会	2月14日～2月19日																								
平成29年度	(参考)平成28年度																								
9,156人	8,639人																								

的に配分する。

的に配分する。

等(10校)に対し、平成29年度に推薦依頼数又は採用数の削減措置を行った。また、平成30年度に削減措置が適用される大学等(16校)に対して、当該措置の対象となる旨の通知を行い、平成31年度以降に削減措置が適用される可能性のある大学等に対しては、注意喚起を行った。

○海外留学支援制度(協定受入)(※)の実施

我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受け入れるプログラムを審査の上で以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。

(※)平成26年度までは「海外留学支援制度(短期受入)」

(1)プログラムの採択

各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムをプログラム枠として、グローバル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度(協定受入)採択プログラム数〉 (単位:件)

区分		平成29年度	(参考) 平成28年度
プログラム枠		330	518
重点枠	大学の世界展開力強化事業	52	42
	スーパーグローバル大学創成支援	42	44
	UMAP推進	9	
計		433	604

※プログラムには、留学生の受入のみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入を一体とした「双方向協定型」がある。

(2)支援内容

奨学金月額:80,000円

(3)平成 29 年度支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績(新規採用者分)〉 (単位:人)

区分		平成 29 年度	(参考) 平成 28 年度
プログラム枠		5,787	8,214
重点 枠	大学の世界展開力強化事業	748	676
	スーパーグローバル大学創成支援	671	631
	UMAP 推進	29	
計		7,235	9,521

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績〉 (単位:人)

区分	平成 29 年度	(参考) 平成 28 年度
継続支援者数	2,213	2,703

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

② 外国人留学生に対する宿舍の支援等

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	1,450,952	1,439,006	1,362,646	1,555,912	
従事人員数(人)	6	8	9	9	

注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)東京国際交流館 における収支の改 善状況 (年度計画値)	収支改善を図る。	—	81.6%以上	88.1%以上	93.6%以上	95.3%以上	
(実績値)	—	76.1%	84.1%	85.5%	98.3%	95.4%	
(達成度) ※各年度計画値を 100%とする。	—	—	103.1%	97.0%	105.0%	100.0%	
(2)兵庫国際交流会 館における収支の 改善状況 (年度計画値)	収支改善を図る。	—	92.9%以上	94.7%以上	96.5%以上	98.3%以上	
(実績値)	—	91.1%	87.4%	97.1%	102.1%	127.2%	
(達成度) ※各年度計画値を 100%とする。	—	—	94.1%	102.5%	105.8%	129.4%	

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																		
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価												
札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。	札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより入	札幌国際交流会館及び金沢国際交流会館については、売却を進める。売却が完了するまでの間において、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。	<33> 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	<p>○札幌、金沢の各国際交流会館の売却に向けた取組 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)平成26年度フォローアップ結果」(平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局)により、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について売却交渉を進めるとされた。 このうち売却が完了していなかった札幌、金沢の各国際交流会館について、札幌国際交流会館については平成30年3月末に引渡した。</p> <p>(1)札幌国際交流会館 札幌国際交流会館については、平成29年12月12日付けで札幌市と無償譲渡の不動産譲渡契約を締結し、平成30年3月31日に物件の引渡しを行った。</p> <p>(2)金沢国際交流会館 金沢国際交流会館については、平成30年3月16日付けで石川県と無償譲渡の不動産譲渡契約を締結した。</p> <p>○居室の有効利用 居室を最大限に有効利用するため、札幌及び金沢国際交流会館においては、近隣の大学に働きかけ、全室を貸出方式とすることで、前年度に引き続き入居率100%を維持した。 (※)貸出方式とは、大学等による主体的な運営への参加を促進する観点から、大学等に対し機構が居室の一部又は全部を貸出し、当該大学が学生等に居室を提供する方式をいう。</p> <p><入居率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会館名</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考) 平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌国際交流会館</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>金沢国際交流会館</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>2会館全体の入居率</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○入居者の満足度 平成29年11月に入居者に対してアンケート調査を実施し、生活全般についての満足度について、札幌、金沢の2会館を合計して以下のとおり回答を得た。</p>		会館名	平成29年度	(参考) 平成28年度	札幌国際交流会館	100.0%	100.0%	金沢国際交流会館	100.0%	100.0%	2会館全体の入居率	100.0%	100.0%	<p><評定>B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却が完了していない札幌、金沢の各国際交流会館について、地方公共団体と交渉を続けた結果、引渡しが行われたことは評価できる。 ・売却を進める間も、近隣大学への働きかけ等を行い、各会館の入居率について前年度の水準を維持し、居室の有効活用を図っていることは評価できる。
会館名	平成29年度	(参考) 平成28年度																
札幌国際交流会館	100.0%	100.0%																
金沢国際交流会館	100.0%	100.0%																
2会館全体の入居率	100.0%	100.0%																

	居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。			<p><入居者アンケートの結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考) 平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足度に関する設問の回答者数(a)</td> <td>79人</td> <td>79人</td> </tr> <tr> <td>回答者のうち満足と答えた者(b)</td> <td>78人</td> <td>78人</td> </tr> <tr> <td>満足と答えた者の割合(b/a)</td> <td>98.7%</td> <td>98.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成29年度アンケート回答率: 94.0%)</p>	区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	満足度に関する設問の回答者数(a)	79人	79人	回答者のうち満足と答えた者(b)	78人	78人	満足と答えた者の割合(b/a)	98.7%	98.7%										
区分	平成29年度	(参考) 平成28年度																								
満足度に関する設問の回答者数(a)	79人	79人																								
回答者のうち満足と答えた者(b)	78人	78人																								
満足と答えた者の割合(b/a)	98.7%	98.7%																								
東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。その際、国内外の優秀な学生の居住、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進、といった	東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、使用料(館費)の見直しや業務委託費の削減等の多様な方策を検討・実施することにより収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用するため、民間に比して低廉な使用料(館費)の宿舍の提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学	東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点等としての活用、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用、利用した卒業生による同窓会組織の構築等、国際交	<p><34> 東京国際交流館における収支の改善状況</p> <p>S: 収支比がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A: 収支比114.4%以上 B: 収支比95.3%以上114.4%未満 C: 収支比76.2%以上95.3%未満 D: 収支比76.2%未満</p> <p>※収支比=収入額÷支出額×100(%)</p>	<p>○東京国際交流館における収支改善に向けた取組 収支の改善に向けて以下の取組を行った。</p> <p>(1)入居者確保に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流館の知名度を高め、潜在的な需要を掘り起こす目的で、前年度に続き、不動産ポータルサイトに施設の概要及び入居者募集情報を掲載した。 ・各大学に配分した居室で、30日以上空室のまま入居申請がなかった居室については配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、大学推薦による入居者募集を積極的に行うとともに、通常の募集とは別に臨時募集を行い、入居率向上に努めた。 ・これらの結果、平成29年度における平均入居率は92.6%となった。入居率が飛躍的に向上した前年度の平均入居率94.6%には2ポイント減となり僅かに及ばなかったが、平成27年度平均と比べ11.1ポイント増となった。 <p><東京国際交流館の入居率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会館名</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考) 平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京国際交流館</td> <td>92.6%</td> <td>94.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p><東京国際交流館の入居者数内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考) 平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国人留学生</td> <td>664人</td> <td>665人</td> </tr> <tr> <td>日本人学生</td> <td>31人</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>研究者</td> <td>38人</td> <td>48人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>733人</td> <td>750人</td> </tr> </tbody> </table>	会館名	平成29年度	(参考) 平成28年度	東京国際交流館	92.6%	94.6%	区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	外国人留学生	664人	665人	日本人学生	31人	37人	研究者	38人	48人	計	733人	750人	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 入居率の向上に努めるとともに、館費及び入館費の改定により、収入増に努めた結果、年度計画値を上回ったことは評価できる。</p>
会館名	平成29年度	(参考) 平成28年度																								
東京国際交流館	92.6%	94.6%																								
区分	平成29年度	(参考) 平成28年度																								
外国人留学生	664人	665人																								
日本人学生	31人	37人																								
研究者	38人	48人																								
計	733人	750人																								

<p>点に留意する。</p>	<p>生が共に居住する拠点としての活用、利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用、及び拠点としての就職支援の充実、といった取組を行う。</p>	<p>流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、オリンピック・パラリンピック活動への協力等を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。</p>		<p>(2)館費等の改定 ・収支改善を図るため、平成 29 年 9 月より、館費及び入館費を以下のとおり改定した。</p> <p><館費・入館費> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">改定前</th> <th colspan="3">改定後</th> </tr> <tr> <th>外国人留学生</th> <th>日本人学生</th> <th>研究者</th> <th>外国人留学生</th> <th>日本人学生</th> <th>研究者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身用 A 棟</td> <td>35,000</td> <td>53,500</td> <td>54,700</td> <td>35,000</td> <td>56,000</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>単身用 B 棟</td> <td>45,700</td> <td>68,500</td> <td>69,700</td> <td>52,000</td> <td>70,000</td> <td>78,000</td> </tr> <tr> <td>夫婦・家族用 C 棟</td> <td>66,700</td> <td>99,200</td> <td>100,000</td> <td>74,500</td> <td>101,000</td> <td>112,000</td> </tr> <tr> <td>夫婦・家族用 D 棟</td> <td>77,400</td> <td>114,200</td> <td>116,000</td> <td>86,500</td> <td>118,000</td> <td>129,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※館費は月額、入館費は館費 1 ヶ月分を徴収</p> <p>(3)収支の状況 <東京国際交流館の収支の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>510,535千円</td> <td>520,022千円</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>535,387千円</td> <td>529,055千円</td> </tr> <tr> <td>収入－支出</td> <td>△24,852千円</td> <td>△9,033千円</td> </tr> <tr> <td>収入÷支出</td> <td>95.4%</td> <td>98.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○入居者の満足度 国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成 29 年 11 月に入居者に対するアンケート調査を実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。</p> <p><入居者アンケート結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足度に関する設問の回答者数(a)</td> <td>656人</td> <td>633人</td> </tr> <tr> <td>回答者のうち満足と答えた者(b)</td> <td>638人</td> <td>605人</td> </tr> <tr> <td>満足と答えた者の割合(b/a)</td> <td>97.3%</td> <td>95.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 29 年度アンケート回答率: 85.9%)</p>	区分	改定前			改定後			外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者	単身用 A 棟	35,000	53,500	54,700	35,000	56,000	62,000	単身用 B 棟	45,700	68,500	69,700	52,000	70,000	78,000	夫婦・家族用 C 棟	66,700	99,200	100,000	74,500	101,000	112,000	夫婦・家族用 D 棟	77,400	114,200	116,000	86,500	118,000	129,500	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	収入	510,535千円	520,022千円	支出	535,387千円	529,055千円	収入－支出	△24,852千円	△9,033千円	収入÷支出	95.4%	98.3%	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	満足度に関する設問の回答者数(a)	656人	633人	回答者のうち満足と答えた者(b)	638人	605人	満足と答えた者の割合(b/a)	97.3%	95.6%	
区分	改定前			改定後																																																																					
	外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者																																																																			
単身用 A 棟	35,000	53,500	54,700	35,000	56,000	62,000																																																																			
単身用 B 棟	45,700	68,500	69,700	52,000	70,000	78,000																																																																			
夫婦・家族用 C 棟	66,700	99,200	100,000	74,500	101,000	112,000																																																																			
夫婦・家族用 D 棟	77,400	114,200	116,000	86,500	118,000	129,500																																																																			
区分	平成29年度	(参考)平成28年度																																																																							
収入	510,535千円	520,022千円																																																																							
支出	535,387千円	529,055千円																																																																							
収入－支出	△24,852千円	△9,033千円																																																																							
収入÷支出	95.4%	98.3%																																																																							
区分	平成29年度	(参考)平成28年度																																																																							
満足度に関する設問の回答者数(a)	656人	633人																																																																							
回答者のうち満足と答えた者(b)	638人	605人																																																																							
満足と答えた者の割合(b/a)	97.3%	95.6%																																																																							

<35> 兵庫国際交流会館における収支の改善状況
 S: 収支比がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
 A: 収支比118.0%以上
 B: 収支比98.3%以上118.0%未満
 C: 収支比78.6%以上98.3%未満
 D: 収支比78.6%未満
 ※収支比＝収入額÷支出額×100(%)

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組

収支の改善に向けて以下の取組を行った。

(1)入居者確保に係る取組

- ・各大学に配分した居室で、30日以上空室のまま入居申請がなかった居室については配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、大学推薦による入居者募集を積極的に行うとともに、通常の募集とは別に臨時募集を行い、入居率向上に努めた。
- ・これらの結果、平成29年度における平均入居率は89.2%となり、前年度平均入居率から0.7ポイント増となった。

<兵庫国際交流会館の入居率>

会館名	平成29年度	(参考) 平成28年度
兵庫国際交流会館	89.2%	88.5%

<兵庫国際交流会館の入居者数内訳>

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度
外国人留学生	154人	158人
日本人学生	14人	13人
研究者	6人	2人
計	174人	173人

(2)入館費の改定

- ・土地・建物等に係る固定資産税の減免を受け、収支改善を図ることを目的に、平成29年4月1日より、夫婦用居室について館費を改定し、併せて入館費を2か月分とする改定を行った。

<館費・入館費>

(単位:円)

区分	改定前			改定後		
	外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者
単身用A棟	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
夫婦用B棟	42,700	42,700	42,700	35,000	35,000	35,000

※館費は月額。入館費は単身用A棟は館費1か月分、夫婦用B棟は館費2か月分を徴収

<評定> A

<評定根拠>

入居率の向上に努めるとともに、土地・建物等にかかる固定資産税の減免による支出の大幅な削減を実現し、収支比が平成28年度比25.1ポイント改善し、年度計画値を大きく上回ったことは評価できる。

(3)収支の状況

〈兵庫国際交流会館の収支の状況〉

区分	平成29年度	(参考)平成28年度
収入	79,389千円	82,582千円
支出	62,391千円	80,858千円
収入－支出	16,998千円	1,724千円
収入÷支出	127.2%	102.1%

昨年度と比較し、土地・建物等にかかる固定資産税の減免により支出を大きく削減できたことで、収入は減少したものの、収支比は127.2%となった。

○入居者の満足度

国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成29年11月に入居者に対するアンケート調査を実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

〈入居者アンケート結果〉

区分	平成29年度	(参考) 平成28年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	162人	151人
回答者のうち満足と答えた者(b)	160人	150人
満足と答えた者の割合(b/a)	98.8%	99.3%

(平成29年度アンケート回答率:87.7%)

〈36〉東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

- (1)「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチームにおける検討等
平成27年度に機構内に設置した「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチーム(以下、「PT」という。)において、平成29年度も引き続き、「国際交流の拠点事業」の形成を円滑に行うための事項の検討及び企画運営を行った。
- (2)東京国際交流館における国際交流事業
・PTにおける検討及び調整等を踏まえ、東京国際交流館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、東京国際交流館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

〈評定〉B

〈評定根拠〉

プロジェクトチーム及び他機関との検討・調整を踏まえ、様々な国際交流活動を実施することにより、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を国際交流拠点として活用できたこと、また、オリンピック・パラリンピック活動への協力等により、交流拠点として活用・機能強化でき

・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、外国人留学生等の滞在支援施策に関し、東京都及び警視庁と協定を締結した。(平成29年9月6日)

たことは評価できる。

プログラム名	内容等	参加者数	日程	使用施設
講演会 「国際塾」	能楽体験教室・鑑賞教室	102人	6/10、6/23	国際交流会議場等
	第41回 ダンサーとして生きる	134人	9/30	国際交流会議場
	第42回 星のかけらから生命へ:太陽系探査新時代	109人	1/27	国際交流会議場
	第43回 震災からの復興への取り組み	168人	2/16	国際交流会議場
交流研究発表会	第55回 What is MY STUDY?	125人	4/22	国際交流会議場等
	第56回 What is MY STUDY?	97人	7/22	メディアホール
	第57回 What is MY STUDY?	139人	10/14	国際交流会議場等
	第58回 国際理解ワークショップ	157人	1/13	国際交流会議場等
※国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施				
国際シンポジウム	「海外から見る日本のグローバル人材育成—世界の大学やグローバル企業の声から学ぶ—」	143人	11/21	国際交流会議場
※大阪大学との共催により実施				
地域住民等との交流	国際交流フェスティバル	4,836人	8/11	交流広場等
文化・芸術展	フォトコンテスト	92作品	10/21～11/5	多目的スペース
入居者交流事業	春季ウェルカムパーティー	約230人	4/27	体育室
	秋季ウェルカムパーティー	約270人	10/18	体育室
	同窓会組織による入居者への就職相	92人	1/13	メディアホール

					談会			
					感謝祭「Love Our Home」	713人	3/3	国際交流会議場等
				他機関主催事業への連携・協力	NHK日本賞上映会「世界の教育メディア最前線」	60人	7/2	国際交流会議場
					在日本ガーナ学生団体主催シンポジウムへの協力	17人	7/28	会議室
					東京都オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業への入居者参加	26人※	6/27、10/23、11/18、11/21、11/24、11/30、12/14、2/8、2/26、2/27、2/28、3/7	(外部施設)
					警視庁東京湾岸警察署「平成29年東京湾岸地域安全のつどい」(警視庁東京湾岸警察署との共催)	250人	10/17	国際交流会議場
					外国人留学生のための交流フェスタ(東京都、警視庁との共催)	242人	10/21	国際交流会議場等
					NHK 古典芸能鑑賞会への入居者参加	28人※	10/28	(外部施設)

在日アセアン青年ネットワーク主催「アセアンフェスティバル」への協力	510人	11/4	国際交流会議場等
国費外国人留学生歓迎会(文部科学省との共催)	530人	11/18	国際交流会議場等
東京都主催事業「外国語体験講座」への協力	5人※	11/19	(外部施設)
国土交通省関東運輸局主催「旅客船を活用した千葉港千葉中央地区における訪日外国人旅行者受入実証実験事業」への協力	22人※	1/28	(外部施設)
東京マラソン財団主催「東京マラソンフレンドシップラン 2018」への協力	12人※	2/24	(外部施設)

※プログラム全体の参加者のうち、東京国際交流館入居者の参加者数である。また、複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。

(3)兵庫国際交流会館における国際交流事業

- ・兵庫国際交流会館において、大学コンソーシアムひょうご神戸が、「ひょうご留学生インターンシップ」(平成29年6月～10月)を開催し、兵庫国際交流会館入居者(外国人留学生及び研究者等)を中心とした参加者に対して、日本における就職支援の機会を提供した。
- ・「同窓会発足式」を開催(平成30年2月18日)し、同窓会組織を構築した。
- ・PTにおける検討及び調整等を踏まえ、兵庫国際交流会館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

プログラム名	内容等	参加者数	日程	使用施設
--------	-----	------	----	------

講演会 「国際 塾」	第3回	文楽を学ぼう！	51人	6/3	多目的ホール	
	第4回	競技かるた一畳の上 の格闘技一	45人	1/27	多目的ホール	
	交流研 究発 表 会	第5回	What is MY STUDY?	39人	5/13	多目的ホール
		第6回	What is MY STUDY?	42人	12/16	多目的ホール
		第7回	国際理解ワークショッ プ	57人	1/20	多目的ホール
	※国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施					
	入居者交流事 業	春季ウェルカムパー ティー		約230人	4/21	多目的ホール
秋季ウェルカムパー ティー		約230人	10/13	多目的ホール		
フェアウェルイベント (同窓会発足式と同 時開催)		40人	2/18	多目的ホール		
雅楽鑑賞会		50人※	3/12	(外部施設)		
就職セミナー上映会		40人	3/16	多目的ホール		
ひな祭り交流会		38人	3/17	1階ホール		
地域住民等との 交流	国際交流フェスティバ ル		580人	12/3	多目的ホール等	
他機関主催事 業への連携・協 力	国費外国人留学生歓 迎会(文部科学省と の共催、大学コンソ ーシウムひょうご神戸 の協力)		255人	6/24	多目的ホール等	

※プログラム全体の参加者のうち、兵庫国際交流会館入居者の参加者数である。

・上記に加え、「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」(兵庫国際交流会館の施設等を活用し、留学生交流を推進する計画を公募する事業。兵庫国際交流拠点事業推進協議会(大学コンソーシウムひょうご神戸及び神戸大学により構成される事業体)が受託。)により、以下のプログラムを実施した。

プログラム名	内容等	参加者数	日程	使用施設
多文化・多言語 理解を目指した 取り組み	人と防災未来センタ ー見学会	24人	6/17	(外部施設)
	浴衣を着てみましょう	33人	7/1	和室

					第1回多文化多言語ワークショップ:現代ヨーロッパの若者文化	29人	7/22	G-Navi コモンズ
					多文化共生セミナー:実践を通じて学ぶ「やさしい日本語」	45人	9/16	G-Navi コモンズ
					神戸市立博物館から旧居留地を歩こう	25人	10/14	(外部施設)
					お弁当作り	46人	10/14	調理室
					ランゲージサロン	197人※	11/7~3/9	G-Navi コモンズ
					第2回多文化多言語ワークショップ:アジアの言語と文化	20人	11/23	G-Navi コモンズ
					兵庫県立大学GLEP留学生交流会	96人	11/25	G-Navi コモンズ等
					白鶴酒造資料館への誘い	15人	12/2	(外部施設)
					着物を着てみましょう	25人	12/16	和室
					神戸新聞社見学会	25人	1/31	(外部施設)
					姉様人形のしおりを作りましょう	20人	2/3	G-Navi コモンズ
					第3回多文化多言語ワークショップ:世界の教育事情	18人	2/17	研修室1
					ファッションを学ぶ	34人※	3/2、3/9、3/16	G-Navi コモンズ等
					ひな祭り料理	26人	3/3	調理室
				社会型日本語教育	生活のための日本語教室	90人※	5/11~10/26、11/2~3/1	G-Navi コモンズ
					留学生のための日本語アカデミックライティングラボ	181人※	5/15~8/10、10/30~2/9	G-Navi コモンズ

					<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>就活のための日本語講座</td> <td>155人※</td> <td>5/20～7/22、11/4～1/13</td> <td>G-Navi コモンズ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外国につながる子どもたちと留学生との交流会</td> <td>38人</td> <td>8/27</td> <td>G-Navi コモンズ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>セミナー「留学生を支援する人のための日本語ライティング指導入門」</td> <td>17人</td> <td>3/7</td> <td>G-Navi コモンズ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災教育</td> <td>留学生と日本人学生がともに学ぶ防災ワークショップ</td> <td>29人</td> <td>6/4</td> <td>G-Navi コモンズ等</td> </tr> <tr> <td>留学生・在住外国人と日本人学生・日本人がともに学ぶ防災ワークショップ</td> <td>81人</td> <td>12/17</td> <td>G-Navi コモンズ等</td> </tr> <tr> <td>キャリアサポート</td> <td>キャリアカフェ「Nada Global Village」</td> <td>223人※</td> <td>4/20～3/18</td> <td>ラウンジ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>防災シンポジウム「多文化共生から始まる防災・減災と復興」</td> <td>140人</td> <td>2/3</td> <td>多目的ホール</td> </tr> <tr> <td>シンポジウム「地域・大学におけるビジネス日本語教育の現状と課題」</td> <td>62人</td> <td>2/23</td> <td>多目的ホール</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。</p>		就活のための日本語講座	155人※	5/20～7/22、11/4～1/13	G-Navi コモンズ		外国につながる子どもたちと留学生との交流会	38人	8/27	G-Navi コモンズ		セミナー「留学生を支援する人のための日本語ライティング指導入門」	17人	3/7	G-Navi コモンズ	防災教育	留学生と日本人学生がともに学ぶ防災ワークショップ	29人	6/4	G-Navi コモンズ等	留学生・在住外国人と日本人学生・日本人がともに学ぶ防災ワークショップ	81人	12/17	G-Navi コモンズ等	キャリアサポート	キャリアカフェ「Nada Global Village」	223人※	4/20～3/18	ラウンジ	その他	防災シンポジウム「多文化共生から始まる防災・減災と復興」	140人	2/3	多目的ホール	シンポジウム「地域・大学におけるビジネス日本語教育の現状と課題」	62人	2/23	多目的ホール	
	就活のための日本語講座	155人※	5/20～7/22、11/4～1/13	G-Navi コモンズ																																								
	外国につながる子どもたちと留学生との交流会	38人	8/27	G-Navi コモンズ																																								
	セミナー「留学生を支援する人のための日本語ライティング指導入門」	17人	3/7	G-Navi コモンズ																																								
防災教育	留学生と日本人学生がともに学ぶ防災ワークショップ	29人	6/4	G-Navi コモンズ等																																								
	留学生・在住外国人と日本人学生・日本人がともに学ぶ防災ワークショップ	81人	12/17	G-Navi コモンズ等																																								
キャリアサポート	キャリアカフェ「Nada Global Village」	223人※	4/20～3/18	ラウンジ																																								
その他	防災シンポジウム「多文化共生から始まる防災・減災と復興」	140人	2/3	多目的ホール																																								
	シンポジウム「地域・大学におけるビジネス日本語教育の現状と課題」	62人	2/23	多目的ホール																																								
外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。	外国人留学生に対する借り上げ宿舎を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携	また、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施する。	<37> 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況	<p>○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施 留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。</p> <p>(1)文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援 採択結果:延べ140校 2,067戸 145,766千円 (参考)平成28年度採択結果:延べ133校 2,115戸 142,995千円</p> <p>(2)海外留学支援制度(協定受入)支援</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価</p>																																							

	<p>を図り、適切に実施する。</p>			<p>採択結果:延べ10校 119戸 7,910 千円 (参考)平成28年度採択結果:延べ10校 147戸 11,149千円</p> <p>(3)ホームステイ支援 採択結果:延べ18校 236 世帯 4,208 千円 (参考)平成28年度採択結果:延べ20校 258世帯 4,396千円</p> <p>○不正受給、不正使用を防ぐための取組 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、平成28年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類(帳簿、証憑書類)を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した。(調査件数:平成29年度25校) ・平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借り上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、前年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した。(平成29年5月) 	<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。
--	---------------------	--	--	--	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

③ 外国人留学生等の交流推進

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。	
従事人員数(人)	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																		
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																												
外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	国際交流会館等において、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	<38> 国際交流事業の実施状況	<p>○留学生地域交流事業の実施 外国人留学生の受入れ環境を整備し、留学生交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解を図るため「留学生地域交流事業」を実施した。 平成29年度は、一般公募により104件の応募があり、47事業を支援した。</p> <p><採用件数(事業別)> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業の種類</th> <th>採用件数</th> <th>応募件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業</td> <td>13</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>外国人留学生の生活支援体制整備のための事業</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業</td> <td>20</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>国際交流会館等地域交流事業</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>47</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>		事業の種類		採用件数	応募件数	1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	13	28	2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	11	25	3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	20	48	4	外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	1	1	5	国際交流会館等地域交流事業	2	2	合 計		47	104	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募の 47 事業を支援したことは評価できる。</p>
事業の種類		採用件数	応募件数																															
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	13	28																															
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	11	25																															
3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	20	48																															
4	外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	1	1																															
5	国際交流会館等地域交流事業	2	2																															
合 計		47	104																															

				<p><採用件数(地域別)> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>採用件数</th> <th>応募件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>10</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>11</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	地域	採用件数	応募件数	北海道	7	13	東北	5	14	関東	10	24	中部	4	8	近畿	11	18	中国	3	14	四国	3	7	九州	4	6	合計	47	104	
地域	採用件数	応募件数																																	
北海道	7	13																																	
東北	5	14																																	
関東	10	24																																	
中部	4	8																																	
近畿	11	18																																	
中国	3	14																																	
四国	3	7																																	
九州	4	6																																	
合計	47	104																																	

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	80,342	82,841	76,016	70,516	
従事人員数(人)	1	1	1	1	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

① 外国人留学生に対する就職支援

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。	① 外国人留学生に対する就職支援 日本への留学が魅力的なものとなるよう、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援を関係機関等と連携して行う。	① 外国人留学生に対する就職支援 国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機	<39> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況	○就職支援に関するガイダンスの実施 大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア・就職ガイダンス」において、外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションの企画運営を分担し、「外国人材活躍推進プログラム」(※)の一環として、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施した。 (※)「外国人材活躍推進プログラム」とは、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、日本経済の更なる活性化を図り、国際競争力を高めていくため、高度外国人材の「卵」たる留学生等の国内での就職拡大に向けて、関係省庁・団体連携の下、平成27年度より実施している取組。プログラムに位置づけられたセミナーやイベント等を通じて、国内企業等での就職を希望する留学生をはじめとする外国人の方と外国人の採用に興味・関心のある国内企業等を結び付ける仕組みを強化する。 (1)開催日:平成29年6月20日(火) (2)場所:東京ビッグサイト (3)内容:文部科学省、法務省入国管理局及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供、一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演 (4)参加者:285人 ○外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな留学生に対	<評定> B <評定根拠> ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、「全国キャリア・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 ・就活ガイドや日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。

		<p>関等と連携して行う。</p>	<p>し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド2019」の日本語版を作成するとともに、英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)への翻訳を行い、ホームページ上に掲載し、外国人留学生の就職活動に関する情報提供に努めた。</p> <p>○セミナー・イベントに関する情報提供の促進 日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)の他、就職支援のホームページ上に、主に学校担当者を対象とした就職関連イベント情報のコーナーを設け、外国人雇用サービスセンターや外国人材活躍推進プログラムの関係省庁・機関等と連携してセミナーやイベントの情報提供を行った。</p>	
--	--	-------------------	---	--

② 外国人留学生に対するフォローアップ

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																	
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価											
<p>日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。 〔再掲〕</p>	<p>② 外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。</p>	<p>② 外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供し、帰国外国人留学生をはじめとする知</p>	<p><40> 外国人留学生に対するフォローアップの実施状況</p>	<p>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより実施した。 平成29年度は、29大学18か国・地域45名を採用した。</p> <p>○帰国外国人留学生研究指導事業の実施 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。 平成29年度は、8大学10名を採用した。</p> <p>○日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)の配信 機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で毎月配信した。 また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、リーフレットを大学等へ送付した。 以下のとおり、平成29年度の配信数は平成28年度よりも増加した。</p> <p><Japan Alumni eNews 配信状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・地域数</td> <td>185か国・地域</td> <td>175か国・地域</td> </tr> <tr> <td>配信数</td> <td>62,119件</td> <td>55,621件</td> </tr> <tr> <td>年間合計 配信数</td> <td>678,550件</td> <td>652,590件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配信数は、年度末最終配信数</p>	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	国・地域数	185か国・地域	175か国・地域	配信数	62,119件	55,621件	年間合計 配信数	678,550件	652,590件	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。 ・日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)を日・英2か国語で毎月配信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。
区分	平成29年度	(参考)平成28年度															
国・地域数	185か国・地域	175か国・地域															
配信数	62,119件	55,621件															
年間合計 配信数	678,550件	652,590件															

		日派人材のネットワークの構築に資する。			
--	--	---------------------	--	--	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	55,611	65,365	68,007	74,111	
従事人員数(人)	3	3	3	3	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価															
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価									
留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及	<41> 海外留学に関する情報提供の実施状況	<p>○海外留学情報の収集・整理 平成28年度に実施した南米3か国(アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア)に関する調査に基づき、得られた情報を「海外留学支援サイト」に掲載した。 また、海外の高等教育機関に関する情報の収集・整理の一環として、今年度は外国人留学生受入れに積極的で、近年日本からの留学生数が大きく伸びているマレーシアを調査対象国として、情報収集を行った。(調査により得られた情報は平成30年度中に「海外留学支援サイト」に掲載予定)</p> <p>○ホームページ等による情報提供の充実 (1)「海外留学支援サイト」の運営 平成26年度に構築した海外留学支援サイトを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。 〈海外留学情報ホームページアクセス件数〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,398,251件</td> <td>2,077,541件</td> <td>15.4%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)「海外留学奨学金検索システム」の運営 海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。 〈海外留学奨学金検索システムアクセス件数〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69,028件</td> <td>101,557件</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比	2,398,251件	2,077,541件	15.4%増	平成29年度	(参考)平成28年度	69,028件	101,557件	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、外国人留学生受入れに力を入れているマレーシアの高等教育機関について調査を行ったことは評価できる。 ・海外留学支援サイト及び海外留学奨学金検索システムにより、海外留学に関する情報提供を行ったことは評価できる。 ・海外留学フェアや海外留学説明会の開催及び他機関が主催する多くのイベントへの参加を通じて、海外留学の基礎情報及び奨学金情報の提供に努めたことは評価できる。
平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比													
2,398,251件	2,077,541件	15.4%増													
平成29年度	(参考)平成28年度														
69,028件	101,557件														

び留学相談
を行う。

び留学相談
を行う。

(3) SNS の利用〔再掲〕

留学生事業の Facebook については、頻繁に投稿を行い、国内外でのイベントの際にキャンペーンを行うなど、ファン数の獲得に努めつつ、海外留学に関する情報発信の強化を図った。

〈留学生事業の Facebook ファン数〉

平成29年度	(参考)平成28年度	前年度比
9,227 件	6,608件	39.6%増

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

○出版物の作成

「私がつくる海外留学」(留学総合案内冊子)及び「海外留学奨学金パンフレット」(海外留学のための奨学金一覧)を作成、説明会で配付するとともに、大学、関係機関等にも提供し、海外留学情報の普及に努めた。また、インターネットで利用できるよう、ホームページに掲載した。

出版物名	作成部数
私がつくる海外留学	5,000部
海外留学奨学金パンフレット	6,000部

○海外留学フェア等の開催

留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や試験実施機関等24機関のブース参加を得て、海外留学フェアを実施した。

また、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の体験談を中心とした小規模のセミナーである海外留学説明会を、札幌、東京、名古屋及び大阪において、計5回開催するとともに、外部機関が実施する説明会に参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

(1)海外留学フェア 実施状況

開催地	日程	会場	来場者数
東京	6月24日	秋葉原 UDX Gallery	519人

(2)海外留学説明会 実施状況

開催地	日程	会場	来場者数
東京	5月27日	東京国際交流館プラザ平成	64人

札幌	6月3日	ACU[アキュ]	21人
名古屋	10月21日	名古屋国際センター	45人
大阪	11月11日	CIVI 北梅田研修センター	56人
東京	1月27日	東京国際交流館プラザ平成	70人

(3)外部機関主催説明会 参加状況

在日外国公館や大学等が主催する留学フェアやイベント等に計18回参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(5) 日本人留学生に対する学資金の支給

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	4,437,991	6,012,276	6,520,900	6,550,474	
従事人員数(人)	21	24	35	35	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																					
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価															
大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、海外留学支援制度(協定派遣・大学院学位取得型)及び平成29年度から新たに実施する海外留学支援制度(学部	<42> 日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	<p>○海外留学支援制度(協定派遣)(※)の実施</p> <p>グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間、諸外国の大学等に派遣するプログラムを審査のうえで以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。</p> <p>(※)平成 26 年度まで「海外留学支援制度(短期派遣)」</p> <p>(1)プログラムの採択状況</p> <p>各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムをプログラム枠として、グローバル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。</p> <p><海外留学支援制度(協定派遣)採択プログラム数> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>平成 29 年度</th> <th>(参考) 平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">プログラム枠</td> <td>1,088</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重点枠</td> <td>大学の世界展開力強化事業</td> <td>56</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>経済社会の発展を牽引するグローバル人材</td> <td></td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>		区分		平成 29 年度	(参考) 平成 28 年度	プログラム枠		1,088	1,156	重点枠	大学の世界展開力強化事業	56	46	経済社会の発展を牽引するグローバル人材		19	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外留学支援制度(協定派遣・学部学位取得型・大学院学位取得型)に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。特に学部学位取得型及び大学院学位取得型の募集・選考業務等においてシステム化を行い、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を進めたことは評価できる。 寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。
区分		平成 29 年度	(参考) 平成 28 年度																		
プログラム枠		1,088	1,156																		
重点枠	大学の世界展開力強化事業	56	46																		
	経済社会の発展を牽引するグローバル人材		19																		

<p>さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。</p>	<p>さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。</p>	<p>学位取得型)について、奨学金支給業務を円滑に実施する。 さらに、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するため、官民協働海外留学支援制度により、経済的負担を軽減するための奨学金を支給する日本人留学生の選考及びその支給業務を円滑に実施する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。</p>		<table border="1" data-bbox="853 145 1626 363"> <tr> <td>スーパーグローバル大学創成支援</td> <td>46</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>UMAP 推進</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,194</td> <td>1,270</td> </tr> </table> <p>※プログラムには、留学生の受入のみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入を一体とした「双方向協定型」がある。</p> <p>(2)支援内容 奨学金月額:60,000円～100,000円(留学先地域により異なる)</p> <p>(3)平成29年度支援実績 以下のとおり採択されたプログラムにより派遣する留学生に対して奨学金を支給した。</p> <p>〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(新規採用者分)〉 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="853 730 1704 1222"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考) 平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プログラム枠</td> <td>15,097</td> <td>15,973</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">重点枠</td> <td>大学の世界展開力強化事業</td> <td>562</td> </tr> <tr> <td>経済社会の発展を牽引するグローバル人材</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル大学創成支援</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td>UMAP 推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,626</td> <td>17,591</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。</p>	スーパーグローバル大学創成支援	46	49	UMAP 推進	4		計	1,194	1,270	区分	平成29年度	(参考) 平成28年度	プログラム枠	15,097	15,973	重点枠	大学の世界展開力強化事業	562	経済社会の発展を牽引するグローバル人材	386	スーパーグローバル大学創成支援	670	UMAP 推進		計	16,626	17,591
スーパーグローバル大学創成支援	46	49																													
UMAP 推進	4																														
計	1,194	1,270																													
区分	平成29年度	(参考) 平成28年度																													
プログラム枠	15,097	15,973																													
重点枠	大学の世界展開力強化事業	562																													
	経済社会の発展を牽引するグローバル人材	386																													
	スーパーグローバル大学創成支援	670																													
	UMAP 推進																														
計	16,626	17,591																													

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績〉 (単位:人)

区分	平成 29 年度	(参考) 平成 28 年度
継続支援者数	2,964	3,393

○海外留学支援制度(学部学位取得型)の実施

若者の海外留学を促進するために、我が国の高等学校等を卒業した後に、海外の大学に学士の学位を取得するために留学する日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度(学部学位取得型)」を平成 29 年度から新たに実施し、平成 29 年度については、平成 29 年度採用者及び平成 30 年度採用者の募集・選考を以下のとおり行い、採用された諸外国の大学で学士の学位取得を目指す日本人留学生に対して学資金の支給を行った。

(1)支援内容

- ・奨学金月額:59,000 円～118,000 円(留学先地域により異なる)
- ・授業料実費(上限 2,500,000 円)

(2)採用実績

以下のとおり留学生を採用した。

〈海外留学支援制度(学部学位取得型)採用実績〉

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
応募者数	55 人	110 人
採用者数	33 人	45 人

(3)募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務の実施に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を導入し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

○海外留学支援制度(大学院学位取得型)(※)の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び高度化に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、諸外国の

大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生の募集・選考を以下のとおり行い、採用者に対して学資金の支給を行った。

(※)平成 26 年度まで「海外留学支援制度(長期派遣)」

(1)支援内容

- ・奨学金月額: 89,000 円～148,000 円(留学先地域により異なる)
- ・授業料実費(上限 2,500,000 円)

(2)採用実績

以下のとおり留学生を採用した。

〈海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績〉

区分	平成 29 年度(※)	平成 30 年度
応募者数	334 人	354 人
採用者数	100 人	88 人

※平成 29 年度採用は前年度中に実施

〈参考:海外留学支援制度(大学院学位取得型)支援実績〉

区分	平成 29 年度	(参考)平成 28 年度
継続支援者数	190 人	169 人

(3)募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務の実施に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を導入し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

○官民協働海外留学支援制度の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の派遣留学生の募集・選考を行い、大学生等コース、高校生コース、地域人材コースのそれぞれについて採用者を支援した。

(1)大学生等コース

大学生等コースは、理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コースから構成される。平成30年度からは理系、複合・融合系人材コースに未来テクノロジー人材枠を設けた。

①支援内容

<平成26年度(第1期)～平成28年度後期(第5期)>

奨学金 (月額)	留学先地域により区分: 20万円、16万円、14万円、12万円 〔家計基準を超える者は一律10万円(第4期以降)〕
留学準備金	事前・事後研修参加費: 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部
	往復渡航旅費: 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 10万円(アジア地域)、20万円(アジア地域以外)
授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料): ・1年以内の留学 ……上限金額 30万円 ・1年を超える留学……上限金額 60万円

<平成29年度前期(第6期)以降>

奨学金 (月額)	留学先地域により区分: 16万円、12万円 〔家計基準を超える者は一律6万円〕
留学準備金 (定額)	15万円(アジア地域)、25万円(アジア地域以外)
授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 ・1年以内の留学 …… 30万円 ・1年を超える留学…… 60万円

②平成29年度採用実績

民間選考委員(支援企業の人事・採用担当者等)及び専門選考委員(学識経験者)による書面審査、面接審査を経て、これら選考委員により構成さ

れる選考委員会において審議を行い、以下のとおり派遣留学生として産業界を中心に社会で求められる人材を採用した。

(民間選考委員:[第7期]56社(98人)・[第8期]44社(97人))

・平成29年度後期(第7期)派遣留学生採用実績

申請:1,752人

採用:490人

<コース別内訳>

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	537人	228人
新興国コース	138人	45人
世界トップレベル大学等コース	282人	96人
多様性人材コース	795人	121人

・平成30年度前期(第8期)派遣留学生採用実績

申請:1,496人

採用:451人

<コース別内訳>

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	552人	238人
うち未来テクノロジー人材枠	44人	32人
新興国コース	182人	56人
世界トップレベル大学等コース	185人	43人
多様性人材コース	577人	114人

(2)高校生コース

意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的とする「高校生コース」の募集・選考を行った。

①支援内容

[アカデミック(ロング)]

授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料): 上限金額 30万円
現地活動費 (毎月)	留学先地域、留学期間により区分: 10万円~14万円
往復渡航費	10万円(アジア地域)、20万円(アジア地域以外)
事前・事後研修 参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

[アカデミック(ロング)以外]

奨学金 (一括支給)	留学先地域、留学期間により区分: 24万円～95.5万円
事前・事後研修 参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

※家計基準を超える者は、事前・事後研修参加費を除き、それぞれの金額に0.6を乗じた金額を支給。

②平成29年度(第3期)派遣留学生採用実績

- ・申請: 1,904人(839校)
- ・採用: 501人(330校)

<分野別内訳>

コース名	申請者数	採用者数
アカデミック(テイクオフ)新高校1年生対象	269人	61人
アカデミック(テイクオフ)新高校2-3年生対象	542人	115人
アカデミック(ショート)	315人	100人
アカデミック(ロング)	227人	20人
スポーツ・芸術	183人	77人
プロフェッショナル	145人	49人
国際ボランティア	223人	79人

③「平成30年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム【高校生コース】～」のアカデミック(ロング)分野において、採用にいたらなかった生徒等の一部をオーストラリア・クィーンズランド州から、「トビタテ！オーストラリア・クィーンズランド留学枠高校生コース」として支援いただくことに決定。

(3)地域人材コース

地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」として、以下の地域事業を採択した。採択された各地域事業においては、大学生等を対象に募集・選考を行い、派遣留学生を採用した。

①平成30年度採択地域事業(3地域)

第9期派遣の対象として新たに3地域の事業を採択した。

地域名	地域事業の名称
-----	---------

山形県	やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム
群馬県 太田市	群馬県太田市「新田山(にいたやま)グローバル人材育成事業」
広島県 福山市	トビタテ学種！花開け学種！ふくやまグローバル人材育成事業

②派遣留学生採用実績

＜平成29年度後期(第7期)派遣対象地域事業(19地域)＞

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
北海道	北海道海外留学支援事業～道産子海外留学応援プログラム～	12人	5人
岩手県	いわて協創グローバル人材育成プログラム	8人	8人
栃木県	とちぎグローバル人材育成プログラム(上級コース)	6人	3人
新潟県 長岡市	「米百俵の精神を受け継ぐ」長岡グローバル人材育成事業	14人	8人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	11人	4人
福井県	福井県地域グローバル人材育成事業	8人	8人
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	19人	5人
三重県	航空宇宙産業分野の企業へ就職をめざす人材の留学支援	6人	6人
奈良県 奈良市	「奈良を『開く』人材」グローバル人材育成プロジェクト	7人	4人
岡山県	おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業	9人	6人
島根県	島根県グローバル人材育成支援事業	10人	6人
香川県	香川地域活性化グローバル人材育成プログラム	4人	3人
徳島県	徳島県地域グローバル人材育成事業	20人	10人

長崎県	長崎ブレークスルー(長崎グローバル人材育成)プロジェクト	9人	9人
大分県	大分県地域グローバル人材育成・定着事業	10人	6人
佐賀県	「世界とともに発展するSAGANグローバル人材育成事業」	9人	8人
熊本県	『熊本と世界をつなぐ』グローバル人材育成事業	8人	5人
宮崎県	みやざきグローバル人材育成事業	6人	5人
沖縄県	沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPANプロジェクト	11人	9人
合 計		187人	118人

<平成30年度前期(第8期)派遣対象採択地域事業(3地域)>

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
福島県 いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち	6人	4人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	7人	3人
福井県	福井県地域グローバル人材育成事業	0人	0人
合 計		13人	7人

(4)留学成果報告会(第3回)の開催

帰国した派遣留学生に自身の留学経験を発信させることで自身の留学経験を学びに変えるとともに、派遣留学生間でネットワーク形成を促進し、支援企業・団体に対しては、派遣留学生と直に接する交流の機会を提供することにより、本制度に理解を促し、もってより一層の協力・支援に繋げることを目的に、留学成果報告会を開催した。

報告会では、派遣留学生がプレゼンテーションやポスターセッションによって自身の留学成果を発表し、特に大きな成果が見られたと判断された派遣留学生に対して表彰を行った。

- ・開催日：平成29年9月8日(金)
- ・場所：東洋大学(白山キャンパス)
- ・参加者：派遣留学生166人、支援企業・団体140人、大学等学校関係者60人

(5)審査業務等の効率化

審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を活用し、学生、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。

(6)寄附金募集活動

本事業実施のため、平成29年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により34の民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、訪問済み198の企業等に対して引き続き寄附金募集活動を行った。また、新たに9社・団体からの支援の決定を受け、法人・個人合わせて計1,436,102,600円の寄附金収入があった。

また、個人寄附説明会を実施(5月13日、6月10日、7月30日、10月11日、10月21日、11月16日、3月11日)するとともに、個人寄附の受入れ拡大を図るため、オンライン寄附システムを導入した。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。	
従事人員数(人)	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。	官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。	留学による効果を高めるため、官民協働海外留学支援制度の奨学金の受給者等に対して、留学前・留学後の研修等を実施する。	<43> 日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	<p>○留学前・留学後の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や、留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスをを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。 事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。 <p>(1)大学生等コースの事前研修</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来のグローバルリーダーとしての動機付け 留学目的・計画の明確化 成長と活躍に必要な土台作り 派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成 <p>②プログラム概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演 自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ 研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション 等 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めるとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進及び留学中のモチベーションの維持に取り組んだことは評価できる。</p>	

③平成 29 年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	9 回	851 人
関西	2 回	206 人

(2)大学生等コースの事後研修

①目的

- ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
- ・リーダーに向けての意識転換
- ・留学機運醸成に対する意義付け
- ・長期的な展望の整理

②プログラム概要

- ・留学成果のグループ内での共有
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
- ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
- ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション 等

③平成 29 年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	7 回	727 人
関西	2 回	190 人

(3)高校生コースの事前・事後研修

高校生コースの 3 期生に対して壮行会と併せて事前研修を実施した。また、留学を終了した 2 期生と 3 期生に対して事後研修を実施した。

①事前研修(第 3 期生)開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	1 回	310 人
関西	1 回	190 人

②事後研修(第 2 期生)開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	1 回	55 人

③事後研修(第3期生)開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
東北	1回	27人
関東	7回	287人
関西	2回	99人
九州	1回	36人

○メンタリング制度

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラ～」のプログラムの一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者から募り、希望する学生(メンティー)に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じている。

①目的

- ・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進
- ・留学中のモチベーションの維持(メンタルダウンの予防)

②実施形態

メンターとメンティーの1対1のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う(月1回程度)。メンターは、メンタリング実施状況に関する月次レポートを事務局へ送信する。

③平成29年度実施状況

メンター及びメンティーを募集・採用し、両者をマッチングした上で、平成29年4月からメンタリングを開始している。

メンター:26名
メンティー:54名

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 学生生活支援事業

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	69,286	66,257	66,046	73,091	
従事人員数(人)	6	6	6	6	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
<p>大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供を実施するとともに、大学等における先進的な取組の共有に資するため、大学等における学生生活支援の問題の把握・分析等を実施する。</p>	<p>大学等における学生生活の実態の調査、分析、情報提供を実施する。</p> <p>また、各大学等における学生生活支援の取組について調査、分析、情報提供を実施し、その実態や課題を把握するとともに、先進的な取組についての大学等間での共</p>	<p>平成 28 年度に実施した「学生生活調査」の結果について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。</p> <p>また、各大学等における学生生活支援の取組状況について、先進的取組も含め、実態を把握するために、「大学等における学生生活支援の取組状況に関する調査」を実施</p>	<p><44> 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況</p>	<p>○学生生活調査(再掲) 学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成 29 年度は、平成 28 年 11 月に実施した調査について、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、外部有識者による専門研究領域に係る知見や、これまでの本調査への協力の経験を活かした執筆を行った。 また、これまでは集計結果のみを掲載した冊子を作成し公表していたが、平成 28 年度調査では集計結果に加えて結果概要及び外部有識者の分析による執筆も併せて 1 つの冊子とし、調査結果の全体像が把握しやすいように公表資料を改善した。 公表資料については、平成 30 年 3 月までに確定し、機構のホームページにて公表した(平成 30 年 4 月 3 日公表)。</p> <p>○大学等における学生生活支援の取組状況に関する調査 大学等における学生生活支援に関するニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、大学等における学生生活支援の取組状況について、原則隔年で調査を実施している。 平成 29 年度は、外部有識者で構成される学生生活支援の取組状況に関する調査協力者会議での審議及び文部科学省との協議により調査内容を決定し、平成 29 年 9 月にアンケート調査を実施した。未提出校への督促および提出された回答票の不備照会を行いつつ、回答データの集計を進めた。 また、大学等における先進的な取組を把握し情報提供するため、「キャリア・就職支援」「生活支援」「学生相談」の 3 領域、計 11 校を対象に実地調査を行った。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・学生生活調査については、継続調査として調査結果のとりまとめまで着実に実施しつつ、調査の全体像が把握しやすいように公表資料を改善したことは評価できる。 ・大学等における学生生活支援の取組状況に関する調査については、外部有識者で構成される調査協力者会議での審議等を踏まえ、高等教育機関にとって参考となるよう、調査項目を充実させるとともに、先進的な取組を把握するため実地調査を行ったことは評価できる ・「消費者教育」、「ハラスメント・人権侵害」、「薬物乱用・依存防止」、「性暴力」等、大学等のリスクについて広く取り上げて開催したセミナーは、学生生活にかかる喫緊の課題の解決のために大学等にとって参考となる</p>	

	<p>有に資するよう、情報提供等の改善に努める。</p>	<p>する。なお、実施に当たっては、各大学等の協力を得て、実地調査を併せて行う。</p> <p>さらに、学生生活調査や大学等における学生支援の取組状況に関する調査等の結果を踏まえ、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーを実施する。</p>	<p>[調査項目に関する主な変更点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①インターンシップに関する設問を追加 ②LGBT(性的少数者)からの相談への対応についての設問、および性犯罪に関する選択肢を追加 ③成績不振学生・不登校学生に係る設問を充実 <p>○「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー」の開催</p> <p>大学等におけるリスク対応や学生支援の充実を図ることを目的として毎年度開催している。今年度は、近年の SNS の急激な普及等により学生を取り巻く環境が大きく変化するなかで、学生が関わる事件・事故等が後を絶たないこと、さらには、成年年齢引き下げの検討がなされている状況にも鑑み、大学等におけるリスク対応について複数のテーマを取り上げる形で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日程・会場:平成 29 年 11 月 27 日(東京国際交流館プラザ平成) ②対象:大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員等 ③後援:文部科学省、消費者庁、日本学生相談学会、日本消費者教育学会 ④実施概要:文部科学省による行政説明、専門家による講演、分科会における講演やパネルディスカッションを実施した。 <p>【講演、分科会のテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演:(1)学生を取り巻く環境と事件性のある諸問題、(2)性暴力への対応 ・分科会:(1)消費者教育、(2)ハラスメント・人権侵害、(3)薬物乱用・依存防止 <ul style="list-style-type: none"> ⑤参加者数:295 人 ⑥参加校数:227 校 ⑦満足度:96.0% 	<p>ものであり、参加者からも高い満足度を得られており、評価できる。</p>
--	------------------------------	--	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 学生生活支援事業

(2) 障害のある学生等に対する支援の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	106,507	89,665	94,939	91,988	
従事人員数(人)	10	8	9	8	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。	大学等における障害のある学生に対する支援の充実に資するよう、現在の大学等全体の課題の調査、分析、情報提供を行う。さらに、先進的な事例の収集・分析・提供、教職員の支援能力の向上を図る事業の実施に加えて、障害学生支援の体制整備を促進する事業や調査研究の充実を	障害のある学生等、固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実に資するため以下の施策を実施する。 ①「障害のある学生等の修学支援に関する実態調査」について、調査項目や分析の改善・充実を図る。また、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する	<45> 障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。 (1)平成 28 年度調査結果の公表 平成 28 年度実態調査結果報告書を、機構ホームページにて公表するとともに、関係機関へ送付した。(平成 29 年 4 月) (2)平成 29 年度調査の実施 ・9 月～10 月に書面調査を実施した。(回収率 100%) ・昨年度に引き続き、学外実習、実技・実習支援、地域ネットワーク、体制整備等について、全国 4 箇所(仙台、長野、岡山、福岡)において高等教育機関、23 校を対象に地域毎に合同ヒアリングを行った。 ・調査結果について機構ホームページにて、平成 30 年度に公表予定。 [平成 28 年度調査からの変更点] ①障害学生支援についての学生への周知の項目を追加 ②支援情報の公開の細目に、「在籍支援障害学生数」「支援の申し出の方法」「決定のプロセス」を追加 ③学内外研修等の項目の「実施時期」「人数」を削除。実施の有無、回数、学部単位か全学かという程度を選択式で設問 (3)平成 17 年度以降の調査結果の分析 「障害者学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力により、平成 26～	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施にあたり、昨年度に引き続き「障害者差別解消法」の施行(平成 28 年 4 月)を踏まえた設問の見直しや追加を行った。このことにより法施行に伴う大学等の体制整備の実態をより詳細に把握したことは、今後の障害学生支援の充実に資するものであり、評価できる。 ・昨年度に引き続き、これまでの調査結果及び分析を元を実施した合同ヒアリングの結果、大学等の実態をより具体的に把握することができた。また、地域単位での実施は地域における大学等のネットワーク強化に資するものであり、評価できる。 ・障害のある学生に関する紛争の防止、解決等に関して調査	

	<p>図る。</p>	<p>事例を収集し、分析・公表する。</p>	<p>28年度調査結果を中心に調査開始以降の経年推移及び合同ヒアリング結果について分析を行い、「障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告(平成17年度～平成28年度)」として平成29年9月に機構ホームページにて公開した。</p> <p>○「『障害者差別解消法』施行に伴う障害のある学生に関する紛争の防止・解決等事例集」の作成</p> <p>平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行に伴い、障害のある学生と大学等との間において差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうためにどのような体制を整えているかを調査するとともに、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とし、「『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」協力者会議の協力により、以下のとおり実施した。</p> <p>(1)平成28年度事例集の公表</p> <p>平成28年度「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等に関する事例集」を機構ホームページにて公表した。(平成29年8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表事例210件(高等教育機関:182件、相談機関:28件) <p>(2)平成29年度調査の実施</p> <p>平成29年度以降の紛争事例及び紛争の防止・解決等の参考となる事例を調査・集計。調査結果について機構ホームページにて、平成30年度に公表予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期:平成29年7月1日から8月10日 ・調査対象校:高等教育機関1,173校、相談機関69機関 ・回収状況:高等教育機関739校(回収率63.0%)、相談機関19機関(回収率27.5%) ・事例回答件数:483件(高等教育機関477件、相談機関6件) <p>[参考:「『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」協力者会議の開催実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 【第1回】平成29年5月11日 【第2回】平成29年6月1日 【第3回】平成29年9月27日 【第4回】平成29年10月19日 【第5回】平成30年1月24日 	<p>及び事例収集を実施し、事例集を公表したことは、各大学等での紛争の防止、解決等に関する意識啓発に繋がるとともに、取組の参考となるものであり、評価できる。</p>
--	------------	------------------------	---	--

	<p>② 大学等における障害のある学生に対する支援体制の整備を促進するため、各大学等に対し、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。また、「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業」との連携を図る。</p> <p>③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。</p> <p>④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施</p>	<p><46> 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況</p>	<p>○「全国障害学生支援セミナー」の開催</p> <p>(1)体制整備支援セミナー 目的:平成28年4月の障害者差別解消法における合理的配慮規定の施行により、法的義務又は努力義務となった大学等における合理的配慮に関する対応について、理解促進・普及啓発を図る。</p> <p><実施概要></p> <table border="1" data-bbox="853 368 1469 557"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>会場</th> <th>参加者数</th> <th>満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月27日</td> <td>仙台</td> <td>108人</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td>8月18日</td> <td>東京</td> <td>283人</td> <td>95.9%</td> </tr> <tr> <td>9月26日</td> <td>大阪</td> <td>224人</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>10月25日</td> <td>福岡</td> <td>106人</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)専門テーマ別セミナー 目的:専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行うことで、障害学生支援の充実を図る。</p> <p><実施概要></p> <table border="1" data-bbox="853 748 1731 1460"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>日程</th> <th>協力機関</th> <th>会場</th> <th>参加者数</th> <th>満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「障害者差別解消法」の基本的な考え方と大学等における合理的配慮の提供をめぐる主な課題について</td> <td>11月2日</td> <td>※機構が単独で開催</td> <td>タイム24ビル</td> <td>135人</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td>しょうがい学生支援のこれからを切り拓くキーワードを求めて</td> <td>11月23日</td> <td>宮城教育大学</td> <td>仙台国際センター</td> <td>81人</td> <td>94.6%</td> </tr> <tr> <td>発達障害学生に必要なキャリア支援とは～自己認識を育成する環境をどのように形成するか～</td> <td>11月27日</td> <td>富山大学</td> <td>CIVI秋葉原研修センター</td> <td>197人</td> <td>96.4%</td> </tr> <tr> <td>初等中等教育機関から高等教育機関への接続、連携について</td> <td>12月7日</td> <td>文部科学省、独立行政法人国立特別支</td> <td>日本科学未来館</td> <td>98人</td> <td>94.7%</td> </tr> </tbody> </table>	日程	会場	参加者数	満足度	7月27日	仙台	108人	97.1%	8月18日	東京	283人	95.9%	9月26日	大阪	224人	96.5%	10月25日	福岡	106人	100.0%	テーマ	日程	協力機関	会場	参加者数	満足度	「障害者差別解消法」の基本的な考え方と大学等における合理的配慮の提供をめぐる主な課題について	11月2日	※機構が単独で開催	タイム24ビル	135人	97.5%	しょうがい学生支援のこれからを切り拓くキーワードを求めて	11月23日	宮城教育大学	仙台国際センター	81人	94.6%	発達障害学生に必要なキャリア支援とは～自己認識を育成する環境をどのように形成するか～	11月27日	富山大学	CIVI秋葉原研修センター	197人	96.4%	初等中等教育機関から高等教育機関への接続、連携について	12月7日	文部科学省、独立行政法人国立特別支	日本科学未来館	98人	94.7%	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害学生支援に係る体制整備及び専門テーマという観点からセミナーを開催し、高い満足度を得たことは、特に「障害者差別解消法」の合理的配慮規定等の施行後、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり評価できる。 ・障害学生支援実務者育成研修会において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の担当者の実践的な支援能力の向上に資するものであり、評価できる。 ・心の問題と成長支援ワークショップにおいて、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深める戸ともに対応能力の向上を図ったことは、大学等における支援の充実・強化に資するものとして評価できる。 ・平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の合理的配慮規定について詳しく解説したハンドブックを発刊し、各大学等に提供したことは、法施行後の障害学生支援に関する理解促進や理解啓発の充実に資するものであり、評価できる。 ・「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業」との連携について、平成30年度以降の連携に向けて関係機関と情報交換を実施したことは評価できる。
日程	会場	参加者数	満足度																																																			
7月27日	仙台	108人	97.1%																																																			
8月18日	東京	283人	95.9%																																																			
9月26日	大阪	224人	96.5%																																																			
10月25日	福岡	106人	100.0%																																																			
テーマ	日程	協力機関	会場	参加者数	満足度																																																	
「障害者差別解消法」の基本的な考え方と大学等における合理的配慮の提供をめぐる主な課題について	11月2日	※機構が単独で開催	タイム24ビル	135人	97.5%																																																	
しょうがい学生支援のこれからを切り拓くキーワードを求めて	11月23日	宮城教育大学	仙台国際センター	81人	94.6%																																																	
発達障害学生に必要なキャリア支援とは～自己認識を育成する環境をどのように形成するか～	11月27日	富山大学	CIVI秋葉原研修センター	197人	96.4%																																																	
初等中等教育機関から高等教育機関への接続、連携について	12月7日	文部科学省、独立行政法人国立特別支	日本科学未来館	98人	94.7%																																																	

する。

実施する。

		援教育総 合研究所			
--	--	--------------	--	--	--

○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラム」の開催
 目的: 障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成
 できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのでき
 る教職員を養成する。

また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢
 献できる教職員としての能力向上を図る。

対象者: 大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員

期待される効果:

【基礎プログラム】

- ・障害学生支援の基礎知識(基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支
 援方法等)について基本的な理解を深め、自校の意識を向上させることがで
 きる。
- ・修学上必要な支援について関係者(学外者を含む)と連携・協力関係を築く
 などのコーディネートをすることができる。

【応用プログラム】

- ・自校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行なうことがで
 きる。
- ・自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。

<実施概要>

名称	日程	開催地	会場	受講者 数	満足度
基礎プログラム	8月21日・ 22日	東京	東京国際交流館 (プラザ平成)	168人	98.0%
	8月28日・ 29日	大阪	千里ライフサイエ ンスセンター	135人	98.3%
応用プログラム	9月14日・ 15日	東京	日本科学未来館	58人	100.0%
	12月4日		東京国際交流館 (プラザ平成)		

○「心の問題と成長支援ワークショップ」

目的: メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講
 義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題や
 ニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充

実に資することを目的とする。

対象者：大学、短期大学、高等専門学校 of 学生支援に関わる教職員

期待される効果：

- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・自校における組織のあり方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

<実施概要>

日程	開催地	会場	参加者	満足度
8月3日・4日	京都	京都テルサ	104人	100.0%
9月7日・8日	東京	東京国際交流館 (プラザ平成)	112人	100.0%

○「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」の発行

大学等が障害学生支援の体制を整えていく際の参考にするために障害種別にまとめた資料として平成26年度に発刊した「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を、文部科学省が取りまとめた「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」等を踏まえ、障害のある学生を支援するに当たっての基本的な考え方や参考となる情報について更に内容を充実するよう刷新し、名称を「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」と変更した。

(1)発行年月：平成30年3月

(2)大学等への提供状況：発行時に全国の大学等に1冊ずつ配布の上、更に希望があれば3冊を上限として追加で配布。

(3)主な刷新箇所

- ・障害者差別解消法施行、「第二次まとめ」等を踏まえた内容
- ・障害学生支援の場面ごとの対応について構成
- ・関係法令や国の施策に関する情報の充実

[参考：「教職員のための障害学生修学支援ガイド」見直しに係る協力者会議の開催実績]

【第1回】平成29年5月23日

【第2回】平成29年9月27日

			<p>○「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」における取組 国の新規事業である「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」 においては、得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開を行 うことを目的としている。</p> <p>平成 29 年度は、平成 30 年度以降の当事業の目的に沿った連携に向けて、文 部科学省と情報を共有するとともに、10 月に社会で活躍する障害学生支援プ ラットフォーム形成事業の採択校(東京大学・京都大学)が決定したのを受けて、 採択校より情報収集を行った。</p>	
--	--	--	--	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 学生生活支援事業

(3) キャリア・就職支援の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	88,625	80,583	42,652	42,986	
従事人員数(人)	8	7	4	4	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	大学等の取組に大きな格差があることから、キャリア教育の充実を図るため、以下の事業を実施する。 ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を行うガイダンスを実施	<47> キャリア・就職支援の実施状況	○「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催 ①目的: 大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、講演と、国、地方公共団体、大学等、企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資する。 ②日程・会場: 平成 29 年 6 月 20 日(東京ビッグサイト) ③対象: 大学・短期大学・高等専門学校就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体 ④協力団体等: ・主催: 文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力: 内閣官房、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 ・後援: 一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会 ⑤実施概要: (ア)政府各省による行政説明 (イ)大学関係者による講演(産学協働教育に関すること) (ウ)国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会しての情報交換会 (エ)多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供 ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション ・中小企業の魅力発信に関するセッション ・障害学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション ⑥参加者数: 1,125 人 ※各セッションの参加者数については以下のとおり。	<評定> B <評定根拠> ・「全国キャリア・就職ガイダンス」において、大学等の参加者は、産学協働教育に関する有識者の講演や、大学等や企業等からの参加者による情報交換を行ったことは、産官学の連携によりキャリア教育・就職支援の充実に資するものとして評価できる。 ・キャリア教育・就職支援に係る協力者会議を設置し、ワークショップの企画や実施内容の検討を行ったことは評価できる。 ・「インターンシップ等専門人材ワークショップ」において、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成など意識喚起に努めたことは評価できる。 ・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業からの参加者の助言の下、キャリア教

		<p>する。</p> <p>② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。</p> <p>③ 大学等のインターンシップ等のキャリア教育の実施状況等に関する情報の収集・提供等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援セッション:285人 ・中小企業の魅力発信セッション:151人 ・障害学生のキャリア教育・就職支援セッション:305人 <p>※地方創生・人材還流の観点から、昨年度に引き続き22道県がブースを設置し、各道県のインターンシップやUターン・Iターンの促進等、就労支援の施策等を紹介。</p> <p>⑦満足度:93.9%</p> <p>○キャリア教育・就職支援に関するワークショップの開催</p> <p>(1)「キャリア教育・就職支援事業に係る協力者会議」の設置</p> <p>学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ等専門人材ワークショップ」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施に当たっては、専門的な観点を有する外部有識者(7名)で構成される協力者会議を設置し、効率的・効果的な実施が図れるよう検討を行った。</p> <p>[参考:キャリア教育・就職支援事業に係る協力者会議の開催実績]</p> <p>【第1回】平成29年5月16日 主に「インターンシップ等専門人材ワークショップ」の実施内容の検討。</p> <p>【第2回】平成29年8月22日 主に「インターンシップ等専門人材ワークショップ」の実施内容の決定と、「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施内容の検討。</p> <p>【第3回】平成29年12月5日 主に「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施内容の決定と、「インターンシップ等専門人材ワークショップ」の振り返りと平成30年度の実施内容の検討。</p> <p>【第4回】平成30年2月6日 主に「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の振り返りと、「インターンシップ等専門人材ワークショップ」の平成30年年度の実施内容の検討。</p> <p>(2)「インターンシップ等専門人材ワークショップ」の開催</p> <p>①対象:大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員</p> <p>②目的:大学等におけるインターンシップ等の推進にかかる専門人材を育成するため、専門家による講演やレクチャー、先駆的なインターンシップ等の実施事例の紹介とグループワーク等のワークショップを行い、参加者の知見を広めると共に、専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図る。</p> <p>③実施概要:</p> <p>(ア)文部科学省による行政説明</p> <p>(イ)テーマ別に分けた分科会</p>	<p>育を通じて、産学連携教育の推進に向けた大学等の教職員への知見・実践力の向上を図ったことは、評価できる。</p>
--	--	---	--	--

- (ウ)大学関係者によるインターンシップの実施事例紹介
 (エ)参加者によるグループワーク
 (オ)全体会での総括

<インターンシップ等専門人材ワークショップ実施状況>

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
東京	11月14日	エッサム神田ホール2号館	136人	98.4%
関西	11月6日	兵庫国際交流会館	115人	96.2%

また、平成29年7月に、平成28年度に実施した当該ワークショップの全参加者に対し、以下の趣旨により、フォローアップ調査を実施し、成果の検証を行った。

(実施趣旨)

- ・ワークショップへの参加による知識を得るだけでなく、自校での実践が重要
- ・ワークショップの参加者満足度(アウトプット)から、自校での実践(アウトカム)へ重点をシフトし、アウトカムの把握により、次期ワークショップの実施内容に反映。

(3)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

- ①対象: 大学等の管理者、キャリア教育・就職支援業務を担当する教職員
- ②目的: 大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、講演やレクチャー、グループワーク等のワークショップを行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図る。
- ③実施概要:
 - (ア)専門家による趣旨説明
 - (イ)大学関係者によるキャリア教育の実施事例紹介
 - (ウ)経済産業省(大阪)・経済同友会(東京)による講演
 - (エ)参加者によるグループワーク(企業関係者も参加)
 - (オ)全体会での総括

<キャリア教育・就職支援ワークショップ実施状況>

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
東京	1月29日	日本大学会館	97人	98.7%

大阪	1月25日	グランフロント大阪ナレッジキャピタルカンファレンス スルームタワーB	102人	98.6%
----	-------	---------------------------------------	------	-------

○大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供

(1)インターンシップ等キャリア教育に関する機構ホームページの改修
関係機関との情報連携の重要性を勘案し、インターンシップ等の実施に関する情報がワンストップで得られる「総合情報サイト」を目指して掲載内容を刷新。
(平成 29 年 10 月)

(2)好事例に関する情報収集及び情報提供
全国の大学や各地域の経済団体及び推進協議会が取り組んでいるインターンシップ等キャリア教育の好事例について、機構が独自に情報収集を行ない、機構ホームページにて情報提供を行った。
平成 29 年度は 14 事例(13 大学等)の情報を掲載した。

(3)大学等におけるインターンシップの届出制度に関する情報発信
平成 29 年度に文部科学省において創設された「大学等におけるインターンシップの届出制度」を契機として、教育的効果の高いインターンシップの普及・促進を図るため、正規の教育課程としてインターンシップを実施している取組内容を大学等から任意で届出を受け付け、機構ホームページにて発信した。
届出の申請学校数:163 大学等(平成 29 年度末時点)

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 その他附帯業務

(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-2-(4)に含む。	I-2-(4)に含む。	I-2-(4)に含む。	I-2-(4)に含む。	
従事人員数(人)	I-2-(4)に含む。	I-2-(4)に含む。	I-2-(4)に含む。	I-2-(4)に含む。	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
平成 17 年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成 17 年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成 17 年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて情報提供を行い、事業の円滑な実施に協力する。	<48> 高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ送付し(平成 30 年 3 月)、都道府県からの各種問い合わせに対応した。		<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 高校奨学金事業について、都道府県に対して各種統計資料を毎年度送付するとともに各種問合せ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。</p>

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 その他附帯業務

(2) 寄附金事業の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	60,734	76,079	230,938	39,621	
従事人員数(人)	2	2	2	2	

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																																										
中期目標	中期計画	29 年度計画	評価指標	業務実績			自己評価																																																			
学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	JASSO 支援金及び優秀学生顕彰等、学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	<49> 寄附金事業の実施状況	<p>○優秀学生顕彰の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、優れた業績を挙げた者を奨励・支援し、21 世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を実施した。 ・学術、文化・芸術、スポーツ、社会貢献、産業イノベーション・ベンチャー、国際国流の 6 分野で実施しており、受賞者のビデオレターを機構ホームページで配信し、広報を図った。 <p><平成 29 年度優秀学生顕彰結果> (単位: 人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分野</th> <th rowspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">入賞者数</th> <th colspan="3">入賞者数</th> </tr> <tr> <th>大賞</th> <th>優秀賞</th> <th>奨励賞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学術</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>文化・芸術</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>スポーツ</td> <td>42</td> <td>21</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>社会貢献</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>産業イノベーション ・ベンチャー</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国際交流</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114</td> <td>53</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>			分野	応募者数	入賞者数	入賞者数			大賞	優秀賞	奨励賞	学術	13	6	4	1	1	文化・芸術	21	14	3	2	9	スポーツ	42	21	4	9	8	社会貢献	15	6	1	2	3	産業イノベーション ・ベンチャー	17	3	2	1	0	国際交流	6	3	0	0	3	計	114	53	14	15	24	<p><評定> A</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒を表彰・支援したことは評価できる。 ・災害救助法適用時に、速やかに制度を周知し、自然災害等により住居が半壊以上等の被害を受けた学生・生徒に対して JASSO 支援金を支給したことは評価できる。 ・JASSO リサーチの創設は、今後の学生支援の推進に資する調査・研究の拡充及び寄附金事業の積極的な実施という観点から高く評価できる。 ・寄附金収入を確保したうえで、JASSO リサーチを創設するなど、寄附金事業の実施に積極的に取り組んだことは高く評価できる。
分野	応募者数	入賞者数	入賞者数																																																							
			大賞	優秀賞	奨励賞																																																					
学術	13	6	4	1	1																																																					
文化・芸術	21	14	3	2	9																																																					
スポーツ	42	21	4	9	8																																																					
社会貢献	15	6	1	2	3																																																					
産業イノベーション ・ベンチャー	17	3	2	1	0																																																					
国際交流	6	3	0	0	3																																																					
計	114	53	14	15	24																																																					

○JASSO 支援金

- ・自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金を支給した。
- ・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予等を案内するプレスリリースやメールマガジン、Twitter 等に、併せて JASSO 支援金の案内を行い、周知に努めた。

<JASSO 支援金支給状況>

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給人数 (人)	40	313	1,953	24
支給総額 (千円)	4,000	31,300	195,300	2,400

○学生支援の推進に資する調査研究 (JASSO リサーチ) の創設

調査研究への活用を希望して行われた寄附をもとに、学生支援の推進に資する調査研究事業 (JASSO リサーチ) を創設した。

平成 29 年度は、平成 30 年度 JASSO リサーチの公募を行った (平成 30 年 2 月 1 日～2 月 28 日)。応募のあった 25 件については、外部有識者を含む JASSO リサーチ推進委員会 (第 1 回) にて採択に係る審議が行われた。(平成 30 年 3 月 27 日)

【参考: 学生支援寄附金受入状況】

積極的な寄附金募集のため、従来のホームページ、業績優秀者返還免除者への通知における寄附金リーフレット同封、奨学金返還開始前に奨学生に配付する「返還のてびき」巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載した他、新規施策として、返還完了者へ送付する「返還完了通知」に寄附を促す文言の追加、JAL 及び ANA の国内線機内誌への寄附金募集に係る広告の掲載を実施し、寄附金に対する周知を図った。

また、個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成 29 年 11 月よりオンライン寄附システムを導入した。

<学生支援寄附金受入状況>

区分	平成 29 年度	(参考) 平成 28 年度
件数	1,728 件	1,669 件
金額	534,309,519 円	276,257,913 円

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報) 当該年度までの累 積値等、必要な情 報
(1)一般管理費 の削減 (計画値)	平成 25 年度予算を 基準として中期目 標期間中に 16%以 上削減する。	—	4 億 6,300 万円 以下 (削減率:3.1% 以上)	4 億 4,800 万円 以下 (削減率:6.3% 以上)	4 億 3,300 万円 以下 (削減率:9.4% 以上)	4 億 1,800 万円 以下 (削減率:12.6% 以上)		
(実績値)	—	4 億 7,800 万円 ※平成 25 年度予 算額	4 億 4,617 万円 (削減率:6.7%)	3 億 3,622 万円 (削減率:29.7%)	3 億 6,895 万円 (削減率:22.8%)	4 億 614 万円 (削減率:15.0%)		
(達成度) ※平成 25 年 度予算に対 する削減率 の計画値を 100%とす る。	—	—	216.2%	471.4%	242.6%	119.0%		
(2)業務経費の 削減 (計画値)	平成 25 年度予算を 基準として中期目 標期間中に 9%以 上削減する。	—	78 億 6,700 万円 以下 (削減率:1.8% 以上)	77 億 2,300 万円 以下 (削減率:3.6% 以上)	75 億 7,900 万円 以下 (削減率:5.4% 以上)	74 億 3,500 万円 以下 (削減率:7.2% 以上)		
(実績値)	—	80 億 1,100 万円 ※平成 25 年度予 算額	64 億 2,690 万円 (削減率:19.8%)	57 億 9,046 万円 (削減率:27.7%)	58 億 8,728 万円 (削減率:26.5%)	60 億 6,456 万円 (削減率:24.3%)		
(達成度) ※平成 25 年 度予算に対 する削減率 の計画値を 100%とす る。	—	—	1,100.0%	769.4%	490.7%	337.5%		

注)削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価															
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績	自己評価										
<p>① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減</p>	<p>① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減</p>	<p>① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(公租公課及び土地借料を除く。)及び業務経費(奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)に、中期計画の達成に向け経費節減に努める。</p>	<p><50> 一般管理費(人件費、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況 S:削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A:4億600万円以下(削減率:15.1%以上) B:4億600万円超4億1,800万円以下(削減率:12.6%以上15.1%未満) C:4億1,800万円超4億3,000万円以下(削減率:10.0%以上12.6%未満) D:4億3,000万円超(削減率:10.0%未満)</p>	<p>○経費削減に係る取組 昨年度に引き続き、以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、節電に取り組んだ。具体的取組は次のとおり。 ・クールビズの励行による空調の適切な調整。 ・エレベーターの運転台数について業務に支障のない範囲で削減。 ・廊下、ロビー等共用部分の照明について安全を確保したうえで業務上必要最小限の範囲で点灯。 ・パソコン・ディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底。</p> <p>また、会議等におけるより一層のペーパーレス化を図るため、各支部についてもタブレット端末を導入した。</p> <p><一般管理費の削減状況> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成29年度</th> <th rowspan="2">平成25年度予算 に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>478,000</td> <td>406,143</td> <td>15.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、所得連動返還方式等の新制度開始に伴う業務量の増加に対応するため、事務所整備を実施したこと等により、平成29年度は平成28年度に比べて一般管理費が増加している。</p>	区分	平成25年度	平成29年度	平成25年度予算 に対する削減割合	予算	実績	一般管理費	478,000	406,143	15.0%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。 経費の削減に努め、一般管理費(人件費、公租公課及び土地借料を除く。)が年度計画値4億1,800万円を下回ったことは評価できる。</p>
区分	平成25年度	平成29年度	平成25年度予算 に対する削減割合												
	予算	実績													
一般管理費	478,000	406,143	15.0%												

<p>する。</p>	<p>する。</p>	<p><51> 業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)削減の進捗状況 S: 削減率がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A : 73 億 2,000 万円以下(削減率: 8.6%以上) B : 73 億 2,000 万円超 74 億 3,500 万円以下(削減率: 7.2%以上 8.6%未満) C : 74 億 3,500 万円超 75 億 5,000 万円以下(削減率: 5.8%以上 7.2%未満) D : 75 億 5,000 万円超 (削減率: 5.8%未満)</p>	<p>○事業費の削減状況</p> <p><事業費の削減状況> (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="853 252 1554 389"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成29年度</th> <th rowspan="2">平成25年度予算 に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,011,000</td> <td>6,064,563</td> <td>24.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成25年度	平成29年度	平成25年度予算 に対する削減割合	予算	実績	業務経費	8,011,000	6,064,563	24.3%	<p><評価> A</p> <p><評価根拠> 経費の削減に努め、業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)が年度計画値 74 億 3,500 万円を大きく下回ったことは評価できる。</p>
区分	平成25年度	平成29年度	平成25年度予算 に対する削減割合											
	予算	実績												
業務経費	8,011,000	6,064,563	24.3%											

<p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p><52> 奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p>	<p>○奨学金貸与業務に関する費用の効率化の状況</p> <p><奨学金貸与業務に関する費用の効率化状況> (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="853 240 1637 440"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成29年度</th> <th rowspan="2">平成25年度基準額に対する伸び率</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首要回収額</td> <td>535,536,125</td> <td>696,657,905</td> <td>30.1%</td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与業務に関する費用</td> <td>5,889,547</td> <td>5,980,249</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成25年度	平成29年度	平成25年度基準額に対する伸び率	基準額	実績	期首要回収額	535,536,125	696,657,905	30.1%	奨学金貸与業務に関する費用	5,889,547	5,980,249	1.5%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる</p>
区分	平成25年度	平成29年度	平成25年度基準額に対する伸び率																
	基準額	実績																	
期首要回収額	535,536,125	696,657,905	30.1%																
奨学金貸与業務に関する費用	5,889,547	5,980,249	1.5%																
<p>② 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準について</p>	<p>② 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく</p>	<p>② 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく</p>	<p><53> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況</p>	<p>○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施した。また、配偶者及び子に係る扶養手当の見直しを実施した。</p> <p><人件費の状況></p> <table border="1" data-bbox="846 1369 1514 1449"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績額</td> <td>36億1,248万円</td> <td>35億271万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	実績額	36億1,248万円	35億271万円	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施した。また、配偶者及び子に係る扶養手当の見直しを実施した。</p>								
区分	平成29年度	(参考)平成28年度																	
実績額	36億1,248万円	35億271万円																	

<p>は、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>○給与水準の検証及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)は95.0となっている。 なお、給与水準に関する検証結果等については今後ホームページにおいて公表予定。 ・平成28年度給与水準の検証結果等については、平成29年6月にホームページに公表した。 	<p>給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は 95.0 となっており適正であると評価できる。</p>
--	--	--	--	---

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(2) 外部委託等の推進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																					
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績			自己評価																														
<p>機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。</p>	<p>効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、計画的に回収業務の委託を実施する。</p> <p>また、国際交流会館等において、管理運営業務の委託を適切に実施する。</p>	<p>奨学金貸与業務においては、返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施する。</p> <p>また、国際交流会館等については、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。</p>	<p><54> 外部委託の実施状況</p>	<p>○奨学金貸与業務における外部委託</p> <p>(1)返還誓約書点検業務の委託状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施時期</th> <th>委託件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返還誓約書の点検</td> <td>平成29年4月～平成30年3月</td> <td>461,047</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実施時期	委託件数	返還誓約書の点検	平成29年4月～平成30年3月	461,047	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 返還誓約書点検における外部委託を着実に実施するとともに、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。 全ての国際交流会館等の管理運営業務について、一般競争入札により選定した受託者に業務委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。 																								
				区分	実施時期	委託件数																															
				返還誓約書の点検	平成29年4月～平成30年3月	461,047																															
				<p>(2)返還金回収業務の委託状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施期間</th> <th>委託件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替不能者への督促架電(口座振替不能1回目～5回目)</td> <td>平成28年4月～平成31年3月</td> <td>1,818,337</td> </tr> <tr> <td>払込取扱票送付後の督促架電</td> <td>平成29年4月～平成30年3月</td> <td>123,094</td> </tr> <tr> <td>初期延滞債権の回収委託</td> <td>平成28年4月～平成29年8月</td> <td>12,491</td> </tr> <tr> <td>初期延滞債権の回収委託</td> <td>平成29年4月～平成30年8月</td> <td>65,228</td> </tr> <tr> <td>新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託</td> <td>平成28年11月～平成29年7月</td> <td>4,063</td> </tr> <tr> <td>新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託</td> <td>平成29年11月～平成30年7月</td> <td>6,414</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)</td> <td>平成28年2月～平成29年8月</td> <td>4,209</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)</td> <td>平成28年8月～平成30年8月</td> <td>7,545</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上9年未満、6ヶ月入金なし)</td> <td>平成29年8月～平成31年8月</td> <td>5,084</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実施期間	委託件数	口座振替不能者への督促架電(口座振替不能1回目～5回目)	平成28年4月～平成31年3月	1,818,337		払込取扱票送付後の督促架電	平成29年4月～平成30年3月	123,094	初期延滞債権の回収委託	平成28年4月～平成29年8月	12,491	初期延滞債権の回収委託	平成29年4月～平成30年8月	65,228	新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成28年11月～平成29年7月	4,063	新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成29年11月～平成30年7月	6,414	中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成28年2月～平成29年8月	4,209	中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成28年8月～平成30年8月	7,545	中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上9年未満、6ヶ月入金なし)	平成29年8月～平成31年8月	5,084
				区分	実施期間	委託件数																															
				口座振替不能者への督促架電(口座振替不能1回目～5回目)	平成28年4月～平成31年3月	1,818,337																															
				払込取扱票送付後の督促架電	平成29年4月～平成30年3月	123,094																															
				初期延滞債権の回収委託	平成28年4月～平成29年8月	12,491																															
				初期延滞債権の回収委託	平成29年4月～平成30年8月	65,228																															
				新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成28年11月～平成29年7月	4,063																															
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成29年11月～平成30年7月	6,414																																			
中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成28年2月～平成29年8月	4,209																																			
中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成28年8月～平成30年8月	7,545																																			
中長期延滞債権の回収委託(延滞2年半以上9年未満、6ヶ月入金なし)	平成29年8月～平成31年8月	5,084																																			

(3)返還金回収業務(一部入金者等)の委託状況

(単位:件)

区分	実施期間	委託件数
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成27年10月～ 平成29年8月	614
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年10月～ 平成30年8月	5,818
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成29年10月～ 平成31年8月	3,577
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成28年8月～ 平成29年7月	83
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成29年8月～ 平成30年7月	437
延滞債権の入金管理業務	平成27年3月～ 平成30年2月	3,071
延滞債権の入金管理業務	平成29年3月～ 平成32年3月	2,805
延滞債権の入金管理業務	平成29年4月～ 平成32年3月	3,629
延滞債権の入金管理業務	平成30年3月～ 平成33年3月	2,987
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年3月～ 平成30年2月	2,046
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年9月～ 平成30年8月	1,898
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成29年3月～ 平成32年3月	1,775
中長期延滞債権回収委託 委託継続分	平成29年9月～ 平成32年9月	1,922
東日本大震災に係る災害救助法適 用地域(内陸部)委託継続分	平成27年11月～ 平成29年10月	641
東日本大震災に係る災害救助法適 用地域(沿岸部)委託継続分	平成29年4月～ 平成31年3月	123

○国際交流会館等の管理・運営業務の委託

・東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、平成 26 年度に実施した一般競争入札により選定した業者に引き続き管理・運営業務を委託した。

(業務委託期間)平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

・札幌国際交流会館及び金沢国際交流会館については、一般競争入札により選定した業者に管理・運営業務を委託した。

(業務委託期間)平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(3) 契約の適正化

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																			
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																													
<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p>	<p>契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p>	<p>契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p>	<p><55> 契約の適正化に係る実施状況</p>	<p>○契約監視委員会の開催</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、平成29年度契約監視委員会を開催し、平成28年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び平成29年度調達等合理化計画(案)を点検した。また、平成28年度の「競争性のない随意契約」について事後承認を得るとともに、2か年又は2回連続して一者応札・一者応募となった契約の対応策について意見をいただいた。(平成29年6月6日)また、業務方法書第58条の規定を踏まえ、「契約監視委員会設置要綱(平成21年12月9日理事長裁定)」を廃止し、新たに契約監視委員会規程を制定した。(平成29年12月12日)平成30年度契約監視委員会を開催し、平成29年度調達等合理化計画の自己評価(案)を点検した。また、平成29年度の「競争性のない随意契約」について事後承認を得るとともに、2か年又は2回連続して一者応札・一者応募となった契約の対応策について意見をいただいた。(平成30年5月31日)</p>		<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会を開催し、前年度の「調達等合理化計画自己評価(案)」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応についての点検や、当年度の「調達等合理化計画(案)」の点検を実施したことは契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・「平成29年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・一者応募の件数割合について、直近2年間の平均より0.6%下回ることができたことは評価できる。 ・より事業の品質を高めるために調達方法の見直しを行い、従来の最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が6件あったことは評価できる。 ・障害者就労施設等からの調達のうち、毎年度定例的に実施している調達件数が前年度より多くなったことは評価できる。 ・ワークライフバランス等推進企業を評価する取組の導入を実施したことは評価できる。 																													
				<p>○契約件数及び契約金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">(参考)平成28年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>(75.8%) 228</td> <td>(87.0%) 10,997,561</td> <td>(77.9%) 239</td> <td>(86.6%) 7,269,080</td> </tr> <tr> <td> 競争入札等</td> <td>(63.8%) 192</td> <td>(75.2%) 9,500,986</td> <td>(65.8%) 202</td> <td>(77.2%) 6,478,405</td> </tr> <tr> <td> 企画競争、公募</td> <td>(12.0%) 36</td> <td>(11.8%) 1,496,575</td> <td>(12.1%) 37</td> <td>(9.4%) 790,675</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(24.2%) 73</td> <td>(13.0%) 1,635,123</td> <td>(22.1%) 68</td> <td>(13.4%) 1,121,763</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100.0%) 301</td> <td>(100.0%) 12,632,684</td> <td>(100.0%) 307</td> <td>(100.0%) 8,390,842</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p>			区分	平成29年度実績		(参考)平成28年度実績		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	競争性のある契約	(75.8%) 228	(87.0%) 10,997,561	(77.9%) 239	(86.6%) 7,269,080	競争入札等	(63.8%) 192	(75.2%) 9,500,986	(65.8%) 202	(77.2%) 6,478,405	企画競争、公募	(12.0%) 36	(11.8%) 1,496,575	(12.1%) 37	(9.4%) 790,675	競争性のない随意契約	(24.2%) 73	(13.0%) 1,635,123	(22.1%) 68	(13.4%) 1,121,763
区分	平成29年度実績		(参考)平成28年度実績																																
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																															
競争性のある契約	(75.8%) 228	(87.0%) 10,997,561	(77.9%) 239	(86.6%) 7,269,080																															
競争入札等	(63.8%) 192	(75.2%) 9,500,986	(65.8%) 202	(77.2%) 6,478,405																															
企画競争、公募	(12.0%) 36	(11.8%) 1,496,575	(12.1%) 37	(9.4%) 790,675																															
競争性のない随意契約	(24.2%) 73	(13.0%) 1,635,123	(22.1%) 68	(13.4%) 1,121,763																															
合計	(100.0%) 301	(100.0%) 12,632,684	(100.0%) 307	(100.0%) 8,390,842																															

			<p>○調達等合理化計画に係る実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定)に基づき、「平成 29 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、本機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した。(平成 29 年 6 月 27 日) ・平成 28 年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。 <p>I 重点的に取り組むべき分野</p> <p>1.一者応札・応募に関する調達</p> <p>(1)目標</p> <p>平成 29 年度における競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合が直近 2 年間の平均を下回ることを目標として削減に努める。</p> <p>(2)目標達成に向けた取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①入札資料は受領したが入札に参加しなかった者に、アンケートやヒアリングを実施。 ②2 か年連続(2 回連続を含む)して一者応札又は一者応募になった案件について、本機構ホームページにて、入札参加予定事業者に対して広く意見招請を行った(平成 29 年 10 月 2 日～平成 29 年 10 月 27 日)。寄せられた意見等に対し、実施担当部署において検討したうえで当該意見等に対する回答案を作成し、契約担当部署で精査の上、事業者に対して回答を提出するとともに本機構ホームページにおいて公表した(平成 29 年 11 月 30 日)。 ③仕様書の記載内容を具体化・明確化するよう努めた。 ④公告期間、業務準備期間を十分に確保できるよう努めた。 ⑤入札参加資格を見直し、従来からの要件緩和を検討した。 ⑥当該入札に参加が予想される業者や新たに参加が期待できそうな業者に対して公告後に入札公告掲載について周知した。 ⑦複数回続けて同一業者による一者応札・応募となった案件について、特定の者だけが事業を実施し得ることが確認された場合の随意契約の締結。 <p>(3)実績、目標の達成状況</p> <p>平成 29 年度における競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合については直近 2 年間の平均(30.0%)より 0.6%下回ることができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・50 万円以上(税込)の少額随意契約により調達する案件を対象として、公募型見積り合わせを実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図ったことは評価できる。 ・マニュアル等の随時見直しを行っていること、職員スキルの向上に取り組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組みとして評価できる。
--	--	--	---	---

[一者応札・応募の状況]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 者 以上	145 件 (69.4%)	169 件 (70.7%)	161 件 (70.6%)
1 者 以下	64 件 (30.6%)	70 件 (29.3%)	67 件 (29.4%)
合計	209 件 (100%)	239 件 (100%)	228 件 (100%)

※直近 2 年間の一者応札・応募の平均:30.0%

2.総合評価落札方式に関する調達

(1)目標

契約の適正化・業務の確実な履行に向けて、総合評価落札方式の活用等により、より合理的な調達を図る。

(2)目標達成に向けた取組内容

従来、価格のみの競争により調達を行っている案件で、総合評価落札方式とすることで、事務・事業の品質がより一層高くなると考えられる案件がないか検証し、総合評価落札方式による調達の可否等について検討した。

(3)実績、目標の達成状況

上記取組により、最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が 6 件となった。

3.特定の調達推進計画に関する取組

(1)目標

- ①障害者就労施設等からの調達のうち、毎年度定例的に実施している調達件数が前年度実績(9 件)を上回る。
- ②女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づくワークライフバランス等推進企業を評価する取組の体制整備を行う。

(2)目標達成に向けた取組内容

- ①「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、本機構内の実施部署に積極的に取り組むよう周知した。
- ②価格以外の要素を評価する調達を対象として、ワークライフバランス等

を推進する企業を評価する取組を、平成 30 年 1 月 1 日から導入した。

(3)実績、目標の達成状況

- ①当該施設等からの調達件数は 10 件となった。そのうち毎年度定例的に実施している件数は 10 件であり、前年度実績(9 件)を上回った。
- ②平成 29 年度に調達を実施し契約した案件のうち、審査基準にワークライフバランス等の推進に関する指標を追加したのは、総合評価落札方式 1 件、企画競争 1 件であった。

II 調達に関するガバナンスの徹底

1.随意契約に関する内部統制の確立

平成 29 年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は 21 件であった。当該案件のうち、外国での契約を除いた 12 件については、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として監査室に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。

2.契約履行上の監督及び検査事務の適切な実施に関する取組

契約履行上の監督及び検査事務に係る適切な実施に向けて、事業担当部署に「契約履行上の監督及び検査事務取扱要領」を周知するとともに、調達担当部署においては職員研修を実施し、事務の精度の向上に努めた。

3.不祥事発生防止のための取組

①不祥事発生を未然に防止するための取組

調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルを熟読し、十分理解したうえで調達業務を行っている。また、入札談合に関する情報等があった場合に備えたマニュアルを作成しており、本機構内に設置の公正入札調査委員会による調査審議のうえ、対応することとしている。

上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について、下記の観点より随時、見直しを行った。見直しの結果、見直しの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。

(マニュアル改訂に向けた観点)

- ・法律や規程等の改正による手続きの変更。
- ・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が本機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。
- ・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について

相互確認。

②不祥事発生時の対応と再発防止のための取組

万一、調達業務において不祥事が発生した際には、ただちに当該調達に係る調査委員会(事業により内部又は第三者による)を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしていたが、平成 29 年度において、不祥事の発生はなかった。

4.調達担当職員の研鑽に関する取組

平成 29 年度においては、外部の研修会等を受講するとともに、内部の研修会として課内勉強会を開催する等、積極的に業務に関するスキルの向上に努めた。

○少額随意契約の透明性・公平性の確保

50 万円以上(税込)の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を本機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせ 69 件を実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図った。

○共同調達等の実施

効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、国際交流会館の合築施設(札幌、金沢及び福岡)と共有事務所を有する駒場事務所において、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施した。また、コピー用紙の調達については、独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。

○契約に関する情報の公表

- ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づき、平成 29 年度に締結した公益法人に対する支出状況を公表した。
- ・「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号)に基づき、平成 29 年度に締結した契約について、競争契約(総合評価及び政府調達を含む一般競争入札)及び随意契約(企画競争、公募、随意契約(不落随意契約を含む))別に区分し、本機構ホームページにおいて毎月公表した。
- ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づき、平成 28 年度に係る公益法人に対する支出に

				係る見直しを行った結果、点検の対象となる支出はなかったため、その旨を本機構ホームページにおいて公表した。	
--	--	--	--	--	--

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(4) 情報システムの活用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	奨学金等業務システム及び構内ネットワーク等を適切に運用するとともに、制度改正対応や業務効率化に資する情報システム改修を適切に行う。その際、情報システムに係る開発、運用及び保守に関する品質の確保・管理の強化を図る。	<56> 業務効率化に資する情報システムの運用状況	<p>○奨学金業務システムの運用状況 給付奨学金制度をはじめ、制度・規則等改正等に伴うシステムの改修や新たな機能の開発を行い、安定したシステムの運用に努めた。</p> <p>○その他の業務効率化を目的とする情報システムの運用 留学生給与等給付システム及び延滞債権管理システム(TCS)について、改修を行うとともに、不具合発生時に対応できる体制を維持し、適切に運用することができた。</p> <p>○情報連携用システムの開発・運用(マイナンバーシステム関係) (1)情報提供ネットワークを経由した試験の実施 平成30年3月対応のデータ標準レイアウトへ対応するため、中間サーバー等を使用して情報提供機関等と情報提供ネットワークシステムを経由した機関間試験を平成30年2月～3月に実施した。</p> <p>(2)マイナンバーによる情報照会等の実施 平成29年7月18日から情報提供ネットワークシステムが運用を開始したことに伴い、平成29年度採用の所得連動返還方式選択者及び返還期限猶予申請をした一部の者より提出されたマイナンバーについて、真正性確認及び機関別符号の取得処理を実施した。また、返還期限猶予申請に係る手続きにおいては、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の照会を実施した。</p> <p>(3)システム改修等の実施 平成30年度より実施の業務運用を踏まえ、中間サーバー等の情報連携用システムに対してシステム改修を行うとともに、他機関との連携テストが実施できるよう検証環境を構築した。</p>		<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・奨学金業務システムについて、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め業務の効率化に寄与するよう適切に運用したことは評価できる。 ・マイナンバー制度の運用に向けて、業務効率化に資するため中間サーバー等のシステム改修を実施するとともに、検証用環境の構築及び情報連携システムの設定変更に伴う機関間テストの準備・実施を行ったことは評価できる。 ・所得連動返還方式の導入に伴い、奨学金業務システム(JSAS)については、平成31年3月の稼働に向け所得連動返還方式に対応するための再構築を進めたことは評価できる。 ・情報システムの品質の確保・管理の強化を図ったことは評価できる。</p>

				<p>○番号制度の利用を前提とする所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた奨学金業務システムの再構築 業務要件変更が生じた部分も含め、基本設計及び詳細設計が完了し、平成 31 年 3 月稼働に向けて順調に工程を進捗させた。</p> <p>○情報システム開発に係る品質の確保・管理の強化</p> <p>(1)情報システムに係る開発に関する品質の確保・管理の強化 ・平成 28 年度に策定した「システム品質管理規則」に準拠した品質管理業務を継続実施し、品質の確保・管理の強化を実施した。</p> <p>(2)情報システム運用等に係る品質の確保・管理の強化 ・情報システム開発だけではなく、情報システム運用についても品質の確保・管理の強化が必要であることから、「情報システム運用に係る品質管理規則」を新たに策定した。(平成 30 年 3 月)</p>	
--	--	--	--	---	--

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 組織の効果的な機能発揮

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
<p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。</p>	<p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。</p>	<p>業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、所得連動返還方式等の導入等に対応するための体制整備を行う。</p>	<p><57> 組織改善の状況</p>	<p>○平成 29 年 4 月における組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成 29 年 4 月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織見直しの主なポイント]</p> <p>(1)給付型奨学金制度に係る業務実施体制の整備 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)や「未来への投資を実現する経済対策」(平成 28 年 8 月 2 日閣議決定)を踏まえ、「給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>」(平成 28 年 12 月 19 日文科科学省給付型奨学金制度検討チーム)がとりまとめられたことを受け、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することを目的として、給付型奨学金を創設したことに伴い、貸与部を貸与・給付部に改め、同部に企画課を新設し、学資貸与第一課を採用課、学資貸与第二課を奨学指導課に名称変更を行うとともに、奨学生採用業務に携わる体制を強化した。</p> <p>(2)奨学金の新制度の導入に伴う体制整備等 所得連動返還方式やマイナンバー制度の導入に伴い、事務処理体制の整備等を行った。</p> <p>(3)情報部の体制強化 情報セキュリティ対策の強化や新制度導入に伴う情報システム開発に対応するため、情報部の体制を強化した。</p> <p>○平成 30 年度に向けた組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成 30 年度以降の組織体制の整備に向けて、給付奨学金制度の本格実施及び採用審査におけるマイナンバー利用等に備えた業務実施体制の整備並びに海外留学支援制度に係る業務実施体制の整備等、組織見直しを検討した。</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度導入等に対応した体制整備を行ったことは評価できる。 ・業務の最適化のため組織の再編を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図ったことは評価できる。 	

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 事業の確実な実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
<p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p> <p>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。</p>	<p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に</p>	<p>理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p>	<p><58> ガバナンス確保の状況</p>	<p>○理事会等によるガバナンスの確保</p> <p>(1)理事会等の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告、決定を行う会議を運営した。</p> <p>①理事会 機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った(理事長、理事長代理及び理事が出席)。</p> <p>②理事懇談会 理事長と各理事との情報共有を進めるとともに、共通認識の形成を図るため、特定の議題について懇談した。(理事長、理事長代理及び理事、並びに必要なに応じて関係部等の長が出席、月2回程度開催)。</p> <p>③経営管理会議 ・経営管理会議において、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、検討及び審議等を行い、必要に応じて改善策を指示した(役員及び各部等の長が出席、原則として毎月2回開催)。 ・経営管理会議の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 なお、経営管理会議等における審議・検討の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。</p> <p>(2)重要事項の審議・決定</p> <p>①予算配分・決算 ・法人内の運営費交付金予算配分については、年度毎に理事長が決定する「予算編成方針」に基づき、各部等から、この方針に基づく執行計画を求め、財務部においてこれを整理し理事長に報告を行い、理事長を議長とする理事会の審議を経て決定した。また、予算配分後においては、予算及び事業の執行状況を踏まえつつ、予算の適切な執行のため、年度途中に配分額の見直しを行った。 ・平成28年度決算については、理事会での審議において、予算が適正に執行されたことを確認した。</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な施策について、理事会等において審議・決定されており、また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 ・リスク管理委員会を毎月開催するとともに、リスク対応計画策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを確実に実行したことは評価できる。また、その中において、金融業務(奨学金事業)に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。 	

<p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>定めた事項の運用を確実に実行する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>また、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>		<p>②組織改編 業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況を踏まえて中期計画事項の実施を推進するために、組織改編に係る各部署に対するヒアリングを実施した上で組織改編案を作成し、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議における調整を経て、理事長が平成30年度における組織改編事項を決定した。</p> <p>③中期計画・年度計画 給付奨学金及び所得連動返還方式の導入等に伴い、文部科学省より第3期中期目標の変更指示を受け、第3期中期計画及び平成29年度計画の変更に向けた審議・決定を行った。また、平成30年度計画の策定に向けた審議・決定を行った。 中期計画変更にあたっては、中期計画案及びこれに伴う具体的実施事項について、検討・調整の上とりまとめ、経営管理会議及び理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に変更認可の申請を行い、認可された。 年度計画については、平成29年度計画変更案及び平成30年度計画案並びにこれに伴う具体的実施事項について検討・調整の上とりまとめ、経営管理会議及び理事会における審議を経て決定した。</p> <p>④業務実績評価 平成28年度の業務実績に関する評価について、業務実績及び自己評価案をとりまとめ、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、経営管理会議、理事会での審議を経て、業務実績に関する機構の自己評価を理事長が決定した。</p> <p>(3)IT戦略委員会 業務のIT化を推進し、業務の効率的実施を図るため、IT化に係る事項を調査・審議・調整することを目的として平成26年度に設置された「IT戦略委員会」において、各部等におけるIT化に係る個別事項の計画(IT化実施計画)及び進捗状況について審議した。(第1回:6月7日、第2回:10月11日、第3回:1月10日) また、マイナンバー・新所得連動対応に関するIT化小委員会においては、当該委員会の下に検討会及びワーキング・グループを設置し、マイナンバー制度及び所得連動返還方式に係るシステムの開発や運用等のIT化に係る技術的・実務的な検討等を行い、その進捗状況をIT化小委員会に報告した。(第1回:9月28日、第2回:3月28日) なお、IT化小委員会での検討結果は、IT戦略委員会にも報告し、検討状況や進捗の確認を行った。</p> <p>(4)マニュアル等検証委員会の設置 「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成27年2月12日財務省理財局長通知)における指摘を踏まえ、奨学金貸与業務に係る質を担</p>	
---	--	----------------------------------	--	--	--

				<p>保するためにマニュアルの制定・改廃に関する検証を行うことを目的として「奨学金事業に係るマニュアル検証等委員会」を設置し、適切に運営した。(8月23日)</p> <p>○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備 内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った。(3月12日)</p> <p>○リスクの把握・管理 (1)リスク管理委員会の開催 各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルの確実な実行を促すため、リスク管理委員会を毎月(計12回)開催し、平成29年度のリスク管理実施計画の策定及び下記(2)及び(3)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。</p> <p>(2)機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築 各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。 ①リスク対応計画の策定・実施状況報告 平成28年度に選定した優先対応リスクのうち、課題が残存する以下のリスクについて、「平成29年度リスク対応計画」を策定し、進捗状況をリスク管理委員会に報告した。 ・自然災害等による業務継続に関するリスク ・情報システムに関するリスク(セキュリティ及びシステム) ②リスクの洗い出し・評価結果の見直し リスクの洗い出し及び評価結果について、平成30年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、見直しを行った。</p> <p>(3)金融業務(奨学金事業)に係るリスク管理体制の構築 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成27年2月12日財務省理財局長通知)における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク(信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等)の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。 ①リスク対応計画の策定・実施状況報告 平成28年度までのリスク対応の状況を踏まえ、「平成29年度リスク対応計画(金融業務)」を策定し、課題対応策の実施状況や報告事項に基づく担当部署からの報告をリスク管理委員会に行った。 ②リスクの洗い出し・評価結果の見直し</p>	
--	--	--	--	--	--

平成 27 年度に金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて実施したリスクの洗い出し及び評価結果について、平成 30 年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組を踏まえ、見直しを行った。

(4)危機管理の取組

「日本学生支援機構危機管理対策要綱」を改正し、対策チーム及びその役割を明確化したうえで(9月29日)、「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画」(BCP)を最適化し(3月30日)、初動対応については別途「自然災害等における初動対応マニュアル」を策定する(3月30日)等、関連規程等の整理を行った。

危機管理に係る防災対策としては、第2回危機管理対策本部立ち上げ訓練を実施(9月27日)するとともに、以下の取組を引き続き実施した。

- ・防災訓練の実施
- ・安否確認サービスの登録、運用の徹底
- ・防災意識高揚に向けた情報の発信
- ・防災備蓄用品の購入

また、災害時における相互連携を目的として、市谷事務所に隣接する(独)国際協力機構研究所と「災害時相互応援に関する協定書」を締結した。(4月24日)

○事業執行管理

(1)中期計画・年度計画の執行管理

平成 29 年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、各部等からの報告に基づき確認を行うとともにヒアリング等を実施して、計画達成における課題や業務運営の課題を洗い出し、必要に応じて改善を求めるなど対応を行った。

進捗状況及びヒアリングの結果については経営管理会議に報告した。

その後、ヒアリングを通して確認された課題や改善策についてはフォローアップを実施し、改善状況や計画達成の見込みについて経営管理会議にて報告した。

(2)重点課題に関する進捗状況把握

行政改革等での指摘事項など機構における重点課題については、経営管理会議に定期的に進捗状況を報告し、理事長からの指示事項の確認を行うとともに、第3期中期計画等を踏まえ、適宜重点課題として取り上げる事項の見直しを行った。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 内部統制・ガバナンスの強化

(2) 監査の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																													
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																							
<p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p> <p>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、「独立行政法人</p>	<p>業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施する。</p>	<p>第3期中期計画期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。</p>	<p><59> 内部監査の実施状況</p>	<p>業務部門から独立した監査室において、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p>○平成29年度内部監査計画の策定 「第3期中期計画期間(平成26～30年度)における内部監査の実施方針(重点事項等)について」(平成26年9月3日理事長了解)を踏まえ、平成29年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査)の実施 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査)を実施した。</p> <p><内部監査実施概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">平成29年5月～平成30年3月</td> <td rowspan="7">業務監査</td> <td>企画課、採用課</td> </tr> <tr> <td>返還猶予課</td> </tr> <tr> <td>返還免除課</td> </tr> <tr> <td>留学試験課</td> </tr> <tr> <td>総合計画課他</td> </tr> <tr> <td>北海道支部</td> </tr> <tr> <td>近畿支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成29年11月～平成30年3月</td> <td rowspan="3">会計監査</td> <td>北海道支部</td> </tr> <tr> <td>近畿支部</td> </tr> <tr> <td>中国四国支部</td> </tr> <tr> <td>平成29年5月～7月</td> <td>自己査定監査</td> <td>奨学事業戦略課 法務課</td> </tr> <tr> <td>平成29年5月～7月</td> <td>法人文書監査</td> <td>総務課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)業務監査 以下5件の業務監査を実施した。</p>		実施時期	監査内容	対象	平成29年5月～平成30年3月	業務監査	企画課、採用課	返還猶予課	返還免除課	留学試験課	総合計画課他	北海道支部	近畿支部	平成29年11月～平成30年3月	会計監査	北海道支部	近畿支部	中国四国支部	平成29年5月～7月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課	平成29年5月～7月	法人文書監査	総務課	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を定め、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査対象部署に対して、内部監査における指摘事項に対する改善状況について報告を求め、内部監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。</p>
実施時期	監査内容	対象																											
平成29年5月～平成30年3月	業務監査	企画課、採用課																											
		返還猶予課																											
		返還免除課																											
		留学試験課																											
		総合計画課他																											
		北海道支部																											
		近畿支部																											
平成29年11月～平成30年3月	会計監査	北海道支部																											
		近畿支部																											
		中国四国支部																											
平成29年5月～7月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課																											
平成29年5月～7月	法人文書監査	総務課																											

<p>改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕</p>			<p>①給付奨学金の実施状況 平成29年度採用者については、大学等への推薦依頼、選考書類の確認、退学等の異動への対応状況及び国立大学等の授業料全額免除該当者に係る減額措置の実施状況を確認し、平成30年度採用候補者の選考については、高校等への推薦依頼及び選考書類の確認等、高等学校卒業程度認定試験合格者(以下「高卒認定者」という。)への募集及び選考書類の確認等を中心に監査を実施した。</p> <p>②返還期限猶予制度及び減額返還制度 返還期限猶予制度(在学猶予を除く)及び減額返還制度の審査の実施状況についての確認、特に規程やマニュアル等に記載されている提出書類に基づいた審査を実施しているか等を中心に監査を実施した。</p> <p>③返還免除制度 一般免除、業績免除、特別免除及び特貸免除の4つの返還免除制度の実施状況に係る確認、特に規程やマニュアル等と業務処理との関係に係る確認を中心に監査を実施した。</p> <p>④日本留学試験 日本留学試験の実施状況(収入・支出・契約関係を含む)の確認、特に規程やマニュアル等と業務処理の関係に係る確認を中心に監査を実施した。</p> <p>⑤「支部の法的処理及び法人文書の管理状況」(北海道支部・近畿支部・中国四国支部) 支部の法的処理について、業務とマニュアルの整合性、個人情報保護・管理の状況及び法人文書管理の状況について確認した。</p> <p>(2)会計監査 「支部の会計処理」を重点項目とし、平成29年11月に近畿支部、同年12月に中国四国支部、平成30年2月に北海道支部のそれぞれについて、小口現金の出納事務、館費等収入、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。</p> <p>(3)自己査定監査 平成29年5月～7月に、平成28年4月1日～平成29年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。</p> <p>(4)法人文書監査 平成29年5月～7月に、平成28年4月1日～平成29年3月31日までの</p>	
--	--	--	---	--

期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況を中心に監査を実施した。

なお、上記(1)～(4)の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議等において適時報告を行った。

(5)個人情報保護監査

特定個人情報の管理状況について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」を受けて、機構では平成27年12月1日付けで個人情報保護規程を改正し、その後も必要な改正をしてきたが、規程の改正項目も含めて、関係部署における当該規程全体の遵守状況等について平成29年12月～平成30年3月の間に監査を実施した。監査の結果については、個人情報総括保護管理者へ報告を行った。

(6)監査結果のフォローアップ

平成28年度及び平成29年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得るよう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。

- ・業務監査「信用リスクについて」(平成29年6月)
- ・自己査定監査「債権の償却に関する細則及び償却事務処理マニュアルに基づく事務処理状況」(平成29年9月)
- ・情報セキュリティ監査「情報セキュリティ対策基準及び実施手順等」(平成29年12月)
- ・業務監査「自然災害等における業務継続に関するリスクについて」(平成30年3月)
- ・業務監査「返還期限猶予制度及び減額返還制度について」(平成30年3月)
- ・業務監査「返還免除制度について」(平成30年3月)

平成27年度監査結果のフォローアップのうち、業務監査「返還誓約書の審査(未提出者対応)」に係る改善状況を平成29年2月に確認したが、改善完了までに至らず、平成29年度事業においても改善状況について報告を受けた(平成29年11月)が、未だ改善完了まで至っていないため、引き続き平成30年度事業においても改善状況について報告を受けることとした。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 内部統制・ガバナンスの強化

(3) コンプライアンスの推進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価													
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価							
<p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p> <p>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確認し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、「独立行政法人</p>	<p>コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>① コンプライアンス職員研修</p>	<p>コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>① コンプライアンス職員研修</p> <p>第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。</p>	<p><60> コンプライアンス職員研修の実施状況</p>	<p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進</p> <p>コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会(外部有識者1名を含む20名の委員で構成。平成29年6月6日開催)において「平成29年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。【再掲】</p> <p>○コンプライアンス職員研修</p> <p>コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づいて、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>(1)コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修</p> <p>コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、平成29年度は日本語教育センターの教職員に対する研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="853 1031 1621 1182"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>日程</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日本語教育センターに所属する教職員(52人)</td> <td>平成29年11月6日</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月16日</td> <td>26人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記の日程で参加できなかった者1名に対しては、後日補講等を実施した。</p> <p>(2)新入職員等(非常勤職員・派遣職員を含む)研修</p> <p>新入職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p>	対象者	日程	参加者数	日本語教育センターに所属する教職員(52人)	平成29年11月6日	25人	平成29年11月16日	26人	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 ・コンプライアンス・プログラムに基づき、日本語教育センターの教職員に対する研修を行い、欠席者に対してもフォローとして外部講座を受講させることで、対象職員全員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。
対象者	日程	参加者数											
日本語教育センターに所属する教職員(52人)	平成29年11月6日	25人											
	平成29年11月16日	26人											

<p>改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕</p>	<p>② 個人情報保護の徹底</p>	<p>② 個人情報保護の徹底 個人情報保護について、役職員の意識向上を図るため研修等を実施する。</p>	<p><61> 個人情報保護の徹底に係る実施状況</p>	<p>○研修等の実施 役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、職種別に研修内容の多様化を図り、以下の個人情報保護研修を実施した。</p> <p>①平成29年度上半期個人情報保護研修(全役職員対象)(平成29年8月18日～9月8日) 個人情報を管理する独立行政法人の職員として必要な知識を修得するとともに、職員一人一人の個人情報保護に係る意識の向上を図ることを目的に実施した。平成28年度は下半期に実施していた研修を、平成29年度は早期化して上半期に実施した。テキストによる自習形式としたが、受講状況の確認に加え、各自で理解度を自己点検する目的で、確認テストの受験及び提出を義務付けた。(受講者:802人)</p> <p>②平成29年度下半期個人情報保護研修(主に市谷事務所に勤務する奨学金業務担当職員対象)(平成30年2月23日、26日、28日、3月1日(いずれかに参加)) 個人情報漏えい事案のうち、本機構過失による事案の多くは郵便物等の誤発送等単純な確認の不備等に起因する事案が中心であったことから、特に個人情報を含む文書等の発送件数が多い市谷事務所の奨学金関連部署を主な対象として下半期の個人情報保護研修を実施した。外部講師を招き、関連法規の講義とケーススタディ(数名毎のグループを作って実際の封緘作業を体験させ、封緘作業時の個人情報漏えい発生リスクについて学ぶ。)を組み合わせた実践型の研修を実施した。(受講者:262人)</p> <p>③個人情報保護研修(個人情報保護管理者及び個人情報担当者対象)(平成29年12月12日及び14日(いずれかに参加)) 個人情報保護に関する独立行政法人特有の方針・制度の把握と、個人情報漏えい防止のため、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者として取り組むべき内容の理解を目的として、外部講師を招き実施した。(受講者:43人)</p> <p>④コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修会(日本語教育センター教職員対象)(平成29年11月6日、16日(いずれかに参加)) 外部講師によるプログラムの他、総合計画課長により「個人情報保護規程」の逐条解説を中心に実施した。</p> <p>⑤新規採用職員等(常勤、任期付、非常勤職員)研修 新入職員等(常勤・任期付職員・非常勤職員)に対して、採用の都度、個人情報保護について研修を実施し、個人情報保護に係る守るべきポイント等の内容を指導。なお、個人情報を取り扱う派遣職員に対しても、職員と同様の研修を実施した。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、対象者に合わせた研修を実施する等、研修を充実させたことは評価できる。 ・特に、全役職員研修を早期化して上半期に実施したこと、及び個人情報の取扱いの多い部署の職員を対象とした研修において、ケーススタディを取り入れた実践型の研修を実施したことは評価できる。 ・平成29年度においては個人情報漏えいの再発防止に向け組織が一丸となって取り組んだことにより、平成28年度より大きく削減できたことは評価できる。但し、機構過失(委託業者によるものを含む。)に起因する個人情報漏えい等事案が7件発生していることより、個人情報保護に係る取組みは引き続き行っていく必要がある。</p>
--	--------------------	--	------------------------------------	--	--

○個人情報保護規程施行状況調査(平成 29 年度分)の実施
「個人情報保護規程」第 38 条及び第 45 条第 1 項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた。平成 29 年度分の調査においては、「業務の委託(第 35 条)」を重点確認事項に据えて実施した。(平成 30 年 4 月)

○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組
組織が一丸となった仕組みの改善として、以下について取り組んだ。

- ①職場ミーティングの実施
個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り等を目的として、職場ミーティングを適宜実施した。
- ②個人情報漏えい事案発生部署へのヒアリングの実施(平成 29 年 6 月)
平成 29 年度に、機構内で定められた個人情報保護に係るルールに基づかない事務処理が原因となって、個人情報漏えい事案が発生した法務課及び同課個人情報保護管理者に対してヒアリングを実施するとともに、事案発生後の再発防止策の実施方法の確認等を行った。
- ③個人情報漏えい等事案が発生した部署における再発防止策の策定
機構過失による個人情報漏えい等事案が発生した部署において、発生後には速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告するとともに、再発防止策を検討するよう適宜周知を図った。また、必要に応じ、業務遂行の見直し等を行った。
- ④平成 30 年度に向けての検討
以下の事項については、平成 30 年度の実施に向けて検討を行った。
・「個人情報保護守ってほしい 12 のルール」の改訂
・「個人情報を含む文書等発送時に係る機構内統一ルール」改訂

<個人情報漏えい等事案(郵便物誤発送等)発生(発覚)状況>

種別	平成 29 年度	(参考) 平成 28 年度
機構職員によるもの	4 件	21 件
委託業者によるもの	3 件	6 件
当該者の住所変更未届等に起因するもの	20 件	9 件
郵便事故等によるもの	16 件	19 件
計	43 件	55 件

上記のとおり、平成 29 年度においては個人情報漏えいの再発防止に向け組織が一丸となって取り組んだことにより、個人情報漏えい件数を大きく削減することができた。

	③ 情報公開の適正な実施	③ 情報公開の適正な実施 情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。	<62> 情報公開の実施状況	○情報開示請求への対応 平成 29 年度の情報開示請求は、法人文書開示請求は 39 件(うち、全部開示 16 件、部分開示 19 件、不開示 4 件)、保有個人情報開示請求は 4 件(うち、全部開示 1 件、部分開示 2 件、不開示 1 件)であり、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 情報開示請求に対して適切に処理したことは評価できる。
--	--------------	--	----------------	--	--

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(1) 収入の確保等

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																							
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																	
<p>寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。</p> <p>また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p>	<p>寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。</p> <p>また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p>	<p>寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。</p> <p>また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p>	<p><63> 収入の確保等の状況</p>	<p>○寄附金の獲得</p> <p>(1)学生支援寄附金受入状況</p> <p>積極的な寄附金募集のため、従来のホームページ、業績優秀者返還免除者への通知における寄附金リーフレット同封、奨学金返還開始前に奨学生に配付する「返還のてびき」巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載した他、新規施策として、返還完了者へ送付する「返還完了通知」に寄附を促す文言の追加、JAL 及び ANA の国内線機内誌への寄附金募集に係る広告の掲載を実施し、寄附金に対する周知を図った。</p> <p>また、個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成29年11月よりオンライン寄附システムを導入した。</p> <p><学生支援寄附金受入状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1,728件</td> <td>1,669件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>534,309,519円</td> <td>276,257,913円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況</p> <p>機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により34の民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、訪問済み198の企業等に対して引き続き寄附金募集活動を行った。</p> <p>また、個人寄附説明会を実施(5月13日、6月10日、7月30日、10月11日、10月21日、11月16日、3月11日)した他、オンライン寄附システムを導入する等、個人寄附の受入れ拡大を図るための取り組みを行った。</p> <p><「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度</th> <th>(参考)平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>207件</td> <td>166件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,436,102,600円</td> <td>1,490,098,465円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○自己収入の確保</p> <p>留学生宿舎については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めている。日本語教育センターについては、広報・学生募集活動を積極的に行うなど、収入の確保に努めた。また、日本留学試験については、</p>	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	件数	1,728件	1,669件	金額	534,309,519円	276,257,913円	区分	平成29年度	(参考)平成28年度	件数	207件	166件	金額	1,436,102,600円	1,490,098,465円	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援寄附金の募集を積極的に行ない、寄附金受入額が前年度を大きく上回ったことは高く評価できる。 ・「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金については、民間企業等に対して企業訪問を行い「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集を積極的に行なうことに加え、個人寄附説明会の実施やオンライン寄附システムを導入したことは評価できる。 ・留学生宿舎等において、資産の有効活用を図り、自己収入の確保に努めたことは評価できる。日本語教育センターにおいては、政府派遣等留学生の受入れのため、広報・学生募集活動を積極的に行ない、収入の確保に努めたことは評価できる。また、日本留学試験については、広報活動により応募者数増を図るとともに、受験料改定を行ない収入の確保に努めたことは評価できる。 ・奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。また、財投機関債の発行に関連し、格付機関による発行体格付が AA+
区分	平成29年度	(参考)平成28年度																					
件数	1,728件	1,669件																					
金額	534,309,519円	276,257,913円																					
区分	平成29年度	(参考)平成28年度																					
件数	207件	166件																					
金額	1,436,102,600円	1,490,098,465円																					

日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組により応募者数増を図ると共に、受験料の改定(スリランカ)によって、収入確保に努めた。

<宿舎等収入>

項目	金額
平成29年度留学生宿舎収入	629,383千円
平成29年度日本語学校収入	285,180千円
平成29年度日本留学試験検定料収入	539,005千円

○保有資産の有効活用

居室の有効活用を行うため、札幌及び金沢国際交流会館については、全室貸出方式による利用を行うとともに、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。

この結果、札幌及び金沢国際交流会館は、前年度と同様、入居率100%を維持できた。また、東京国際交流館の入居室は昨年度からわずかに2ポイント下回ったが、昨年度とほぼ同等の水準を維持し、兵庫国際交流会館の入居率は0.7ポイント上昇し、会館等全体の入居室は概ね前年度と同等の水準を確保できた。

<国際交流会館等入居率> (単位: %)

会館名	平成29年度	(参考)平成28年度
札幌国際交流会館	100.0	100.0
東京国際交流館	92.6	94.6
金沢国際交流会館	100.0	100.0
兵庫国際交流会館	89.2	88.5
福岡国際交流会館	—	92.6
会館全体の入居率	92.7	94.0

※福岡国際交流会館は平成28年6月末に売却済み。

居室を最大限に有効利用するため、札幌及び金沢国際交流会館の全室を貸出方式とすることで、前年度に引き続き入居率100%を維持した

(※)貸出方式とは、大学等による主体的な運営への参加を促進する観点から、大学等に対し間こうが居室の一部又は全部を貸出し、当該大学が学生等に居室を提供する方式をいう。

○東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の入居者確保に係る取組

各大学に配分した居室で、30日以上空室のまま入居申請がなかった居室については配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、大学推薦による入居者募集を積極的に行うとともに、通常の募集と

からAAAに引き上げられたことは、外部機関により機構事業の適切性が評価されたという観点から評価できる。

は別に臨時募集を行い、入居率向上に努めた。

○奨学金貸与事業における自己調達資金の確保

(1)財投機関債発行額

発行年月日	発行額
平成29年6月7日	300億円
平成29年9月7日	300億円
平成29年11月8日	300億円
平成30年2月7日	300億円
計	1,200億円

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。特に、平成 29 年度においては、日本格付研究所(JCR)による発行体格付が、奨学金の重要性が一段と増していること、返還金の回収率が従前と比べて高い水準を維持していること、等の理由により、AA+から AAA に引き上げられた。

<発行体格付の状況>

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
日本格付研究所 (JCR)	AA+	AA+	AA+	AAA
格付投資情報センタ ー(R&I)	AA	AA	AA	AA

(2)民間資金借入額実績(年度末残高)

3,300 億円

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	<64> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	<p>○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。</p> <p>○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。</p> <p><平成 29 年度決算額> ・第一種 542 億円 ・第二種 1,119 億円</p>		<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。</p>

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(3) 予算

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価										
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績			自己評価			
<p>予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	略	略	<p><65> 予算の執行状況</p>	○平成29年度予算(総括)			<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。</p>			
				【全体(総括)】				(単位:百万円)		
				区分	予算	決算		差引増減額		
				収入						
				借入金等	1,293,128	1,239,883		△ 53,244		
				運営費交付金	13,773	13,773		-		
				育英資金返還免除等補助金	6,863	6,863		-		
				学資支給基金補助金	7,000	7,000		-		
				留学生交流支援事業費補助金	8,065	8,065		-		
				奨学金業務システム開発費等補助金	1,354	2,766		1,412		
				寄附金収入	1,989	1,986		△ 3		
				貸付回収金	789,153	790,019		866		
				貸付金利息等	34,957	35,221		264		
				政府補給金	0	0		△ 0		
事業収入	912	918	6							
雑収入	3,642	4,884	1,242							
計	2,160,836	2,111,378	△ 49,458							
支出										
奨学金貸与事業費	1,076,592	1,015,584	61,008							
一般管理費	2,212	2,464	△ 252							
うち、人件費(管理系)	1,178	1,130	48							
物件費	1,034	1,334	△ 300							
業務経費	15,774	16,301	△ 527							
貸与事業を除く事業費	9,114	9,368	△ 253							
うち、人件費(事業系)	3,411	3,310	101							
物件費	5,704	6,058	△ 354							
貸与事業業務経費	6,660	6,934	△ 274							
特殊経費	341	424	△ 83							
借入金等償還	1,004,920	1,004,820	100							
借入金等利息償還	31,084	30,811	273							
学資支給基金補助金経費	1,816	1,540	276							
留学生交流支援事業費補助金経費	8,065	7,438	628							
奨学金業務システム開発費等補助金経費	1,354	2,766	△ 1,412							
寄附金事業費	1,989	1,986	3							

計	2,144,148	2,084,134	60,014
【奨学金事業(総括)】 (単位:百万円)			
区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,293,128	1,239,883	△ 53,244
運営費交付金	5,998	6,182	184
育英資金返還免除等補助金	6,863	6,863	-
学資支給基金補助金	7,000	7,000	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金	1,354	2,766	1,412
寄附金収入	216	25	△ 191
貸付回収金	789,153	790,019	866
貸付金利息等	34,957	35,221	264
政府補給金	0	0	△ 0
事業収入	-	-	-
雑収入	3,143	4,108	965
計	2,141,812	2,092,068	△ 49,745
支出			
奨学金貸与事業費	1,076,592	1,015,584	61,008
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	8,875	9,167	△ 292
貸与事業を除く事業費	2,215	2,233	△ 18
うち、人件費(事業系)	2,215	2,233	△ 18
物件費	-	-	-
貸与事業業務経費	6,660	6,934	△ 274
特殊経費	265	404	△ 138
借入金等償還	1,004,920	1,004,820	100
借入金等利息償還	31,084	30,811	273
学資支給基金補助金経費	1,816	1,540	276
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金経費	1,354	2,766	△ 1,412
寄附金事業費	216	25	191
計	2,125,124	2,065,118	60,007

【留学生支援事業(総括)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	5,195	5,102	△ 92
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	8,065	8,065	-
奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-
寄附金収入	1,772	1,960	188
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	912	918	6
雑収入	461	733	272
計	16,405	16,779	374
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,554	6,849	△ 295
貸与事業を除く事業費	6,554	6,849	△ 295
うち、人件費(事業系)	950	887	63
物件費	5,605	5,962	△ 358
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	14	7	7
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	8,065	7,438	628
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-
寄附金事業費	1,772	1,960	△ 188
計	16,405	16,254	151

【学生生活支援事業(総括)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-

				運営費交付金	363	299	△ 64		
				育英資金返還免除等補助金	-	-	-		
				学資支給基金補助金	-	-	-		
				留学生交流支援事業費補助金	-	-	-		
				奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-		
				寄附金収入	-	0	0		
				貸付回収金	-	-	-		
				貸付金利息等	-	-	-		
				政府補給金	-	-	-		
				事業収入	-	-	-		
				雑収入	-	-	-		
				計	363	300	△ 63		
				支出					
				奨学金貸与事業費	-	-	-		
				一般管理費	-	-	-		
				うち、人件費(管理系)	-	-	-		
				物件費	-	-	-		
				業務経費	345	285	60		
				貸与事業を除く事業費	345	285	60		
				うち、人件費(事業系)	246	190	57		
				物件費	99	96	3		
				貸与事業業務経費	-	-	-		
				特殊経費	18	-	18		
				借入金等償還	-	-	-		
				借入金等利息償還	-	-	-		
				学資支給基金補助金経費	-	-	-		
				留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-		
				奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-		
				寄附金事業費	-	0	△ 0		
				計	363	286	78		
				【法人共通(総括)】				(単位:百万円)	
				区分	予算	決算	差引増減額		
				収入					
				借入金等	-	-	-		
				運営費交付金	2,218	2,189	△ 28		
				育英資金返還免除等補助金	-	-	-		
				学資支給基金補助金	-	-	-		
				留学生交流支援事業費補助金	-	-	-		

奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	38	43	5
計	2,256	2,232	△ 23
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	2,212	2,464	△ 252
うち、人件費(管理系)	1,178	1,130	48
物件費	1,034	1,334	△ 300
業務経費	-	-	-
貸与事業を除く事業費	-	-	-
うち、人件費(事業系)	-	-	-
物件費	-	-	-
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	43	13	30
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	2,256	2,477	△ 222

○平成 29 年度予算(一般勘定)

【全体(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,293,128	1,239,883	△ 53,244
運営費交付金	13,773	13,773	-
育英資金返還免除等補助金	6,863	6,863	-
留学生交流支援事業費補助金	8,065	8,065	-
奨学金業務システム開発費等補助金	1,354	2,766	1,412
寄附金収入	1,989	1,986	△ 3
貸付回収金	789,153	790,019	866

貸付金利息等	34,957	35,221	264
政府補給金	0	0	△ 0
事業収入	912	918	6
雑収入	3,642	4,884	1,242
計	2,153,836	2,104,378	△ 49,458
支出			
奨学金貸与事業費	1,076,592	1,015,584	61,008
一般管理費	2,212	2,464	△ 252
うち、人件費(管理系)	1,178	1,130	48
物件費	1,034	1,334	△ 300
業務経費	15,774	16,301	△ 527
貸与事業を除く事業費	9,114	9,368	△ 253
うち、人件費(事業系)	3,411	3,310	101
物件費	5,704	6,058	△ 354
貸与事業業務経費	6,660	6,934	△ 274
特殊経費	341	424	△ 83
借入金等償還	1,004,920	1,004,820	100
借入金等利息償還	31,084	30,811	273
留学生交流支援事業費補助金経費	8,065	7,438	628
奨学金業務システム開発費等補助金経費	1,354	2,766	△ 1,412
寄附金事業費	1,989	1,986	3
計	2,142,332	2,082,594	59,738

【奨学金事業(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,293,128	1,239,883	△ 53,244
運営費交付金	5,998	6,182	184
育英資金返還免除等補助金	6,863	6,863	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金	1,354	2,766	1,412
寄附金収入	216	25	△ 191
貸付回収金	789,153	790,019	866
貸付金利息等	34,957	35,221	264
政府補給金	0	0	△ 0
事業収入	-	-	-
雑収入	3,143	4,108	965
計	2,134,812	2,085,068	△ 49,745

支出			
奨学金貸与事業費	1,076,592	1,015,584	61,008
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	8,875	9,167	△ 292
貸与事業を除く事業費	2,215	2,233	△ 18
うち、人件費(事業系)	2,215	2,233	△ 18
物件費	-	-	-
貸与事業業務経費	6,660	6,934	△ 274
特殊経費	265	404	△ 138
借入金等償還	1,004,920	1,004,820	100
借入金等利息償還	31,084	30,811	273
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金	1,354	2,766	△ 1,412
寄附金事業費	216	25	191
計	2,123,308	2,063,577	59,731

【留学生支援事業(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	5,195	5,102	△ 92
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	8,065	8,065	-
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-
寄附金収入	1,772	1,960	188
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	912	918	6
雑収入	461	733	272
計	16,405	16,779	374
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,554	6,849	△ 295

貸与事業を除く事業費	6,554	6,849	△ 295
うち、人件費(事業系)	950	887	63
物件費	5,605	5,962	△ 358
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	14	7	7
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	8,065	7,438	628
奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-
寄附金事業費	1,772	1,960	△ 188
計	16,405	16,254	151

【学生生活支援事業(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	363	299	△ 64
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-
寄附金収入	-	0	0
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	363	300	△ 63
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	345	285	60
貸与事業を除く事業費	345	285	60
うち、人件費(事業系)	246	190	57
物件費	99	96	3
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	18	-	18
借入金等償還	-	-	-

借入金等利息償還	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-
寄附金事業費	-	0	△ 0
計	363	286	78

【法人共通(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,218	2,189	△ 28
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	38	43	5
計	2,256	2,232	△ 23
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	2,212	2,464	△ 252
うち、人件費(管理系)	1,178	1,130	48
物件費	1,034	1,334	△ 300
業務経費	-	-	-
貸与事業を除く事業費	-	-	-
うち、人件費(事業系)	-	-	-
物件費	-	-	-
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	43	13	30
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	2,256	2,477	△ 222

○平成 29 年度予算(学資支給業務勘定)

【全体(学資支給業務勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
学資支給基金補助金	7,000	7,000	-
計	7,000	7,000	-
支出			
学資支給基金補助金経費	1,816	1,540	276
計	1,816	1,540	276

【奨学金事業(学資支給業務勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
学資支給基金補助金	7,000	7,000	-
計	7,000	7,000	-
支出			
学資支給基金補助金経費	1,816	1,540	276
計	1,816	1,540	276

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(4) 収支計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価								
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績				自己評価
—	略	略	<66> 計画と実績の対比	○平成29年度 収支計画(総括) 【全体(総括)】				<評定> B
				(単位:百万円)				<評定根拠> 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。
				区分	予算	決算	差引増減額	
				費用の部				
				経常費用	100,364	91,243	9,121	
				業務経費	94,681	85,195	9,486	
				寄附金事業費	1,984	1,985	△ 1	
				一般管理費	2,241	2,376	△ 135	
				減価償却費	1,457	1,686	△ 229	
				臨時損失	-	11	△ 11	
				収益の部				
				経常収益	105,897	95,061	△ 10,837	
				運営費交付金収益	12,869	12,744	△ 125	
				自己収入	39,348	40,772	1,425	
				寄附金収益	1,984	1,970	△ 15	
				補助金等収益	23,236	23,215	△ 21	
				財源措置予定額収益	27,430	15,127	△ 12,303	
				資産見返負債戻入	819	1,018	198	
				財務収益	210	215	5	
				臨時利益	-	2,179	2,179	
				純利益	5,533	5,985	452	
				目的積立金取崩額	-	-	-	
				総利益	5,533	5,985	452	
				【奨学金事業(総括)】				(単位:百万円)
				区分	予算	決算	差引増減額	
				費用の部				
				経常費用	81,287	72,254	9,034	
				業務経費	79,788	70,736	9,051	
				寄附金事業費	216	25	192	
				一般管理費	-	-	-	
				減価償却費	1,283	1,492	△ 209	

臨時損失	-	1	△ 1
収益の部			
經常収益	86,819	75,889	△ 10,931
運営費交付金収益	5,178	4,828	△ 349
自己収入	37,937	39,063	1,127
寄附金収益	216	25	△ 191
補助金等収益	15,171	15,777	606
財源措置予定額収益	27,430	15,127	△ 12,303
資産見返負債戻入	678	854	176
財務収益	210	214	4
臨時利益	-	2,170	2,170
純利益	5,532	5,804	272
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	5,532	5,804	272

【留学生支援事業(総括)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
經常費用	16,397	16,247	150
業務経費	14,531	14,175	356
寄附金事業費	1,768	1,960	△ 192
一般管理費	-	-	-
減価償却費	98	111	△ 14
臨時損失	-	6	△ 6
収益の部			
經常収益	16,398	16,340	△ 58
運営費交付金収益	5,121	5,205	84
自己収入	1,373	1,667	294
寄附金収益	1,768	1,944	176
補助金等収益	8,065	7,438	△ 628
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	71	87	16
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	4	4
純利益	1	92	91
目的積立金取崩額	-	-	-

総利益	1	92	91
-----	---	----	----

【学生生活支援事業(総括)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	364	286	79
業務経費	362	283	79
寄附金事業費	-	0	△ 0
一般管理費	-	-	-
減価償却費	2	2	0
臨時損失	-	0	△ 0
収益の部			
経常収益	364	300	△ 65
運営費交付金収益	362	297	△ 65
自己収入	-	-	-
寄附金収益	-	0	0
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	2	2	△ 0
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	0	0
純利益	-	14	14
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	14	14

【法人共通(総括)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,315	2,457	△ 142
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,241	2,376	△ 135
減価償却費	74	81	△ 7
臨時損失	-	4	△ 4
収益の部			
経常収益	2,315	2,532	217

運営費交付金収益	2,209	2,414	205
自己収入	38	42	4
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	69	76	7
財務収益	0	1	0
臨時利益	-	4	4
純利益	-	75	75
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	75	75

○平成29年度 収支計画(一般勘定)

【全体(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
經常費用	98,548	89,894	8,654
業務経費	92,865	83,849	9,016
寄附金事業費	1,984	1,985	△ 1
一般管理費	2,241	2,376	△ 135
減価償却費	1,457	1,683	△ 226
臨時損失	-	11	△ 11
収益の部			
經常収益	104,081	93,711	△ 10,370
運営費交付金収益	12,869	12,744	△ 125
自己収入	39,348	40,772	1,425
寄附金収益	1,984	1,970	△ 15
補助金等収益	21,420	21,869	449
財源措置予定額収益	27,430	15,127	△ 12,303
資産見返負債戻入	819	1,015	195
財務収益	210	215	5
臨時利益	-	2,179	2,179
純利益	5,533	5,985	452
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	5,533	5,985	452

【奨学金事業(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	79,471	70,904	8,567
業務経費	77,971	69,391	8,581
寄附金事業費	216	25	192
一般管理費	-	-	-
減価償却費	1,283	1,489	△ 206
臨時損失	-	1	△ 1
収益の部			
経常収益	85,003	74,539	△ 10,464
運営費交付金収益	5,178	4,828	△ 349
自己収入	37,937	39,063	1,127
寄附金収益	216	25	△ 191
補助金等収益	13,355	14,431	1,077
財源措置予定額収益	27,430	15,127	△ 12,303
資産見返負債戻入	678	850	173
財務収益	210	214	4
臨時利益	-	2,170	2,170
純利益	5,532	5,804	272
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	5,532	5,804	272

【留学生支援事業(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	16,397	16,247	150
業務経費	14,531	14,175	356
寄附金事業費	1,768	1,960	△ 192
一般管理費	-	-	-
減価償却費	98	111	△ 14
臨時損失	-	6	△ 6
収益の部			
経常収益	16,398	16,340	△ 58
運営費交付金収益	5,121	5,205	84
自己収入	1,373	1,667	294

寄附金収益	1,768	1,944	176
補助金等収益	8,065	7,438	△ 628
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	71	87	16
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	4	4
純利益	1	92	91
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	1	92	91

【学生生活支援事業(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
經常費用	364	286	79
業務経費	362	283	79
寄附金事業費	-	0	△ 0
一般管理費	-	-	-
減価償却費	2	2	0
臨時損失	-	0	△ 0
収益の部			
經常収益	364	300	△ 65
運営費交付金収益	362	297	△ 65
自己収入	-	-	-
寄附金収益	-	0	0
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	2	2	△ 0
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	0	0
純利益	-	14	14
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	14	14

【法人共通(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			

経常費用	2,315	2,457	△ 142
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,241	2,376	△ 135
減価償却費	74	81	△ 7
臨時損失	-	4	△ 4
収益の部			
経常収益	2,315	2,532	217
運営費交付金収益	2,209	2,414	205
自己収入	38	42	4
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	69	76	7
財務収益	0	1	0
臨時利益	-	4	4
純利益	-	75	75
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	75	75

○平成29年度 収支計画(学資支給業務勘定)

【全体(学資支給業務勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	1,816	1,349	467
業務経費	1,816	1,346	470
減価償却費	-	3	△ 3
臨時損失	-	-	-
収益の部			
経常収益	1,816	1,349	△ 467
補助金等収益	1,816	1,346	△ 470
資産見返負債戻入	-	3	3
臨時利益	-	-	-
純利益	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-

総利益	-	-	-
【奨学金事業(学資支給業務勘定)】			
			(単位:百万円)
区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	1,816	1,349	467
業務経費	1,816	1,346	470
減価償却費	-	3	-3
臨時損失	-	-	-
収益の部			
経常収益	1,816	1,349	△ 467
補助金等収益	1,816	1,346	△ 470
資産見返負債戻入	-	3	3
臨時利益	-	-	-
純利益			
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	-	-

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(5) 資金計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価								
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績				自己評価
—	略	略	<67> 計画と実績の対比	○平成29年度 資金計画(総括) 【全体(総括)】				<評定> B
				(単位:百万円)				<評定根拠> 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。
				区分	予算	決算	差引増減額	
				資金支出				
				業務活動による支出	△ 6,880,970	△ 6,604,746	276,224	
				奨学金貸与	△ 1,076,592	△ 1,015,584	61,008	
				奨学金給付	△ 1,488	△ 1,259	229	
				人件費支出	△ 4,753	△ 4,527	226	
				短期借入金の返済による支出	△ 4,737,973	△ 4,524,086	213,887	
				長期借入金の返済による支出	△ 1,004,920	△ 1,004,820	100	
				支払利息	△ 31,085	△ 30,811	273	
				寄附金事業による支出	△ 1,966	△ 1,950	17	
				その他の業務支出	△ 22,192	△ 20,584	1,608	
				国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 1,124	△ 1,124	
				投資活動による支出	△ 906	△ 19,374	△ 18,469	
				財務活動による支出	△ 639	△ 662	△ 23	
				次年度への繰越金	185,835	208,444	22,609	
				資金収入				
				業務活動による収入	6,898,654	6,635,011	△ 263,643	
				運営費交付金による収入	13,773	13,773	-	
				政府補給金による収入	0	0	△ 0	
				国庫補助金による収入	23,282	24,242	960	
				貸付回収金による収入	789,154	789,987	833	
				短期借入による収入	4,737,973	4,524,086	△ 213,887	
				長期借入による収入	1,292,918	1,239,718	△ 53,200	
				貸付金利息	34,753	35,013	260	
				その他の業務収入	4,958	6,147	1,189	
				寄附金による収入	1,843	2,045	202	
				投資活動による収入	2,900	31,420	28,520	
				その他の投資収入	2,900	31,420	28,520	
				財務活動による収入	-	-	-	
				前年度からの繰越金	166,796	166,796	-	

【奨学金事業(総括)】		(単位:百万円)		
区分	予算	決算	差引増減額	
資金支出				
業務活動による支出	△ 6,861,663	△ 6,582,566	279,098	
奨学金貸与	△ 1,076,592	△ 1,015,584	61,008	
奨学金給付	△ 1,488	△ 1,259	229	
人件費支出	△ 2,316	△ 2,309	7	
短期借入金の返済による支出	△ 4,737,973	△ 4,524,086	213,887	
長期借入金の返済による支出	△ 1,004,920	△ 1,004,820	100	
支払利息	△ 31,084	△ 30,811	273	
寄附金事業による支出	△ 215	△ 25	190	
その他の業務支出	△ 7,074	△ 3,671	3,404	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
投資活動による支出	△ 820	△ 19,181	△ 18,361	
財務活動による支出	△ 606	△ 634	△ 28	
次年度への繰越金	176,632	200,930	24,298	
資金収入				
業務活動による収入	6,879,656	6,615,659	△ 263,997	
運営費交付金による収入	5,998	6,182	184	
政府補給金による収入	0	0	△ 0	
国庫補助金による収入	15,217	16,177	960	
貸付回収金による収入	789,154	789,987	833	
短期借入による収入	4,737,973	4,524,086	△ 213,887	
長期借入による収入	1,292,918	1,239,718	△ 53,200	
貸付金利息	34,753	35,013	260	
その他の業務収入	3,367	4,317	950	
寄附金による収入	276	179	△ 97	
投資活動による収入	2,900	30,486	27,586	
その他の投資収入	2,900	30,486	27,586	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度からの繰越金	157,166	157,166	-	

【留学生支援事業(総括)】		(単位:百万円)		
区分	予算	決算	差引増減額	
資金支出				
業務活動による支出	△ 16,674	△ 16,889	△ 215	
奨学金貸与	-	-	-	
奨学金給付	-	-	-	
人件費支出	△ 951	△ 874	78	

短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	△ 0	-	0
寄附金事業による支出	△ 1,751	△ 1,925	△ 173
その他の業務支出	△ 13,971	△ 12,966	1,005
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 1,124	△ 1,124
投資活動による支出	△ 76	△ 95	△ 20
財務活動による支出	△ 28	△ 23	5
次年度への繰越金	5,187	4,868	△ 319
資金収入			
業務活動による収入	16,351	16,262	△ 89
運営費交付金による収入	5,195	5,102	△ 92
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	8,065	8,065	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,524	1,583	59
寄附金による収入	1,567	1,511	△ 56
投資活動による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	5,614	5,614	-

【学生生活支援事業(総括)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△ 362	△ 299	64
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△ 264	△ 190	75
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	△ 0	△ 0
その他の業務支出	△ 98	△ 109	△ 11
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△ 1	△ 2	△ 1

財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	14	368	354
資金収入			
業務活動による収入	363	655	291
運営費交付金による収入	363	299	△ 64
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
寄附金による収入	-	355	355
投資活動による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	14	14	-

【法人共通(総括)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△ 2,270	△ 4,993	△ 2,723
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△ 1,221	△ 1,155	67
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△ 1,049	△ 3,839	△ 2,789
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△ 9	△ 96	△ 87
財務活動による支出	△ 5	△ 5	-
次年度への繰越金	4,002	2,278	△ 1,724
資金収入			
業務活動による収入	2,284	2,436	151
運営費交付金による収入	2,218	2,189	△ 28
政府補給金による収入	-	-	-

国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	67	246	179
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	934	934
その他の投資収入	-	934	934
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	4,002	4,002	-

○平成 29 年度 資金計画(一般勘定)

【全体(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△ 6,879,154	△ 6,603,469	275,685
奨学金貸与	△ 1,076,592	△ 1,015,584	61,008
人件費支出	△ 4,703	△ 4,527	176
短期借入金の返済による支出	△ 4,737,973	△ 4,524,086	213,887
長期借入金の返済による支出	△ 1,004,920	△ 1,004,820	100
支払利息	△ 31,085	△ 30,811	273
寄附金事業による支出	△ 1,966	△ 1,950	17
その他の業務支出	△ 21,914	△ 20,566	1,348
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 1,124	△ 1,124
投資活動による支出	△ 906	△ 19,180	△ 18,274
財務活動による支出	△ 639	△ 662	△ 23
次年度への繰越金	180,652	202,871	22,219
資金収入			
業務活動による収入	6,891,654	6,627,966	△ 263,688
運営費交付金による収入	13,773	13,773	-
政府補給金による収入	0	0	△ 0
国庫補助金による収入	16,282	17,242	960
貸付回収金による収入	789,154	789,987	833
短期借入による収入	4,737,973	4,524,086	△ 213,887
長期借入による収入	1,292,918	1,239,718	△ 53,200
貸付金利息	34,753	35,013	260
その他の業務収入	4,958	6,146	1,188

寄附金による収入	1,843	2,001	158
投資活動による収入	2,900	31,420	28,520
その他の投資収入	2,900	31,420	28,520
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	166,796	166,796	-

【奨学金事業(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△ 6,859,847	△ 6,581,288	278,559
奨学金貸与	△ 1,076,592	△ 1,015,584	61,008
人件費支出	△ 2,266	△ 2,309	△ 43
短期借入金の返済による支出	△ 4,737,973	△ 4,524,086	213,887
長期借入金の返済による支出	△ 1,004,920	△ 1,004,820	100
支払利息	△ 31,084	△ 30,811	273
寄附金事業による支出	△ 215	△ 25	190
その他の業務支出	△ 6,796	△ 3,653	3,143
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△ 820	△ 18,987	△ 18,167
財務活動による支出	△ 606	△ 634	△ 28
次年度への繰越金	171,449	195,357	23,908
資金収入			
業務活動による収入	6,872,656	6,608,614	△ 264,042
運営費交付金による収入	5,998	6,182	184
政府補給金による収入	0	0	△ 0
国庫補助金による収入	8,217	9,177	960
貸付回収金による収入	789,154	789,987	833
短期借入による収入	4,737,973	4,524,086	△ 213,887
長期借入による収入	1,292,918	1,239,718	△ 53,200
貸付金利息	34,753	35,013	260
その他の業務収入	3,367	4,316	949
寄附金による収入	276	135	△ 141
投資活動による収入	2,900	30,486	27,586
その他の投資収入	2,900	30,486	27,586
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	157,166	157,166	-

【留学生支援事業(一般勘定)】 (単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△ 16,674	△ 16,889	△ 215
奨学金貸与	-	-	-
人件費支出	△ 951	△ 874	78
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	△ 0	-	0
寄附金事業による支出	△ 1,751	△ 1,925	△ 173
その他の業務支出	△ 13,971	△ 12,966	1,005
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 1,124	△ 1,124
投資活動による支出	△ 76	△ 95	△ 20
財務活動による支出	△ 28	△ 23	5
次年度への繰越金	5,187	4,868	△ 319
資金収入			
業務活動による収入	16,351	16,262	△ 89
運営費交付金による収入	5,195	5,102	△ 92
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	8,065	8,065	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,524	1,583	59
寄附金による収入	1,567	1,511	△ 56
投資活動による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	5,614	5,614	-

【学生生活支援事業(一般勘定)】 (単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△ 362	△ 299	64
奨学金貸与	-	-	-
人件費支出	△ 264	△ 190	75
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-

支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	△ 0	△ 0
その他の業務支出	△ 98	△ 109	△ 11
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△ 1	△ 2	△ 1
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	14	368	354
資金収入			
業務活動による収入	363	655	291
運営費交付金による収入	363	299	△ 64
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
寄附金による収入	-	355	355
投資活動による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	14	14	-

【法人共通(一般勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△ 2,270	△ 4,993	△ 2,723
奨学金貸与	-	-	-
人件費支出	△ 1,221	△ 1,155	67
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△ 1,049	△ 3,839	△ 2,789
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△ 9	△ 96	△ 87
財務活動による支出	△ 5	△ 5	-
次年度への繰越金	4,002	2,278	△ 1,724

資金収入			
業務活動による収入	2,284	2,436	151
運営費交付金による収入	2,218	2,189	△ 28
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	67	246	179
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	934	934
その他の投資収入	-	934	934
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	4,002	4,002	-

○平成 29 年度 資金計画(学資支給業務勘定)

【全体(学資支給業務勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△ 1,816	△ 1,277	539
奨学金給付	△ 1,488	△ 1,259	229
人件費支出	△ 50	-	50
その他の業務支出	△ 279	△ 18	261
投資活動による支出	-	△ 194	△ 194
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	5,184	5,573	389
資金収入			
業務活動による収入	7,000	7,045	45
国庫補助金による収入	7,000	7,000	-
投資活動による収入	-	1	1
財務活動による収入	-	44	44
前年度からの繰越金	-	-	-

【奨学金事業(学資支給業務勘定)】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			

				業務活動による支出	△ 1,816	△ 1,277	539		
				奨学金給付	△ 1,488	△ 1,259	229		
				人件費支出	△ 50	-	50		
				その他の業務支出	△ 279	△ 18	261		
				投資活動による支出	-	△ 194	△ 194		
				財務活動による支出	-	-	-		
				次年度への繰越金	5,184	5,573	389		
				資金収入					
				業務活動による収入	7,000	7,045	45		
				国庫補助金による収入	7,000	7,000	-		
				投資活動による収入	-	1	1		
				財務活動による収入	-	44	44		
				前年度からの繰越金	-	-	-		
				※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。					

IV 短期借入金の限度額

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
—	奨学金貸与事業において、第一種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、893億円、第二種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、13,500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	奨学金貸与事業において、第一種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、893億円、第二種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、13,500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	<68> 短期借入金の調達状況	○第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、第一種学資貸与金が 68 億円、第二種学資貸与金が 5,879 億円であった。		<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 貸与奨学金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。</p>

V 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
—	<p>札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。</p> <p>国際交流会館の売却により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。</p>	<p>札幌国際交流会館及び金沢国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。</p> <p>国際交流会館の売却により平成29年度に譲渡収入が生じた場合は、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行う。</p>	<p><69> 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況</p>	<p>○札幌、金沢の各国際交流会館の状況</p> <p>地権者である地方公共団体(札幌市及び石川県)と交渉を行ったところ、それぞれ無償譲渡に向けて調整することとなり、平成29年8月31日付で文部科学大臣へ各会館に係る「中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付等に係る通知について」を通知した。</p> <p>札幌市及び石川県とは、譲渡手続きを円滑に実施するため、覚書を取り交わした。また、札幌市及び石川県に対して譲渡条件の提示を行い、それぞれの利用計画書等を審査した上で、不動産譲渡契約を締結した(札幌国際交流会館:平成29年12月12日、金沢国際交流会館:平成30年3月16日)。</p> <p>なお、札幌国際交流会館については、平成30年3月31日に札幌市に引渡しを行った。</p>		<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 札幌、金沢の各国際交流会館についてそれぞれの地権者と無償譲渡に向けた調整を滞りなく行うことができ、札幌国際交流会館について不動産引渡しを実施できたことは評価できる。</p>

VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第六号で定める重要な財産の処分等に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
—	職員宿舎(百合丘第1(平成29年3月廃止予定))については、売却により処分を行い、その売却収入は貸倒引当金の財源とする。	職員宿舎(百合丘第1)については、売却に向けた手続を進める。	<70> 職員宿舎の処分に係る実施状況	<p>○職員宿舎(百合丘第1宿舎)の状況</p> <p>平成29年3月末をもって廃止となった百合丘第1宿舎については、不動産鑑定評価を実施し、貸倒引当金充当財源計上額を確保した上での処分見込みが立ったことから売却を進めることとした。</p> <p>売却にあたっては一般競争入札を実施し、その結果、貸倒引当金計上額を上回る金額にて平成29年11月15日に不動産売買契約書を締結し、平成29年11月30日に引渡しを行った。</p>		<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>職員宿舎(百合丘第1宿舎)廃止後、売却に向けた適切な対応を行うことができ、貸倒引当金計上額を上回る金額で処分できたことは評価できる。</p>

VII 剰余金の使途

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
—	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<71> 剰余金の活用状況	※平成 29 年度に剰余金の使用実績はなかった。		—

Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	<72> 施設及び設備の整備に係る実施状況	<p>○事務所再開発整備の調査検討 市谷事務所においてレイアウト変更を実施するとともに、一部の保管書類を東京日本語教育センター倉庫に移設することで、事務所スペースの有効活用を図った。 また、老朽化・狭隘化が著しい市谷事務所について、現状と課題を認識し再整備の在り方を整理するために、市谷事務所再整備に向けた基礎調査を実施するとともに、新事務所建設に向けた基本計画等策定のための調査・検討経費を平成30年度概算要求の要求事項とし、事務所再開発整備調査検討経費として予算措置された。これにより、市谷事務所再整備に向けて、基本構想・基本計画策定支援業務の業者選定を行うための調達手続きを開始した。</p> <p>○施設・設備の整備等の実施 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の維持管理に係る行動計画(平成28年度～平成32年度)に係る個別施設計画の策定を検討した。また、国際交流会館等の改修工事の工事監理を適切に行うと共に、機構が所有する施設等について、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。</p>		<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・事務所スペースの有効活用を図るとともに、市谷事務所の再開発整備について基礎調査を実施し、また概算要求を行い予算措置されたことから、基本構想・基本計画策定支援業務の業者選定を行うための調達手続きを開始したことは評価できる。 ・施設等について適切に工事監理及び保全を行ったことは評価できる。</p>

Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

2 人事に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																																			
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																																													
<p>機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。</p>	<p>(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。</p>	<p>(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。</p>	<p><73> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況</p>	<p>○職員の計画的な採用及び配置 (1)幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、任期付採用25人を含む50名を計画的に採用した。 この内、専門的な能力を有する人材を確保するため、金融関係の分野において2名を採用した。 また、非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る採用基準の設定を行い、任期付職員・常勤職員への登用を行った。 (内部登用による平成29年度任期付職員採用3名、常勤職員採用9名) (2)職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。 (3)女性職員の管理職への登用を引き続き行った。また、今後の登用に向けて、課長補佐級への登用を積極的に行い、育成に努めた。</p> <p><女性職員の管理職等への登用状況> (各年度末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">平成29年度</th> <th colspan="3">(参考)平成28年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">人数</th> <th colspan="2">うち女性</th> <th rowspan="2">人数</th> <th colspan="2">うち女性</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>22人</td> <td>4人</td> <td>18.2%</td> <td>21人</td> <td>5人</td> <td>23.8%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>63人</td> <td>14人</td> <td>22.2%</td> <td>57人</td> <td>10人</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>60人</td> <td>17人</td> <td>28.3%</td> <td>61人</td> <td>18人</td> <td>29.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>145人</td> <td>35人</td> <td>24.1%</td> <td>139人</td> <td>33人</td> <td>23.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公正な人事評価の実施 勤労手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとす るため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正な額を算出の 上、支給した。</p> <p>○人事交流の実施 高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専</p>		区分	平成29年度			(参考)平成28年度			人数	うち女性		人数	うち女性		人数	割合	人数	割合	部長級	22人	4人	18.2%	21人	5人	23.8%	課長級	63人	14人	22.2%	57人	10人	17.5%	課長補佐級	60人	17人	28.3%	61人	18人	29.5%	合計	145人	35人	24.1%	139人	33人	23.7%	<p><評価> B <評価根拠> ・「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施した他、女性職員の管理職への登用を実施したことは多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置するという観点から評価できる。 ・他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。</p>
区分	平成29年度			(参考)平成28年度																																															
	人数	うち女性		人数	うち女性																																														
		人数	割合		人数	割合																																													
部長級	22人	4人	18.2%	21人	5人	23.8%																																													
課長級	63人	14人	22.2%	57人	10人	17.5%																																													
課長補佐級	60人	17人	28.3%	61人	18人	29.5%																																													
合計	145人	35人	24.1%	139人	33人	23.7%																																													

				<p>門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構から他機関への出向者：18人 ・他機関から機構への出向者：53人 <p>○職員研修の実施状況</p> <p>(1)管理職研修 面談による部下指導、評価に対する心がまえや本来的な意義、あり方の理解と面談を活用したマネジメントの実現を目的とした研修やパワーハラスメントに関する研修を管理職員に対して実施した。(面談によるマネジメント研修41人、パワーハラスメント研修76人)</p> <p>(2)その他重点的に実施した研修</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新職員研修(14人) ②新職員フォローアップ研修(13人) ③初任者研修(18人) ④主任研修(24人) ⑤係長研修(16人) ⑥課長補佐研修(15人) ⑦分野別研修(延べ581人) ※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修 ⑧JASSO講演会(2回・延べ152人) ※機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修 	
<p>(2)人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 17,799 (百万円) ただし、上</p>	<p>(2)人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p>	<p><74> 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況</p>	<p>○組織見直しに伴う業務量に応じた人員配置</p> <p>(1)平成29年度における組織見直しの実施状況 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成29年4月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付型奨学金制度に係る業務実施体制の整備 給付型奨学金制度の導入に伴い、貸与部を貸与・給付部に改めるとともに、奨学生採用業務に携わる体制を強化 ・奨学金の新制度の導入に伴う体制整備等 所得連動返還方式やマイナンバー制度の導入に伴い、事務処理体制を整備 ・情報部の体制強化 情報セキュリティ対策の強化や新制度導入に伴う情報システム開発に対応するため、情報部の体制を強化 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。</p>	

	<p>記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p>		<p>(2)人員配置の状況 事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。 また、平成 29 年度においても平成 28 年度に引き続き、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を行った。</p> <p>【参考】役職員数(平成 30 年 3 月末現在) ・役員 : 7 人(7 人) ・職員 : 520 人(511 人) ※()は平成 29 年 3 月末現在</p>	
--	---	--	---	--

Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

4 積立金の使途

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	29年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
—	前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	<75> 積立金の利用状況	※平成29年度に前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。	—